

核依存の 病理を問う



2025年9月

SEPTEMBER 2025

広島市立大学
広島平和研究所

HIROSHIMA PEACE INSTITUTE (HPI)
HIROSHIMA CITY UNIVERSITY

核依存の病理を問う

広島平和研究所ブックレット

11

はじめに

梅原 季哉

広島平和研究所は、研究成果を広く市民の皆さまにお知らせするために、戦争や平和にかかわるさまざまな問題をテーマとして、国際シンポジウムや連続市民講座、研究フォーラムなどを随時開催してきました。また、二〇一四年度からは、そうした発信の内容をわかりやすい形で記録にとどめ、現代社会における、世界平和の構築に向けた問題提起の一助とすることをめざして、この小冊子シリーズ「広島平和研究所ブックレット」を毎年、発行しています。

その第一一巻となる本書『核依存の病理を問う』は、広島平和研究所が二〇二四年に行った活動に基づいた内容であり、以下のような二部構成でお届けします。

第Ⅰ部は、広島平和研究所と中国新聞、長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）の共催で、二〇二四年一月三〇日に広島国際会議場で行われた国際シンポジウム「グローバルに核被害をとらえ直す——いま改めて『ノーモア・ヒバクシャ』」での四つの報告について、講演録を元にして報告者の方々に改めて加筆修正いただきました。第1章「今、伝えたい二つの事実」（伊東英朗）、第2章「グローバル・ヒバクシャとの出会いと気づき」（瀬戸麻由）、第3章「新興技術と核リスク——新たな規範の必要性」（鈴木達治郎）、第4章「被災地の視座——中国新聞と原爆・平和報道」（森田裕美）の四編となります。

第Ⅰ部の元になったシンポジウムでは、核実験や核兵器の製造過程での汚染による被害を受けた人々、いわゆる「グローバル・ヒバクシャ」をめぐる問題や、核リスクをめぐる科学者やメディアの責任に脚光を当てました。報告者・執筆者の皆さんの論点はそれぞれに異なりますが、そこに共通するのは、核保有に至る過程でもたらされた被害の非人道性や、核のリスクの背後にある責任を問う姿勢であり、核兵器の被害をこれ以上、決して広げないためにこそ核廃絶が求められている、という問題意識といえます。

続く第Ⅱ部は、広島平和研究所が二〇二四年一〇月一八日から一月二二日にかけて、オンラインで配信した連続市民講座「止まらないアジアの核開発とガバナンス」の講義五

回分について、担当された研究者の方々に、講義録を元にして、やはり新たに加筆修正していただいたものです。第Ⅰ部がいわば、核を開発し、持ち続けてきた既存の核保有国の非人道性やリスクを問うたのに対し、第Ⅱ部は、核兵器を新たに保有しようとする国々が、とりわけアジアで後を絶たないのはなぜか、という問題意識を出発点にしています。

具体的には、第5章「深刻化する北東アジアのガバナンスと進む軍事化」(吉川元)、第6章「北朝鮮の核開発の現状とガバナンス動向」(孫賢鎮)、第7章「インドの核、国際関係、ガバナンス——瀬戸際の民主主義」(溜和敏)、第8章「パキスタンの核兵器開発の論理——なぜ、開発を続けるのか」(近藤高史)、第9章「イランの核開発問題は今——長期化するガザ紛争とイランの戦略」(中西久枝)という五編から成るラインアップで、最初に第5章で、総論としてアジア地域の軍事化が進む背景を安全保障上の理論枠組みを使って説明した後、第6章以降は実際に核拡散が問題となってきた国ごとに、そうした国々に核不拡散という規範を破らせるものは何なのか、を解き明かしています。

なお、第9章で付記として筆者が説明されているように、第Ⅱ部の各章とも、二〇二四年秋時点での情勢についての報告であるため、その後の事態の推移、具体的にはイスラエルと米国によるイラン核施設への空爆作戦などは踏まえていない内容となっていますので、

読者の皆さんは、その点を留意して読み取っていただければと思います。それでも、問題の本質は昨秋から変わっていないと言えますし、むしろ、事後の展開や、核兵器不拡散をめぐるグローバルな現状をみるにつけ、連続市民講座で解説されたこと、それを本書という形で記録に残しておくことの意味が改めて裏付けられたと感じています。

被爆八〇年の今年、広島で上梓される本書が、手に取ってくださる皆さまにとって、核兵器という人類全体にとってリスクである存在の本質について、より深く考えるための手助けになれば幸いです。

（文中敬称略）

目次

はじめに……………(梅原 季哉)…………… i

第I部

グローバルに核被害をとらえ直す

——いま改めて「ノーモア・ヒバクシャ」

第1章 今、伝えたい二つの事実……………(伊東 英朗)…………… 3

第2章 グローバル・ヒバクシャとの出会いと気づき……………

(瀬戸 麻由)…………… 29

第3章 新興技術と核リスク……………

——新たな規範の必要性……………(鈴木達治郎)…………… 43

第4章 被爆地の視座

——中国新聞と原爆・平和報道……………(森田 裕美)……………73

第Ⅱ部

止まらないアジアの核開発とガバナンス

第5章 深刻化する北東アジアのガバナンスと進む軍事化

……………(吉川 元)……………95

第6章 北朝鮮の核開発の現状とガバナンス動向……………(孫 賢鎮)……………119

第7章 インドの核、国際関係、ガバナンス

——瀬戸際の民主主義……………(溜 和敏)……………145

第8章 パキスタンの核兵器開発の論理

——なぜ、開発を続けるのか……………(近藤 高史)……………165

第9章 イランの核開発問題は今

——長期化するガザ戦争とイランの戦略……………(中西 久枝)……………185

執筆者一覧	210
-------	-----

* 本書所蔵の各論は、執筆者個人の見解であり、広島平和研究所を代表するものではありません。

第Ⅰ部

グローバルに核被害をとらえ直す

——いま改めて「ノーモア・ヒバクシャ」

第1章 今、伝えたい二つの事実

伊東 英朗

1 きっかけ

僕が広島原爆ドームと資料館を訪ねたのは高校生の時でした。もう五〇年も前のことです。でも、今でもあの時の衝撃は忘れることはできません。それまで頭ではわかっていたつもりでしたが、その地に自分の足で立ち、被爆の痕跡を目の当たりにした時、その事実を全身で感じたのです。焼けただれた人、ガラスが刺さった人、家屋に押しつぶされた人、子を亡くした親、親を亡くした子……誰も治療する人がいない中、苦しみ続けたことに想像を巡らせた時、僕の頭はパニックになりました。こんな地獄がこの世にあるのか？

一般の市民の上に無差別に核兵器を落とす野蛮な行為に強烈な怒りを覚えました。その時、僕はこう思いました。「きつと、家に帰り、日常生活に戻れば、このことを少しづつ忘れていくのだろう。もし、忘れたとしたら、自分は、核兵器を落とした人と同じ人間になる。そうなりたくない。だから、忘れないように記憶に留めなければならない」。当時は今と違って、幼くて純粹だったんだと思います。だから、僕は、毎年、広島を訪れることを決めたのです。記憶が消えないように……。そして、五〇年後、この場所で、皆さんにお話する機会があるなんて。想像もできなかったことです。

2 始まりは二〇〇四年

僕が放射能の問題に関わり始めたのは、今から二〇年前の二〇〇四年です。ちょうど七三一部隊をテーマにした番組を作りたいと高知県に住む元隊員を訪問し、取材をお願いしていました。何度も自宅を通い、彼と話しました。会話はしてくれるのですが、彼は「とても語れるような話じゃない」と取材を頑なに断り続けました。結局、取材はできませんでした。

ネットで七三一部隊に関わるリサーチをしていた時、「高知」「戦争」「実験」などのキー

ワードで検索すると、「高知県内で第五福竜丸以外の被曝漁船を調査する高校生たち」という記事が目に見えび込んできたのです。「驚く」と言うよりも「信じられない」という気持ちでした。そんなわけはない。「アメリカの水爆実験によって被曝したマグロ漁船、第五福竜丸」や「水爆実験によって世界で初めて亡くなった通信長の久保山愛吉さん」のことは常識的な範囲内で知っていました。しかし、それ以外に被曝した船があったこと、しかも、たくさんの船が被曝していたことは、聞いたことがありませんでした。同僚にも確認しましたが、誰も聞いたことがない、ということでした。ガセネタかもしれない。と思いつつ、どうしても気になって彼らに会って話を聞いてみることにしたのです……その記事は本当でした。高知県を訪ね、高校生たちの活動について確認し、被曝し生存している乗組員を紹介してもらいました。

水爆実験を見た

それは忘れもしない、二〇〇四年三月三〇日。小さな漁村にある神社の前で、彼と待ち合わせしました。境内には桜が咲いていました。彼は、僕とカメラマンを見ると、ついて来るように言いました。彼の名は、山下幸男さん。被曝当時、新生丸というマグロ漁船に

乗り、水爆実験を目撃しました。新生丸の乗組員はおよそ二〇人で、二〇〇四年の時点で生存者は二名。大きな被害を受けた船でした。当時の乗組員がもし生きていたとすれば、六〇歳代から七〇歳代になっていました。自宅に着いた彼は、静かに語り始めました。

クリスマス島ですかね。(一九五七年、英米合同の水爆実験時) その実験にも別の船で遭遇して、その時は原爆の光見たんですよ。

夜八時やったと思いますが、きれいな晴天のはずやのに稲光みたいな光がありました、稲光言うよりか青白い閃光で、目に堪えるような光でしたがね。他の人間が「こりゃ原爆ぞ!」言うて冗談めかしたようなことで騒いでおったけどね。

その後五分か一〇分くらいする間に水平線が赤くなったんですよ。太陽が沈むみたいな、丸い太陽の倍もあるような大きな塊が浮かんね。「あー、やっぱり原爆やったねえ」言うて騒ぎよったらそれがどんどん膨れ上がって、その光が二重になってだるま型みたいになって、みるみる間にずーっとどんどん広がって、空一杯とまではいかんけど、かなり広い範囲に広がってね。広がるにつれて薄うなつてしても、で消えたんですがね。それからもう皆、その話は忘れとったけど。忘れて操業に夢中になっ

とったけどね。

二、三〇分もしたかせんかぐらいにね、夜やけんライトをあげて操業しよる、そのライトの光に雪みたいなのがチラチラしだして、「こりゃ死の灰や」いうて騒いでね。私らも怖がってはおらざったけど何か気持ちが悪うて、私は船の陰に隠れた記憶があります。原爆が関係で早死にしたのか、我々乗り込んだった人間がどんどん逝ったということとは、元氣な人らがガンとか何とかで死んでもたということは、やっぱり原爆のせいやろかな、とは思いますけど。

さらに同じ集落に住む、三重船籍のマグロ漁船、第八昇栄丸の元乗組員、伊与田哲夫さんは、このように語りました。

わしらが見たのはのう、もう何回か（核実験を）やっちよるがの。色んなところでやっちよらい。わしらも見ただけど、親父（マグロ船漁労長）が見たのとは違う。わしらは（父親の）後よの、一回か二回はあとじゃ思う。うちらの場合は通信（無線で連絡）がきた、「（核実験の）写真は撮るな」と。わしらは、写真は撮らんけど、中（船内）には

まれ（入れ）という無線は、陸から来た。

ねき（マグロ船の近く）でやる（実験をする）けん、はじめは稲光と言うか、ピカピカピカピカしよった。ドーン言うたら、もう橙色になった、キノコ雲みたいになって、橙色。船は昼（のように明るく）なつた、すごいよあれば、橙色よ。はじめ青かったね。なんで橙色になつたかねあれ、すごいわ。

（爆発音）聞こえた聞こえた。相当離れちよるにねえ、ドウオーンいう音よ。ねきで聞いたらすごい音しよるぜ。わしら相当離れても、あれば聞こえるけんのう。初めピカピカピカピカやったのう。あの時分やけん、そうとうねき（近く）で皆しとる（核実験をしている）。

うちの親父ら（の船）は、ちょうどねきに居つたけんね。うちの親父が、（核実験を）一番見とらせんか？ 原爆は、死んだ親父がの、ずっと昔から船長、漁労長やけん。わしらが見るまで二、三回見た言いよつた。やけん（合計）五、六回は見ちよるぜ親父は。何回かやつちよるぞ相当、あそこで。

あつちは南洋で、スコールがある、雨。その雨に混じつたら、この、これ（顔）が黒くなる。ここ（顔）に付くろ、擦つたら黒なる。なめこむ（舐める）けん、口の中に

はまる（入る）。

だいぶ（被曝）やっちよる、皆。うちら（この集落から）でも一〇人、親父が連れて
いっちよるけど。みんな早よ死んでしもたわ。

彼らが核実験を目撃したのには理由がありました。マグロ漁場と爆心地が一致してしまっ
たのです。六〇回以上の核実験が行われたマーシャル諸島やクリスマス島などは、マグロ
漁場の真ん中にあつたのです。当時のマグロ漁船は、木で出来ていました。そのため、大
型化することができず、獲ったマグロがいっぱいになると日本に戻らなければならな
い、年間、六回から八回、一回の漁は、二週間から三週間、漁場（爆心地）と日本を往復し
なければなりません。乗組員の証言によると、核爆発が起これば、次の実験までの
間を狙って漁場に近づき、漁をしていました。マグロ漁師は、多くの時間を爆心地付近で
過ごしていたのです。

乗組員のインタビューは、どの人も二時間以上を要しました。彼らの証言は、想像を超
えるものであり、驚きの連続でした。さらに、事件を裏付ける文書が見つかり、被害を受
けた船が数百隻に及ぶこともわかってきたのです。事実が浮かび上がると、「なぜ、これだ

けの被害が誰にも知られないで今に至っているのか」と疑問は深まっていきました。以来、二〇年間、この問題を追い続けることになったのです。

日本列島の放射能汚染

一九五四年以降、マグロ漁船の被曝が、連日のように新聞に報道されていたこと、また、マグロ船だけではなく、捕鯨船、貨物船など様々な船の被曝が報じられていたこと、さらには、一九六〇年代には、日本列島各地に放射能の雨が降り注ぎ、それが連日のように新聞などで報じられていたことがわかりました。さらに核実験によって当時太平洋に位置した様々な船が被曝したこと、日本列島に放射能の雨が降り続けたことは、公的な文書によっても裏付けられています。日本列島が放射能汚染し続けていたことは全国に報じられ、多くの人が事実を知っていたのです。放射能の雨によって、全国のカッパと傘が売り切れたことや、記事の見出しに「放射能ノイローゼ」と書かれていたことからこの大きさが分かります。

なぜ、多くのマグロ漁船が被曝したことが知られていないのか？ その答えは簡単です。「忘れた」のです。これは世界に共通することを、僕は、その後、痛いほど知ることになる

のです。もちろん、日米両国政府にとって、この問題を早く忘れさせたい、という思惑はあったでしょう。

太平洋での水爆実験

アメリカが、太平洋で核実験を始めたのは、一九四六年七月一日です。中部太平洋マーシャル諸島で行われました。作戦名は、クロスロード。広島、長崎への原爆投下から一年もたつておらず、多くの被爆者が苦しんでいたその時期に、すでに核実験を始めていたのです。その年に行われた核実験は、エイブル実験（七月一日）、ベーカー実験（七月二五日）の二回、それらは原子爆弾の実験でした。マーシャル諸島では、一九四六年に二回、そして四八年に三回、五一年に四回の原子爆弾の爆破実験が行われました。マーシャル諸島はもちろん、島周辺の大気、海水は放射能で汚染され、繰り返される実験で汚染はさらに強まっていきました。そして、マグロ船乗組員にとって運命の年、一九五二年が訪れます。

一九五二年十一月、原子爆弾がこの世に生まれてから七年。ついに多段階式核融合兵器、水素爆弾が地球に誕生します。その名は、水爆マイク。一〇メガトンを超える破壊力を持っていました。核融合燃料は、液体重水素で、実験装置の重量は七〇トンを超えるほど大掛

かりなものでした。キノコ雲の高さは、最大で三七キロメートル、幅は一六一キロメートルに達しました。プライマリーには、長崎原爆改良版のTX-5が使用されました。人類は、次なる破壊へのステージに踏み込んだのです。

一九五二年から始まっていた被曝

皮肉なことに一九五二年は、日本のマグロ漁の漁獲範囲を規制していたマッカーサーラインが撤廃された年でもありました。一九五二年四月、日本のマグロ漁船は、太平洋にあるマグロ漁場を目指したのです。それは水爆実験が行われている爆心地でもありました。マグロ船乗組員の被害は一九五二年からすでに始まっていたと考えられています。しかし、マグロ漁船の被曝を一躍世界に広めたのは、二年後の一九五四年三月に行われた水爆ブラボーによる被曝でした。爆心地付近で操業していた数多くの日本のマグロ漁船の中の一隻、第五福竜丸の被曝が読売新聞によって報じられたことで、そのニュースは世界を駆け巡りました。以来、数多くのマグロ船や捕鯨船、貨物船などを巻き込んだ世界規模の被曝事件は、第五福竜丸事件と呼ばれるようになり、いつの間にか、第五福竜丸一隻が被曝した事件として認識されるようになってしまったのです。

一九五四年三月、マグロ漁船の被曝が報じられたことをきっかけに、日本政府は、日本各地の港で放射能測定を始めます。当時の厚生省や東京都衛生局の職員たちが、マグロはもちろん、人体、衣服、船体、漁具などを測定しました。毎分一〇〇カウントを超える放射線が検出されたマグロは処分されました。その結果、一九五四年三月から十二月三十一日までの一〇カ月間に、延べ九九二隻の船が放射能に汚染されていることがわかったのです。しかし、日本政府は、一九五四年十二月末、安全を宣言。マグロ漁場での核実験は続けられていましたが、一九五五年一月一日以降、放射能検査が打ち切られたのです。

太平洋でアメリカが行った核実験は、一九四六年二回、四八年三回、五一年四回、五二年二回、五四年六回、五六年一七回、五八年三五回、六二―三年三六回です。五四年末に、放射能検査を打ち切ったことで、その後八八回行われた核実験の影響は、何もわからなくなってしまうのです。事実として明らかなのは、核実験が繰り返される爆心地周辺の海域でマグロ漁が行われ続けたこと。そして一〇〇回以上核実験が繰り返された海域で獲ったマグロが、日本の食卓に上がり続けたことです。

多くの核被害は、一部の被害のみがオーソライズされ、その他の被害が見えなくなってしまう、つまり、「被害はない」とされる、同じ歴史を繰り返しています。その繰り返すと

積み重ねが、地球環境に負荷をかけ続け、破壊し続けているのです。

3 アメリカの人たちに被曝者としての当事者意識を

二〇二三年、『SILENT FALLOUT』という映画が完成しました。この映画は、アメリカの人たちに観てもらうために作った映画です。アメリカ政府が自国に実験の名目で落とした一〇一個の核兵器によって、アメリカ大陸が放射能に汚染され続けたことを伝えたいと思ったのです。アメリカの人たちに、核兵器を持つために被曝させられているということを知らせたいと考えたのです。

マグロ漁船の被曝を追い続けてきた僕が、なぜアメリカ大陸の放射能汚染を伝えようと思ったのかというと、核の問題を解決するためには、核大国アメリカの人たちが「自らの命と引換えにアメリカ政府が核兵器を手に入れたこと」自分自身が「被曝者である」という当事者意識を持つこと、そして「知らないうちに被曝させられている」という事実を知る必要があると思ったからです。核の問題を議論するにあたって、被曝者として当事者意識が不可欠なのです。これまでの核問題の議論は、被曝者がいて、被曝していない人がいる、という、前提の上にあります。しかし、核の問題は、地球規模の環境問題であり、

誰もが少なからず影響を受けている問題として捉え、議論することが必要なのです。

国内での上映で感じ取ったこと

僕は、二〇〇四年にマグロ漁船の被曝事件と出会い、ほぼ毎年、核をテーマにテレビ番組を作りました。「わしも死の海におった」「メメント・モリ」「葬送の海」「放射線を浴びたX年後シリーズ」など。さらには、二〇一二年、一五年に、二本の映画を製作し、国内外三〇〇カ所で上映を行いました。自分自身、一〇〇カ所以上の上映会に立ち会い、参加者と語り合いました。そこで感じたことは、被曝の問題を多くの人が「自分のこととして捉えられない」ということでした。もちろん無関心ではないのですが、「自分は違う」という意識で被曝問題を考えていると感じたのです。そう考えた時、アメリカの人たちはさらに意識が希薄なのではないか？ そうだとすれば、核兵器の問題が良い方向に進む可能性は限りなく低い、と思うようになったのです。アメリカの人たちが核の問題を自分のこととして考えなければ、核兵器廃絶の道が開けることはない。彼らが被曝者として当事者意識をもち、被曝者であることを自覚した上で核兵器を語らなければ核兵器はなくならないのではないかと考えるようになったのです。

専門家も知らない放射能汚染

二〇一七年、アメリカ東海岸で一〇カ所の上映会を行った時でした。僕は、ある大学の放射線の専門チームの科学者たちとミーティングする機会を得ました。二〇〇五年に入手した、太平洋核実験によってアメリカ大陸や日本列島が放射能汚染したことを示すアメリカ原子力委員会の機密文書について、専門家からのアドバイスを受けるよい機会だと思っていました。しかし、実際は、驚きの結果となったのです。彼らは自国の核実験によってアメリカ大陸が放射能で汚染していたことを知らなかったのです。データを見た彼らの反応は、驚きと戸惑いでした。その後に出会ったいくつかの専門家チームも同じ結果でした。放射線の専門家でも知らなかったのです。

この体験をきっかけに、アメリカの人たちが、北米大陸全域が核実験によって放射能で汚染されていることを知らないということを確信し、アメリカの人たちに事実を伝えなければならぬと考えるようになったのです。国民の命と引き換えに核兵器を持っているということ。一体、核兵器は誰を守っているのか。核兵器の有無を議論する前に、議論してほしいと思いました。すべての先にあるのは「被曝者としての当事者意識」です。そのために政府データなどのエヴィデンスをもとに映画を作り、アメリカの人たちに事実をプレ

ゼンすることを決めたのです。

映画「SILENT FALLOUT」

映画は、一九五一年からアメリカ国内で始まった大気圏内核実験の被害を中心に描いています。アメリカ西部にあるネバダ核実験場では、地上でちょうど一〇〇回の核実験が行われ、地下では八二八回の核実験が行われました。アメリカ大陸に吹く風は、主に西から東へと流れます。地上で行われた核実験によって生み出された膨大な量の放射性物質は、風によってアメリカ大陸全域に運ばれ、雨や雪と共に地上に降り注ぎ、あらゆるものを汚染しました。全米にモニタリングポストを設定していたアメリカ原子力委員会は、核実験当初から大陸が汚染されていることを把握していました。当初から、アメリカ原子力委員会が特に危険だとした放射性物質があります。ストロンチウム九〇です。半減期は二九年。カルシウムに成分が似ています。そのため放射能で汚染された牧草を食べた牛からとれたカルシウム成分の多い牛乳には、放射性物質が多く含まれていました。そして牛乳を飲んだ子どもたちの体にストロンチウム九〇が侵入。カルシウムと似ているストロンチウム九〇は、骨に留まり、生涯、放射線を出し、細胞を傷つけることになったのです。

核実験が始まって程なくして「子どもたちが被曝している」という噂が広がります。強い不安を抱いたのは母親たちでした。ついに母親たちは行動に出ます。セントルイスに暮らす医師ルイズ・ライスを中心とした女性たちは、子どもたちの被曝を科学的に証明するため、抜け落ちた「乳歯」を集めることにしたのです。体の一部である歯に含まれたストロンチウム九〇を確認できれば、被曝が証明できます。集まった乳歯は三二万本に及びました。母親たちの不安は的中しました。

取材で起こった奇跡

二〇二二年に行った四〇日間のアメリカ取材では、当時、セントルイスで歯を提供した人の搜索が難航しました。まったく手がかりがないなかで、救いの手を差し伸べてくれたのは、セントルイスにある新聞社でした。我々の取材のことを記事にしてくれたことで、多くの乳歯提供者が連絡をくれました。彼らから、当時の証言を得ることができたのです。また、取材では、一つの奇跡が起こりました。取材中にある研究者が、セントルイス出身の歴史学者ルーク・リッターの論文を送ってくれたのです。「君が読む必要のある論文だ」と。読んでみて驚きました。この映画で描きたかったことがまとめられていたのです。

取材当初から映画は女性の視点で描きたいと考えていました。論文はまさに、その視点で書かれていました。すぐにルークに連絡をとり、取材日程を変更して、彼にインタビューすることにしました。実際映画では、ルークの証言が核になっています。

さてルーズは、最も説得力のある方法で研究結果を発表する必要があると考えました。研究結果は、当時、世界で最も権威のあった科学雑誌『サイエンス』に掲載されたのです。その情報は、ケネディ大統領の科学顧問に伝えられました。そしてケネディ大統領は、一九六三年、ロシア、イギリスと共に大気圏内核実験の中止を宣言したのです。女性たちの行動が、大統領を突き動かし、アメリカ大陸を放射能汚染から救ったのです。もし、地下で行われた八二八回の核実験が、地上で行われていたとしたら……。アメリカ大陸は、強く放射能で汚染され、人も動物も住むことのできない場所になっていたかもしれない。

4 核兵器は一体誰のためにあるのか？

僕らは事実を知った上で考えなければなりません。核兵器を作る過程で、人々の健康と命が奪われていること。さらには、六〇年前の女性たちの抗議行動がなければ、アメリカ大陸は放射能で汚染され、住むこともできない国になっていたかもしれないと考えたと、

「核兵器が国を守る」という言葉が矛盾に満ちていることが理解できます。核兵器は、国民を守るどころか、国民を犠牲にしていたのです。その事実を知った上で核兵器が必要かどうかを議論する必要があります。

核兵器保有の議論の前に

放射能の問題は、ほぼ同じロジックで処理されていきます。リスクが見えないために、同じ被害を繰り返します。目に見えない被害は、調べなければ「ない」とされるのです。正確には、調べなければ「わからない」はずですが、放射能の問題は「わからない」を「ない」とする歴史を繰り返してきたのです。

一九四五年七月一六日、アメリカのニューメキシコ州アラモゴードで核兵器がこの世に生まれて、八〇年。核兵器製造過程の被害は、多くが「わからない」まま、今に至っています。核兵器製造のためにアメリカ各地で行われたウラン採掘、ウラン精製、核兵器製造、核実験すべてで甚大な被害が出ています。しかし、その被害のほとんどを多くのアメリカの人たちは知らないままです。政府が認め、補償している「風下地区」はごく一部なのです。

世界の国々は、核兵器製造過程で起こった被曝の事実を知らないまま、核兵器保有の議論を行ってきました。多くの政治家たちは「相手が核兵器を持っているのだから自分も持つ必要がある」という幼稚な論理で話し合いを行い、核兵器は保有され続けるのです。議論している本人やその家族が、核兵器のために命を捧げていることを知らぬままに。

5 北米上映ツアー

二〇二四年七月一日、僕はアメリカに向かいました。八月二二日までの四三日間の北米上映ツアーを行うためです。このツアーにかかった費用は一一〇〇万円。そのためにクラウドファンディングを行い、残りは自費でまかいました。上映会場は九つの州で二〇カ所です。アーカンソー州スプリングデール・The Jones Center、メリーランド州アナポリス・Annapolis Friends Meeting House、ワシントンDC・アメリカン大学 Katzen Arts Center, Abramson Recital Hall、メリーランド州ボルチモア・ジョーンズ・ホプキンス大学 Homewood Friends Meeting House、ニューヨーク州ウエストハリソン・Quaker Meeting Purchase、ニューヨーク州ニューヨーク・アントロポゾフィNYC、ニュージャージー州オーシャンシティ・Ocean City Public Library、マサチューセッツ州ネイ

ティック：Common Street Spiritual Center、マサチューセッツ州ケンブリッジ・GrayMist、メリーランド州トーション：トーション大学、ユタ州ソルトレイクシティ・ブロードウェイセンターシネマ&シアター、ユタ州ソルトレイクシティ・レオナルド博物館講堂、カリフォルニア州オークランド：First Unitarian Church of Oakland、カリフォルニア州バークレー・バークレー公立図書館、カリフォルニア州オークランド：New Parkway Theater、カリフォルニア州サンルイスオビスポ：Unitarian Universalists of San Luis Obispo、オレゴン州コーバリス・オレゴン州立大学、ワシントン州ポールスポ・グラウンドゼロ非暴力行動センター、ワシントン州シアトル：University Friends Meeting、ワシントン州シアトル・ワシントン大学第四紀研究センターに行きました。その他、アーカンソー州スプリングデール：Marshallese Educational Initiative ベネティック・カプアとの交流、ニューメキシコ州アルバカーキ・ウラン鉱山跡、核廃棄物投棄場など視察と交流、Red Water Pond Road Tulareosa Downwind Consortium ナバホの人達と交流、ユタ州ソルトレイクシティ・ソルトレイクシティの風下住民との懇談（メアリー・ディクソンさん自宅にて）、カリフォルニア州リバモア・スピーチ、ローレンスリバモア国立研究所での追悼式や抗議活動などに参加しました。車を使って一万キロメートルを移動し、六〇〇人を超え

る人々と対峙しました。

アメリカで語った二つの話

すべての会場では、必ず二つの話をしました。一つは、まだまだ女性の人権が確立していなかった一九六〇年代に子どもたちの被曝を心配した女性たちが立ち上がり、行動を起こし、子どもたちの被曝を科学的に証明したことで、ケネディ大統領が大気圏内核実験の中止を宣言した、という奇跡を起こしたこと。もし、女性たちが行動を起こさず、ケネディ大統領が大気圏内核実験の中止を決断しなかったとしたら、アメリカ国内で行われた八二八回の地下核実験は地上で行われていた可能性があります。もし、そうなら、アメリカ大陸は放射能汚染により人類の住めない大陸になっていたかもしれない。女性たちと齒の抜けた子どもたちが奇跡を起こしたことは、アメリカ国民が誇るべき歴史的事実であり、すべての人にその功績を知ってもらいたい、ということ。

もう一つは、このように語りかけました。

僕が皆さんに伝えたいのは、この会場にいるみなさんは、被曝者だということです。

みなさんは、そのことを政府から知らされていません。アメリカ政府は、核兵器を手に入れるために、国民が被曝していることを知りながら、核実験を続けました。アメリカ政府は、みなさんの命と引きかえに核兵器を手に入れたのです。核兵器は一体誰を守るのでしょうか。国民の命を犠牲にして守るものは何なののでしょうか。もしあなたが「核兵器を持つべきだ」と言うのであれば、僕はこう言うべきだと思います。「私は核兵器を持つ。そのために家族の命を捧げます」と。その事実を知った上で核兵器を持つ、持たないの議論をして下さい。

このツアーを通して、今のアメリカの声を直接聞くことができたことは大きな収穫でした。さらに、日本では考えられないことですが、アメリカの人たちが核兵器を身近に感じながら生活していることも実感することができました。ワシントン州にあるキトサップ海軍基地周辺では、上映会場のわずか一マイル先に一〇〇〇個もの核弾頭が配備されていると聞き、核兵器を現実のものとして肌で感じることとなりました。核兵器は人々のそばに、確かにあるのです。

6 環境問題としての放射能汚染

そして、もう一つ。地球の環境を考えなければなりません。地球環境は破壊され続けています。

あらゆるジャンルの要因が、地球を破壊し続けています。それらに警鐘をならし改善の道筋をつけようというのがSDGsです。アメリカではSDGsの知名度は低いのですが、日本では広く知られています。SDGsの最も重要な目標は、カーボンニュートラルです。二酸化炭素を減らそうというものです。二酸化炭素を減らすためには、化石燃料の使用を減らす必要があります。しかし、今、世界は電力をより必要としているため、何らかのエネルギーを使う必要に迫られています。大きくは二択です。化石燃料か原子力です。シンブルに考えると、化石燃料を減らせば、原子力が増えることになります。原子力が増え、化石燃料が減れば、二酸化炭素は減ると考えられています。しかし環境問題は解決へ向かっているのでしょうか。

考えなければならぬのは、環境問題の最重要課題はカーボンニュートラルだけではないということです。実は、完全に無視されている環境問題があります。それは世界遍く

被害を受けている放射能による環境問題です。地球は、世界中の国が行った核兵器実験によつて強く放射能で汚染され、さらに原子力発電所の過酷事故によつて汚染されています。世界の放射能による環境汚染は深刻です。しかし放射能汚染によつて世界中でどのような健康被害がでているのかは、ほとんど未解明です。地球上にはたくさん種類の環境問題があります、その原因のほとんどが経済と密接な関係があります。プラスチック、排気ガス、ゴミ、農薬、大気汚染……。現代社会では、人々が暮らしていくためにはお金が必要で、そのためには経済活動が必要です。経済は合理性とリンクしています。より合理的な社会、合理的な暮らしを推進する中で経済は動き、その反面、人々の命と健康を脅かすという、大きな矛盾に満ちた環境の中で人類は生存しているのです。

地球上に核兵器が生まれて八〇年。今、まさに人類は、価値観をリセットするタイムミングにいます。このまま進めば二〇年後の被爆一〇〇年に、人類は、後戻りできない状況に立たされる可能性があります。しかし、原始時代に戻すと言っているわけではありません。非合理性の中に、豊かさがある事に気づく必要があります。その価値観に気づかなければならないのです。

7 人類は害虫なのか？

今後、三、四年で人工知能が完成し、一〇年で人工知性が完成すると言われています。一〇年後の二〇三五年、知性を持ったAIは、こう判断するでしょう。「この地球を健全な状態に戻すためには、地球を破壊する害虫を駆除しなければならない。害虫とは人類である。人類を排除すべきである」。地球環境のことを考えれば、これは正しい判断です。人類が存在することを当たり前だと考えず、環境の中に置かれていることを自覚するべきであり、環境を破壊しないことを考えるべきです。それは、修復ができる限界点である「今」です。調査しないから「ない」というのは、そこにあるにも関わらず、目を手で覆い、見ないことにしているのと同じです。それは明らかに「ない」のではなく、見ていないだけなのです。

今、国を守るため、つまり国民を守るために国は核兵器を持っています。しかし、これは非常に幼稚で野蛮な思考であることを国民は知る必要があります。核兵器を持つ過程で起こっている甚大な被害を知らないまま、核兵器保有論を語ってはいけません。まず、核兵器の製造過程でどんなことが起こっているのかを世界中の国が検証し、共有化しなければ

ばなりません。これは国益の問題ではなく、人類の問題なのです。地球規模でこの問題を考えなければならぬのです。

〔付記〕 本章は、広島市立大学広島平和研究所、中国新聞社、長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECN A）主催の国際シンポジウム「グローバルに核被害をとらえ直す——いま改めて『ノーモア・ヒバクシャ』（二〇二四年一月三〇日）での報告をもとに、加筆・修正したものです。

《参考文献》

伊東英朗（二〇二五）『サイレント・フォールアウト——アメリカ核実験を止めた女性たちとその真実』河出書房新社

伊東英朗（二〇一四）『放射能を浴びたX年後』講談社

《より深く知るために》

ロバート・A・ジェイコブズ（二〇二五）竹本真希子・川口悠子・梅原季哉・佐藤温子訳『グローバル・ヒバクシャ』名古屋大学出版会

第2章 グローバル・ヒバクシャとの出会いと気づき

瀬戸 麻由

1 核兵器禁止条約と世界の核被害への注目

二〇一七年に国際連合（国連）で採択された核兵器禁止条約（TPNW）は、核被害者の声を中心に据えようとする締約国や市民の努力の上に成り立つ条約とも言える。とりわけ条約の第六条と第七条では被害者支援と環境修復、そのための国際協力を定め、これまでに核大国の影で不可視化されてきた被害者たちの存在に光を当てている。

二〇一九年から活動を始めた「核政策を知りたい広島若者有権者の会（カクワカ広島）」では、広島にゆかりのある国会議員に直接面会し、どうして日本政府が核兵器禁止条約に背



図1 核兵器禁止条約に対する各議員の考え（カクワカ 広島作成）

を向け続けるのか、障害になっていっているものは何なのかを率直に問うている。面会で話したことをウェブサイトやソーシャルメディアで発信し、私たちを代表する国会議員を選ぶ際の参考にしてもらえたらと活動してきた。議員への面会を重ねながら、一人ひとりの国会議員と直接会って言葉を交わす大切さを感じている。条約参加に否定的な党の政治家であっても、部分的に条約に関わる可能性に意欲を示す人もいれば、条約に賛同してはいるが、どんな議論がこれまでに行われてきたのかという事情に明るくない人もいる。とりわけ核被害者の支援については、広島にゆかりのある国会議員だからこそ日本が貢献し得るポイントとして大切にする議員も多い。国会

議員や市民が、広島・長崎の原爆で被害を受けた被爆者以外の核被害者の存在や実態を認識し理解を深めることは、核のない世界をつくっていくための重要なステップであると考えられる。

2 グローバル・ヒバクシャとの出会い

私はじめて「グローバル・ヒバクシャ」という言葉に触れたのは、二〇一一年に国際NGOピースボートが主催する船旅に参加したときのことだ。当時私は大学生だったが、この船旅に参加するまで、原爆を経験した「被爆者」の話すら直に聞いたことがなかった。広島県呉市で生まれ育ち、祖母は被爆者健康手帳を持っているということを幼い頃から聞かされていたが、祖母自身は原爆の経験を家族に話すことがなく、学校でも直接被爆者から講話を聞く機会はなかった。だからこそ、被爆者と出会うこと自体が私にとって大きな衝撃だった。ピースボートは二〇〇八年から「ヒバクシャ地球一周証言の航海」と銘打って、広島・長崎で原爆を経験した被爆者が世界を旅する中で、各地で被爆の実相を伝えていくというプロジェクトを行っている。太平洋を航行する船上で、私に一对一で向き合い経験を語ってくれた被爆者の語りから、原爆は『はだしのゲン』で読んできたような漫画

の中の出来事でも、教科書で学ぶ歴史上の一場面でもなく、ほかでもない目の前のこの人が経験したことなのだと実感した。さらに、船旅での出会いは、広島・長崎の原爆の捉え直しにつながるにとどまらなかった。

当時の船上では、マオヒヌイ（仏領ポリネシア）でフランスの核実験によって被害を受けた人々や、オーストラリアのウラン採掘によって被害を受けている先住民コミュニティの人々が日本の被爆者とともに集い、互いの経験を共有していた。オーストラリアのグループの中には私と同世代の女性がいた。仲良くなりたいたい気持ちで彼女に無邪気に話しかけていた当時の私は、恥ずかしながら、広島や長崎以外にヒバクシャがいるということにまず驚き、特にオーストラリアから来た彼女らの訴えに衝撃を受けた。用途が核兵器であれ原子力発電であれ、採掘の段階からウランは放射能汚染をもたらす。そして多くの場合、被害のしわ寄せは社会的マイノリティである先住民の人々にいく。土地を不当に奪われたうえに、安全な管理が行き届かずに汚染水漏れなどの事故が起こっていること、さらには彼女らの土地から掘り出されたウランの輸出先の一つは日本であることを伝えてくれた。

このとき私は「被ばく」の問題に向き合うときに、広島で原爆のことを学ぶなかで、無意識に自分を被害者側に置いていたことに気がついた。ところが現実では、私は普段何気

なく電気を使って生活しているだけで、このオーストラリアの人々の被ばくに加担しているということを痛感したのだ。日本、特に私の暮らす広島では、原爆という「核兵器の使用」がもたらす被害について学ぶ機会がたくさんある。一方で、ウラン採掘にはじまり、核開発や核実験、原子力発電や放射性物質の廃棄の問題など、実際に核兵器を使用するとき以外にも各フェーズで甚大な被害や環境破壊が生じることについては、多くの市民が認識する機会を逸しているように思う。核問題に取り組むということは、過去に起きた悲劇を学ぶことだけではない。現在進行形の問題に加担しうる自分に気づき、現状を変えていかなければならないと強く感じる出会いだった。

3 第一回締約国会議の学びから

二〇二二年、オーストリアのウィーンで開かれた核兵器禁止条約第一回締約国会議にクワカ広島のメンバーとして渡航した。国連の会議場のみならず、会議の前後に国連内外でサイドイベントや市民主催のイベントが行われ、世界中から多くのアクティビストや核被害を受けたコミュニティの人々が集まっていた。このときに核の「アフエクティッド（影響を受けた）・コミュニティ」という表現に触れたことが印象的だった。日本では各個人が

「ヒバクシャ」か否か
 というような認識で捉
 えるが、多くの国や地
 域では被害は個人だけ
 ではなく、コミュニ
 ティそのものを蝕んだ
 のだと捉えられてい
 る。例えばマーシャル
 諸島の若者の一人は、
 流産や出産異常を経験
 した女性の経験を紹介
 し、それを自分とは別
 の人間に起きたことと
 いうよりは、自分の属
 するコミュニティの悲

表1 オンライン勉強会のゲスト一覧

2022年10月25日	川崎哲さん
2022年11月27日	竹峰誠一郎さん
2022年12月17日	Mere Tuilau さん
2023年 1 月28日	Dan Harward Jones さん
2023年 2 月13日	笹島康仁さん
2023年 4 月30日	木村紀夫さん
2023年 5 月 2 日	Evelyn Ralpho さん
2023年 7 月17日	Bedi Racule さん
2023年 8 月24日	小笠原勝さん、久保尚さん
2023年11月13日	平林今日子さん
2024年 4 月20日	Benetick Kabua Maddison さん
2024年 6 月14日	高橋博子さん
2024年 8 月28日	Yerdaulet Rakhmatulla さん
2024年12月19日	古賀野々華さん

(筆者作成)

しみとして涙ながらに語っていた。同世代の彼らの当事者意識の持ち方に刺激を受け、せっかくできた繋がりを活かしたいという思いから、それぞれの国に帰国後もオンラインで学び合う勉強会を企画し、「世界のヒバクシャと出会うユースセッション」と名付けた。帰国後から、表1のように国内外の研究者やアクティビスト、ジャーナリスト、被害を受けた当事者など、さまざまな人に登壇いただき、核問題に興味がある日本の若者を対象とした勉強会を、これまで十八回ほど開催してきた。

ほとんどの回はオンラインで行ったが、何度かは対面の勉強会も企画した。大切にしたのは、ただ各地の被害を学ぶのではなく、当事者や当事者の近くで活動する人と「出会う」ということ。人との出会いはさらなる学びや、その後の行動のきっかけになる。出会いの機会を増やすことで、より広い視野で問題に取り組む仲間をつくりたいという気持ちがある。

4 マーシャル諸島への渡航

オンラインでの勉強会を行うなかで生まれた縁から、二〇二四年三月にはマーシャル諸島現地に渡航する機会を得た。太平洋中西部に位置し、多くの珊瑚礁からなるマーシャル

諸島では、米国による核実験が一九四六年から五八年まで計六七回行われた。実験場となつたのはビキニ環礁とエニウェトク環礁だ。ビキニ環礁で一九五四年に行われた最大の水爆実験「ブラボー」が行われた日付に合わせて、マーシャル諸島では毎年三月一日は核被害者追悼記念日と定められている。二〇二四年は実験から七〇年の節目ということもあり、国内外の多くの活動家やメディア関係者が首都のマジュロに集まった。私も一週間の滞在中で、核被害者追悼式典に参加したほか、前後の日程で開催されたさまざまなイベントに参加し、多くの人と出会って言葉を交わした。その中で印象に残った出会いが二つある。

一つ目は、ビキニ環礁の首長トミー・チボックさんとの出会いだ。話しはじめてすぐ、彼は「ビキニというのはね、水着のことではないよ。私たちのふるさと、マーシャル語で『ヤシの木がたくさんある』という意味で『ビキニ』と呼ばれるようになったんだ」と言つた。現地で式典が開催され、日本でも「ビキニデー」として知られる三月一日だが、ビキニの人々にとつての「ビキニデー」は、米軍によって強制的に環礁からの移住を強いられた一九四六年の三月七日だという。こうした言葉の捉え方や日付の呼び方の違いからも、現地の人々と核保有国を含む国際社会との意識のギャップが感じられる。ビキニ環礁はいまだに除染が十分でなく、島民の移住から七〇年以上が経つ今でも帰島はかなって

ない。首長であるトミーさんでさえ、ふるさとに帰ったことは一度しかないそうだと。「それでも私たちは、ふるさとに帰りたいんだ」としつかりとした口調で伝えてくれた。

二つ目は、マジュロにある大学で「Nuclear Club」という学生団体のリーダーを務めるジーナさんとの出会いだ。マーシャル諸島では今も社会的にも経済的にも米国の影響が強く、学校教育で使うのは米国の歴史の教科書だそうだと。必然的にマーシャル諸島で起きた核実験について知る機会はほとんどないまま、多くの学生が大人になる。この大学の学生たちはNuclear Clubの活動を通じて自らが核実験の歴史について学び、さらに若い世代の人々に自らが学んだことを伝えていく取り組みを行っている。私が大学を訪れた日も、大学の中庭に調べたことを展示するスペースが設けられ、多世代の人々でにぎわっていた。ジーナさんは、自分の活動の原動力の一つが、幼い頃に交わした曾祖母との会話にあるという。彼女の曾祖母はブラボー実験時に放射性降下物の被害が大きかったロンゲラップ環礁の出身で、幼いジーナさんに「私が経験した『戦争』を知ってる？」と問いかけることがあったそうだと。「何言ってるのおばあちゃん、戦争はもともと昔のことでしょう」と言って取り合わないジーナさんに、「いつかわかるよ、私たちは使われたんだよ、使われたんだ……」と呟いていたそうだと。核実験の歴史を知らないジーナさんは、

経験を共有しようとした曾祖母の話に取り合わなかった。そのことを悔いる気持ちから、今は学び伝える活動に力を入れている。

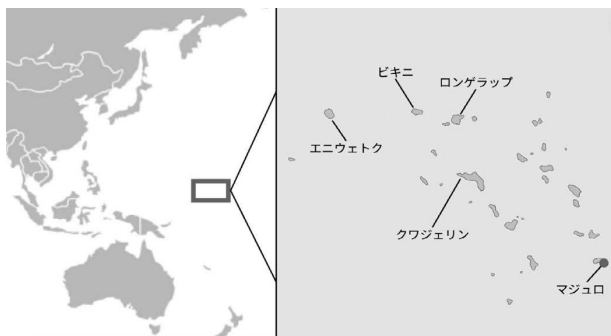
学生や先生たちと話すなかで印象に残っているのは、「教育の機会がないと、正しく憤ることもできない」という言葉だ。学生の中には特に核実験の被害が大きかったとされる環礁出身者もいるが、自分のふるさとに何が起きたのかよくわからないという場合も多い。教育の機会があり、事実を知り、悲しみや憤りの感情が湧いて初めて、現状を変えるため、ふるさとのために声をあげることができる。だからこそ教育が大切で、学校教育の中で核実験について扱うためのカリキュラムの作成も今まさに進行しているとのことだった。

5 核問題と植民地主義・気候危機の交差点

マーシャル諸島では、さまざまな問題と核問題が交差している場面にも多く出会った。核問題と植民地主義の関係性は、核兵器禁止条約の会議の場でもしばしば指摘される。

帝国主義的な支配や搾取の体制のなかでウラン採掘や核実験は行われ、多くの先住民コミュニティが身体的にも環境的にも被害を受けてきた。ただ、マーシャル諸島で植民地主義を考えるとき、日本も無関係ではいられないということを強く感じる。日本は第二次世界大

図2 マーシャル諸島



(筆者作成)

戦で米国に敗北するまでの三〇年間、実質的にマーシャル諸島を植民地支配していた。現地では、今でも「アミモノ（植物の葉でつくる伝統工芸品）」や「チャンポ（散歩のこと）」など日本語由来の言葉が使われており、ふとした瞬間に会話の中に日本語が出てきたり、日本の植民地時代のことを語ってくれる人に出会ったりすることもあった。「私のお母さんは日本のガッコウに通っていたの」、「ダイトウアセンソウのときは悲しいことがたくさんあったそうよ」と、日本語の単語を織り交ぜながら語られる家族の記憶。語り口調は軽やかで、目の前にいる日本人の私を責めるようなものではない。けれども、核実験につながる米国の統治をさかのぼると日本の支配があったということを決して忘れてはならないと感じた。

そして気候危機についても、まさに今直面してい

る問題として、若者を含む多くの人が語っていた。核実験場になったエニウエトク環礁には、ルニットドームと呼ばれるコンクリートで造られた放射性廃棄物の埋め立て処分地がある。マーシャル諸島で行われた核実験のみならず、米国本土で行われた核開発の過程で出てきた放射性廃棄物もマーシャル諸島に持ち込み、この地に埋めてコンクリートで固めたのだ。コンクリートの寿命はただでさえ長くはない。その上、気候変動の影響で海面が上昇し、ドームから放射性物質が漏れ出すことが懸念されている。

核問題をそれだけで切り離して考えるのではなく、気候危機や植民地主義の問題とつなげて考えることは、むしろとても自然なことだと現地での対話を通して感じた。

6 人との出会いやアートを通じての学び

核問題や「グローバル・ヒバクシャ」への被害という大きな問題を目の前にした時、私たちはどうしても得られる学びを脳で処理する「情報」として受け取りがちだ。起こっている被害を被害者一人ひとりの人生への影響の大きさとともに捉えるためにも、マーシャル諸島で出会った人との会話や、詩や絵画、ダンス、歌などのアートの存在がとても大切だと思う。式典中に歌われたビキニの人々によるコミュニティのシンボルの歌である「ビ

キニ・アンセム」には、美しいハーモニーの中に、帰ることができない故郷への思いや悲しみが込められている。その日の夜に行われたイベントで聴いた詩の朗読では、障害を持って生まれた親戚の子どもが数日で息を引き取ったのを目の当たりにした際の作者の衝撃が伝わってきた。

地球規模で問題の大きさを捉えること、そして目の前の個々の人生が背負ってきた痛みや重みをできるだけ丁寧に想像し、理解しようと努めること、両方が大事だと思う。初めて日本国外の核被害について学んだときも、マーシャル諸島に渡航したときも、圧倒的な被害の大きさやその被害に自分が加担しているかもしれないということに、私は大きくショックを受け、心の震える思いがした。同時に核兵器禁止条約から生まれた繋がりを活かしてアクションをすることで、自分たちの手で問題を少しでも解決するための力を得ている。これからも活動を続け、人との出会いの輪を広げ、学んだことをより多くの人たちと実感を持って共有していきたい。



現地で撮影した式典での「ビキニ・アンセム」の歌声

《より深く知るために》

竹峰誠一郎（二〇一五）『マーシャル諸島——終わりになき核被害を生きたる』新泉社

大川史織（二〇一八）『マーシャル、父の戦場…ある日本兵の日記をめぐる歴史実践』みずき書林

世界のヒバクシャと出会うユースセツションウェブサイト (<https://youth4hibakusha.mystrikingly.com/>)

核政策を知りたい広島若者有権者の会ウェブサイト (<https://www.kakuwakahiroshima.org/>)

ピースボート 世界核被害者フォーラム2021ウェブサイト (<https://nuclearsurvivors.org/jp/>)

第3章 新興技術と核リスク——新たな規範の必要性

鈴木達治郎

1 科学技術と戦争

新興技術と核リスクを語る前に、まず科学技術と戦争の関係について考えてみよう。科学技術と戦争の関係は、歴史的にも不可分の関係にあると言われている。ドイツの社会学者ケンプフェルは一九四一年の論文⁽¹⁾で、「歴史的に見て科学技術の進歩は軍事的必要性によるところが多い。」としつつ、「しかし、戦争がなければ科学が存在しないということではない」とも述べている。確かに科学は戦争と関係なく存在するべきだが、その進歩を考えたときに、戦争が大きな役割を果たしたことも事実である。さらに核兵器や毒ガスのように

な「大規模な殺戮兵器の革新は、全て軍事専門家でない外部の技術者の発明からもたらされている」と述べている。歴史的に見れば、軍事専門家だけでは兵器の革新は起きず、必ず外部の科学・技術者が協力してできたと評している。この点は民生用技術の軍事利用を考えるうえで重要な視点だ。次に、「科学と戦争 (Science and War)」⁽²⁾ マーチン論文（一九八三年）では、「科学の財源の多くは、直接間接を問わず、戦争を目的としている」としており、実は既に「科学は戦争に奉仕するというより、戦争システムの一部である」とまで断言している。したがって、「社会システムを変えない限り、戦争そのものの原因を取り除くことができないため、社会と戦争の関係はなくならない」と解釈できる。同論文で、マーチンは「戦争に反対する科学者は、既存システムの中で戦争をなくそうとしているが、戦争そのものの原因を除去して社会を再構築することまでは考慮していない」と科学者による反戦運動を暗に批判している。では、どうすればよいのか。マーチンは「戦争システムを改革するには、官僚的な、政府の財源による特定の科学（本質的に軍事化された科学）から脱却し、自律的な社会の中の調和を目指すことだ」と述べ、戦争システムを構築している「財源」から自律的な財源に基づく科学を目指すことが必要と述べている。これは、二〇一五年に日本で導入された防衛調達装備庁の「安全保障技術研究推進制度」に関連して

考えさせられる指摘だ。同制度の概要では、以下のように説明されている。

「近年、技術革新により民生技術が急速に進展しており、しかもこれらの先進的な技術は、これまでの戦い方を一変させる可能性をも秘めていることから、防衛にも応用可能な先進的な民生技術を積極的に活用することが重要であると考えています。安全保障技術研究推進制度（競争的研究費制度）は、こうした状況を踏まえ、防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、先進的な基礎研究を公募するものです。」

まさにこれこそが、戦争に備えた社会システムの構築の一部に、科学が取り込まれいくプロセスではないのか。科学研究が「防衛」という目的に資するよう、財源制度が導入されたのである。これに対して、日本学術会議は、以下の様な声明を発表した。

「防衛装備庁の『安全保障技術研究推進制度』（二〇一五年度発足）では、将来の装備開発につながるという明確な目的に沿って公募・審査が行われ、外部の専門家でなく同庁内部の職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入が著しく、問

題が多い。學術の健全な発展という見地から、むしろ必要なのは、科学者の研究の自主性・自律性、研究成果の公開性が尊重される民生分野の研究資金の一層の充実である。⁽⁴⁾（傍線筆者）

科学と戦争の関係を考えるうえで、財源とその目的によっては、科学研究が本来維持すべき「自主性・自律性・公開性」に悪影響が出る。科学と戦争の関係を断つためには、この財源の問題を抜きには語れないのである。これは本章最後に語る「科学者の社会的責任」にも通じる課題である。

2 核兵器システムの脆弱性

新興技術を語る前に、既存の核兵器システムの脆弱性をまず検証してみる。エリック・シュローサーは、米国の核兵器に関わる「ニヤミス事件」を徹底的に取材して、一冊の書物として刊行した。⁽⁵⁾特に、タイタンⅡの事故を扱った章が最も読み応えがある。本書を通じて、シュローサーは、マンハッタン計画から現在に至るまで、核兵器の安全性がいかに蔑ろにされてきたかを伝えている。本書の中で紹介されている、スコット・セーガン教授

の著書『核——安全性の限界（組織・事故・核兵器）⁽⁶⁾』にも、次のような結論が書かれている。

「壊滅的な核兵器の事故が起きていないのは、設計がすぐれているからではなく、幸運に恵まれたからだ。」

核抑止は、このような核兵器システムの信頼性が揺らげば、機能しなくなる。すでに、既存の核兵器システム自体の安全性・信頼性にも懸念が生じていた、ということであり、そのシステムに依存する核抑止そのものの「脆弱性」も明らかにされていた。

3 二十一世紀の核抑止システム

現在の核兵器システムは、さらに高度で複雑なハイテクに依存している。核兵器システム全体を説明した米国防省の資料によると、現在の核抑止システムは次のような技術システムより成り立っている。

一・指令・統御（command and control）…核兵器システム全体の運営を管理する高度な

技術制御システムのこと。敵国からの攻撃を把握し、即座に対応する攻撃指令を出す。通常時は、核兵器の安全性・信頼性の確保にも不可欠なシステムである。

二、大陸間弾道弾ミサイル（ICBM）システム…遠距離の敵国を一撃で打破できる大型ミサイルシステム。戦略核兵器を搭載し、陸上のサイロからいつでも発射できる態勢を整えている。

三、宇宙・サイバーシステム…敵国の動向を常に監視・把握し、情報をリアルタイムで指令・制御システムに伝達する。さらにサイバー兵器で相手国の軍事目標を攻撃または相手国からのサイバー攻撃から防御する。

四、爆撃機（戦略・防勢対空・攻勢対空）システム…核兵器を搭載して、敵国に爆撃を行う爆撃機も単独で行動するのではなく、システムの一部として機能する。戦略爆撃機は遠距離の敵国に致命的な打撃を与える目的の重量爆撃機である。また、敵国からの戦闘機・爆撃機を撃墜する防御システムを防勢対空（Defensive Counter Air: DCA）システムと呼ぶ。これに対し、敵国の戦闘機が地上にある間に破壊したり、飛行場や地対空ミサイル陣地などを破壊して敵国の空軍力を破壊する目的の爆撃を「攻勢対空（Offensive Counter Air: OCA）」と呼ぶ。これら空軍の防衛・攻

撃システムも重要な核抑止システムの一部である。

五、弾道ミサイル潜水艦・潜水艦発射弾道ミサイル (Submarine-Launched Ballistic Missile: SLBM) を搭載した潜水艦で、「戦略ミサイル潜水艦」とも呼ばれる。陸上配備、空爆と並ぶ、三本柱の一つで、相手側に場所を知られる可能性が低く、戦略的な価値も高い攻撃能力とされる。潜水艦の動向や核搭載ミサイルの発射も当然ながら、全体の統御システムの一部として機能する。

六、弾道ミサイル防衛システム (Ballistic Missile Defense System) : 最後に、敵国からの弾道ミサイルに対し、早期にその軌道を予測し、自国に到達する前に、迎撃ミサイルにより破壊するシステム。ミサイルの発射段階 (ブースト段階)、大気圏外段階 (ミッドコース段階)、大気圏再突入段階 (ターミナル段階) の三段階で、対応できるよう、地上・海上・宇宙レーダーによる追跡機能が不可欠であり、迎撃ミサイルの精度向上がカギとなる。

以上、核抑止システムを支える高度な防衛・攻撃システムを紹介したが、これら全体が「核兵器システム」として機能する必要がある。宇宙・情報技術の進展により、その精度や

信頼性も飛躍的に高まっていると言われる。一方でデジタル技術への依存度が高まれば、サイバー攻撃の対象となり得るため、システムとしての脆弱性が高まる恐れも指摘されている。核抑止は、これらすべてのシステムの信頼性が確保されることが大前提であり、少しでもその信頼性が揺らぐことがあれば、抑止力も低下することになる。

4 核兵器の近代化——新型核兵器の開発

米国をはじめ、核保有国のほとんどが、既存核兵器の拡大のみならず、核兵器そのものの改良や新型核兵器の開発に取り組んでいる。米国では、オバマ政権時に軍縮を進める際に、核弾頭の数を減らしても抑止力を維持することを目的に、より精度が高く、多目的に使用できる新型核兵器の開発が進められた。例えば、B61-12と呼ばれる比較的低威力の核兵器を見てみよう。大きさは従来の弾頭とほぼ同じだが、核弾頭の威力は〇・五キロトンから五〇キロトンまで変動が可能である。さらに、弾頭にはリーダーが搭載されており、目標を確実に把握することができる。後尾の回転可能なフィンとGPSによる誘導装置により、自力で目標に到達することができ、命中精度も高くなっている。この兵器の開発により、核弾頭の削減を達成することができるといえる。しかし一方で、低威力で命中精度の

高い核兵器は、「使いやすい核兵器」ともいわれており、かえって核兵器使用（先制核攻撃）のリスクを高める危険性がある、と当初より指摘されてきた。⁽⁷⁾この核兵器は既に配備が進められており、さらに改良型でより威力の大きい（三五〇キロトン）B 61—13も開発が進められている。⁽⁸⁾

核兵器そのものの改良や新型開発に加え、米国は核兵器システム全体の近代化も進めている。これは、一九五〇—六〇年代に整備された核兵器の開発・製造・配備・攻撃といったインフラそのものが、老朽化の段階に入ったため、インフラ全体の更新も進めることになったのである。これも、冷戦直後に開始した「核兵器維持・管理計画（Nuclear Stewardship Program）」を進化させたものといえ、莫大な費用（約一兆ドル）と年月（三〇年以上）がかかるといわれている。しかし、これが完結すれば、二〇八〇年まで、核抑止力を維持できるとされている。この近代化計画を進めていることを考えれば、核兵器廃絶どころか、核軍縮に真剣に取り組む意図がないともいえる。⁽⁹⁾

このような米国の近代化計画に対抗して、ロシアや中国も核兵器近代化計画を進めている。例えば、有名なのが、ロシアの極超音速兵器「アバンガード」の開発である。この兵器は米国のミサイル防衛に対抗し、かつ先制核攻撃能力も高める目的で開発された。最大

速度マッハ二〇という超音速で滑空し、敵のミサイル防衛を避けて飛ぶことができ、目標に正確に到達することができる。射程も五五〇〇から一万キロメートルを超える。とされ、大陸弾道弾ミサイルとほぼ同等の役割を果たすことができる。さらに、ミサイルを見ただけでは、通常弾頭か核弾頭かの区別がつかず、攻撃目標の特定もしにくい。ため、防御が極めて困難とされる。このような兵器は、先制核攻撃を容易にするため、「戦略的安定」に深刻な影響を及ぼすおそれがある。⁽¹⁰⁾

ロシアも米国と同様、高齢化しつつある核兵器システム全体の近代化を進めている。既にその「近代化率」は九〇%を超え、このうちICBMの近代化率は八五%とされている。また、ロシアは「非戦略核兵器」（通常戦争の延長線上で、比較的近距离の目標に対して攻撃を行う、威力も比較的小さい核兵器）を米国よりも一六〇〇発も多く有している（米国は二〇〇発）。この分野の近代化も進めており、多くは通常弾頭も搭載可能である。ウクライナ攻撃で使用された超音速弾道ミサイル「キンジャール」、ベラルーシに配備したとされる短距離弾道ミサイル「イスカンデル」などがその代表である。⁽¹¹⁾

このように、米ロをはじめ、すべての核保有国で近代化計画は着々と進められており、核兵器システムは多様化、複雑化し、防御や対応戦略の構築もより困難となっている。こ

のため、全般的に「戦略的安定」を維持することが困難となり、先制核使用のリスクが高まっているといわざるを得ない。

5 サイバー兵器と核兵器システム

先ほど述べたように、核兵器システムは高度な科学技術システムで、デジタル化が進んでいるため、サイバー攻撃に対する脆弱性が懸念されている。

サイバー兵器（あるいはサイバー攻撃）は、今世紀の戦争・安全保障の概念を根本的に変えてしまう可能性を秘めているといわれる。それはなぜか。それは、サイバー兵器の持つ革新性にあるといえる。その特徴は以下の8点に整理できる。

① 大規模な投資や産業を必要としない

サイバー兵器は、他の兵器システムと異なり、大規模な投資や産業を必要としない。したがって、大国でなくとも、サイバー攻撃を起こすことはできる。巨大軍事産業を擁する必要もなく、極端に言えば、少人数のテロリストであっても、大規模な軍事活動に匹敵する損害を与えることができる。

② 非対称的な相手にも攻撃可能

上記の特徴と関連するが、通常の軍事能力で大きな差がある敵国に対しても、サイバー攻撃だと十分な損害を与えることができる。

③ 個別施設から社会インフラまで攻撃規模も多様

サイバーの特徴として、攻撃対象は個別施設というミクロな対象から、電力システムなどの社会インフラ全体までを、攻撃することが可能である。

④ 平時時と戦争の区別が判断しにくい

サイバー攻撃は、多くの場合、平時時の経済活動に潜んで実施されるため、どの時点で「軍事行動（攻撃）」と呼ぶのか、そしてそれを国家全体への攻撃（戦争）と判断するのか。その区別が大変難しい。逆に言えば、民生用の活動や技術進歩が即安全保障上の脅威につながるリスクがあるといえる。

⑤ 攻撃対象、時期、敵対相手の同定が難しい

サイバー攻撃は、相手がどの施設やシステムを攻撃対象としているのか、いつから攻撃されるのか（されているのか）、そして誰が攻撃しているのか、の判断が難しい。敵対相手の同定を「アトリビューション (attribution)」と呼んでいるが、この証拠をつかむのも難しい。

⑥ 攻撃と防御の両面性

どの武器も防御と攻撃の両面性を備えてはいるが、サイバー兵器の場合はまさに防御策と攻撃策がほぼ同一の意味を持つことになるため、どうしても「軍拡」に陥りやすい。

⑦ 抑止が困難

こういった特徴を抱えるサイバー攻撃を未然に抑止することは極めて困難と考えられる。

⑧ 秘密に覆われた兵器

サイバー兵器については、とにかく各国が他の軍事兵器以上に、秘密裏に開発を行っている点が大きな課題として挙げられる。この点を、フレッド・カプランやデビッド・サンガーが次のように述べている。

「サイバー攻撃については、すべて極端な秘密に覆われている……私たちは暗い領域（dark territory）を歩かされているのだ。¹²」

「サイバー兵器は目に見えず、攻撃を行っても関与を否定でき、攻撃の結果もはっきりわからない状態にある……アメリカはほとんどの場合、凄まじい威力のあるこの新兵

器を、秘密裏に、しっかりとした原則のないまま、どのような影響が生じるのか十分に理解せずに使用している。¹³⁾」

これらの特徴が、サイバー兵器をこれまでにない未知の兵器として考えなければいけない理由であり、安全保障政策、そして軍縮政策にとっても大きな課題を提起しているのである。

米国の核問題専門のシンクタンク「核脅威イニシヤティブ（NTI）」は、サイバー攻撃が核兵器システムに及ぼす問題を早くから取り上げて、報告書を出している。二〇一八年に出した最初の報告書では以下の様な結論を発表している。

「核兵器を意図通りに使える能力に対する信頼、また敵国が核兵器を使用できかつ意図通りに攻撃できる能力を持つことへの信頼、が核抑止にとって不可欠な要素である。¹⁴⁾」
その要素が欠如した場合、戦略的安定性や核抑止に深刻な影響が考えられる。」

さらに、最近では、米口の専門家を集めて、次のような提言を発表している。

「最新サイバー技術能力がもたらす核兵器システムへのリスクを理解し、低減させることほど重要で緊急な課題はない。」⁽¹⁵⁾

このように、サイバー兵器は核兵器システムの信頼性、すなわち核抑止の信頼性に大きな影響を与える可能性がある。核使用リスクを削減するためにも、核保有国間で「核兵器システムへのサイバー攻撃は行わない」という合意を結ぶことが喫緊の課題と考えられる。

6 人工知能（AI）と核兵器

現在最も進歩のスピードが速く、社会経済全体に大きな影響を与えているのが、人工知能（AI）だろう。この破壊的な技術が、核兵器システムに与える影響も未知の段階であり、早急に検討を進めていく必要がある。

ストックホルム国際平和研究所（SIPRI）でも、この問題を早くから取り上げ、二〇一九年から二〇二〇年にかけて、専門家を集めてのワークショップを開催し、その議論に基づき、次のような結論を述べ、提言を行っている。

「未成熟なAI技術を核兵器システムに導入することは、深刻な影響をもたらす可能性がある。」—Volume 1⁽¹⁶⁾

「誤算に基づく戦争を避けるためにも、AI導入兵器に関する情報共有や共通理解の向上が不可欠。」—Volume 2⁽¹⁷⁾

「国家や国際組織は、AIがもたらす戦略的影響について、現実的、具体的な対応について段階的にでも、また同時並行的にでも、措置をとるべきだ。」—Volume 3⁽¹⁸⁾

また、ジョンソンは、最近の著書『AIと核兵器』において、次のような警告を発している。

「AIは核兵器システムの信頼性を高める利点もあるが、まだシステム全体がAIに依存しているわけではない。

AIがもたらす三つの核リスクとは…

1. AIによって強化された通常兵器による脅威の増大
 2. デジタル技術による敵の行動を読み誤るリスク
 3. 緊張が高まり、不確実性が増し、複雑化する安全保障環境の下、AIによって強化された「デジタル戦争」の可能性が大幅に高まる
- これらはすべて、核の安定性を脅かすものになる。
- 民生用AIの進歩（軍民両用性）が安全保障ジレンマを高める
- AIが第三国の関与による核戦争の誘発リスクを高める⁽¹⁹⁾」。

言い換えれば、AIが核兵器にまだ使用されていないとしても、通常兵器にAIが既に使われており、その不確実性が核兵器使用のリスクを高めることになる、という結論であった。さらに、AIが核兵器システムに利用されることについては、不確実性が高く、リスクを高める恐れもある。最近、米中首脳会談にて、「核兵器使用の意思決定にはAIを関与させない」との合意が得られたことは意味深い⁽²⁰⁾。

7 科学者の社会的責任

先端科学技術がもたらす社会への影響は、不確実性が高く予測が難しい。しかし、その可能性を最もよく理解しているのは、開発を担ってきた科学者・技術者である。したがって、科学者の社会的責任として、開発した科学技術が社会に与える影響、特に負の影響について、正直に社会に知らしめる責任がある。さらに言えば、不可逆的な負の影響をもたらす科学技術については、開発そのものに制約を加えるか、負の影響をもたらす使用を制限するような提言をすることも、科学者の社会的責任の一つであると考えられる。

核兵器の開発に携わった科学者の中で、そのような行動をとった稀有な人物を紹介したい。

ジェームズ・フランク博士

彼は、核兵器の開発を行ったマンハッタン計画に参加したノーベル物理学者である。開発末期、既に原子爆弾の開発にめどが立った一九四五年六月一日、シカゴ大学の七人の科学者が「政治・社会的問題に関する委員会報告」⁽²⁾を大統領諮問委員会に提出した。フラ

ンク博士がその委員長を務めたので、この報告書は「フランク・レポート」とも呼ばれる。この報告書は、原子爆弾を実際に戦争で使用すべきかどうかについて検討したもので、結論としては「日本への原爆投下には賛成できない」というものであった。残念ながら、その報告は大統領に届くことはなかった。しかし、この報告書の内容は、物理学者のみで書かれたものであるにもかかわらず、驚くほど核兵器と国際情勢の今後を正確に予知していた。いったん米国が核兵器を使用したら、核軍拡競争が起きる。また米国は核兵器を使用した倫理的責任を負うことになり、核拡散を防ぐための説得力を欠くことになる。さらに、米国は核兵器を開発した責任ある国として、核技術を国際管理の下におき、国際核管理体制を整えるべきだとした、現在の核軍拡競争や国際核管理体制を見据えた先見性の高い報告であった。この報告が、その後の米国の核不拡散政策の基本として継承されていたと言える。フランク博士や委員会のメンバーの社会に対する責任感の強さを感じる報告であった。

ジョセフ・ロートブラット博士

マンハッタン計画は、そもそもドイツの核開発を恐れて、ドイツより先に原子爆弾を開

発することが大きな目的であった。そのドイツの核開発が失敗に終わったことが明らかに
なった時点で、マンハッタン計画の意義はもはやなくなった、という理由で、計画を辞任
した科学者が唯一人だけいた。それが、ジョセフ・ロートブラット博士である。ロートブ
ラット博士は、ユダヤ人でポーランドからの移民だったが、核開発の意義はあくまでもド
イツへの対抗策という認識で、ドイツの核開発が失敗したのであれば、あえて核開発を続
ける理由はない、との判断であった。ロートブラット博士はその後英国に渡り、ビキニ水
爆実験で「死の灰」の被害をうけた第五福竜丸事件に関心を持ち、調査を開始。「水爆はき
れいな核兵器」という米政府の説明を信じていたが、日本の科学者西脇安教授の調査結
果を知って、水爆が桁違いの放射能汚染をもたらす核兵器であることを確信した。その事
実を英国BBC放送で発表したのがきっかけで、哲学者バートランド・ラッセルとともに、
人類への警告を発した「ラッセル・アインシュタイン宣言」を発出することに貢献した。⁽²²⁾
この「ラッセル・アインシュタイン宣言」には、湯川秀樹教授も署名している。同宣言は、
核兵器の恐ろしさ、戦争と核兵器の廃絶を世界に訴えて、大きな反響を呼んだ。その中で、
最も有名な一節が次の文章である。

「私たちが人類を滅亡させますか、それとも人類が戦争を放棄しますか。……私たちは人類の一員として、同じ人類に対して訴えます。あなたが人間であること、それだけを心に留めて、他のことは忘れてください (Remember your humanity, and forget the rest)°」

さらに、この宣言の冒頭に、「科学者が会議に集うべき」との提言を行っていたのをカナダの民間企業人であるサイラス・イートンが注目し、カナダの漁村パグウォッシュ村に科学者たちを招待して開催されたのが、「パグウォッシュ会議」の原点である。ロートブラック博士は、最初の設立から関与し、その後冷戦時代に米・旧ソ連の科学者との交流を通じて、米・旧ソ連間の核軍縮に貢献したことで、一九九五年にパグウォッシュ会議とともに博士自身も「ノーベル平和賞」を受賞している。マンハッタン計画から唯一人辞任したことに始まり、一生を通じて、核兵器の危険性を世界に訴え、戦争と核兵器の根絶に尽くした博士の存在は、科学者の社会的責任を語るうえで、欠かせない。

8 科学者・技術者の新たな行動規範の必要性

革新的な科学技術の成果が、平和で持続可能な社会、人類の幸せと福祉への貢献につながる事が、本来の科学技術開発の目的である。しかし、どの科学技術も「二面性」を持つ。使い方を誤れば、自然を破壊し、人類を滅ぼしかねないほど、最新の科学技術のもたらす影響は大きい。核兵器はその最たるもので、同じ原理で平和利用を目的とした原子力発電は核兵器と不可分の関係にある。

日本の原子力学会は、二〇〇一年に「倫理規定」を定めたが、その中で、以下のような誓約を会員に課している。

「行動の手引き」

2.2. 平和利用への限定…会員は、平和目的に限定して原子力を利用し、自らの尊厳と名誉に基づき、核兵器の研究・開発・製造・取得・使用に一切参加しない。加えて、自らの行動が結果として核拡散に加担することがないように、接触する団体や情報管

理等に最大限の注意を払う。」⁽²⁴⁾

このように、平和利用への限定を倫理規定に組み込んでいる技術系学会はそう多くはない。もちろん、日本自体、核拡散防止条約（NPT）に「非核保有国」として批准しており、さらには原子力基本法にも、平和利用への限定が明記されているので、あえて学会員個人がこのような誓約に同意する必要はないのかもしれない。しかし、政府の方針や法律が改正される可能性はゼロではなく、学会員個人として、このような誓約にコミットすることの意義は決して小さくない。

最新技術として注目されるAIの技術者たちも、自ら「アシロマの原則」という行動規範を二〇一七年に発表している。その中で、軍事利用については、以下のような項目があげられている。

「18. 人工知能軍拡競争…自律型致死兵器の軍拡競争は避けるべきである。

21. リスク…人工知能システムによって人類を壊滅もしくは絶滅させうるリスクに対

しては、夫々の影響の程度に応じたりリスク緩和の努力を計画的に行う必要がある。⁽²⁵⁾」

このような「行動規範」は、拘束力がないとはいえ、規制が十分でない時点で、科学者・技術者の行動に制約を課すものとして、それなりの効果があると思われる。特に、軍縮交渉が行き詰まり、国際的な条約や規制の確立が困難な状況にあつて、革新技術が軍事利用や破壊的目的に使用されないようにするには、科学者・技術者の行動規範が重要な役割を果たしうる。先端技術の進歩のスピードに国際規制が付いていけない状況を考えれば、リスク削減のための「行動規範」の確立が、ますます重要となっていくだろう。

歴史を振り返れば、科学技術の進歩と戦争は不可分の関係にある。一方、戦争がなくなると科学技術は進歩する。いや、戦争のない社会における科学技術こそ、人類の幸福と福祉に貢献する科学技術の進歩が担保されるのである。戦争に巻きこまれる科学は本来の目的とは離れて、敵国や市民を破壊するために使われることになる。

その典型的な例が、「核技術」であろう。核兵器は人類を滅ぼしかねない大量破壊兵器であるが、それゆえに、「核抑止」という考えが有効であると、核兵器を必要と考えている政策関係者や安全保障専門家は主張している。しかし、核抑止を現実のものとするためには、

巨大で高度な科学技術システムに依存しなければいけない。皮肉にも、高度な情報システムに依存すればするほど、サイバー攻撃に対する脆弱性が増してしまう。さらに、極超音速ミサイルや低威力で高精度の新型核兵器といった、新たな技術革新が、核兵器使用のリスクを高めてしまう、というジレンマも明らかになった。

核開発に従事した科学者が、その後、核戦争の脅威を人類に訴え、核軍縮や核不拡散に貢献したことは、科学者の社会的責任を考えるうえで、重要である。科学技術の進歩は急速であり、軍備管理制度が追い付いていけない。そういった状況では、科学者・技術者の行動規範のような「新たなアプローチ」が必要となる。科学者の社会的責任はますます重くなる。それを監視する市民社会の役割も重要である。新興技術と核リスクを考えるうえで、このような視点に基づく「軍備管理・軍縮政策」が求められているのである。

注

- (1) Kaempfert, Waldemer. (January, 1941), War and Technology, *The American Journal of Sociology*, Vol. XLVI, No 4. https://www.jstor.org/stable/pdf/2769916.pdf?refregid=fastly-default%3A37e92ad472ea634c0e94ceedfaac99e5&ab_segments=0%2Fbasic_phrase_

search%2Fcontrol&origin=&initiator=search-results&acceptTC=1

- (2) Martin, Brian. (1983). "Science and War", published as a chapter in Arthur Birch (editor), *Science Research in Australia: Who Benefits?* (Canberra: Australian National University, 1983), pp. 101-108. <https://www.bmartin.cc/pubs/83Birch.html>
- (3) 安全保障技術研究推進制度（防衛省ファンディング）。ウェブサイト。 <https://www.mod.go.jp/atla/funding.html>
- (4) 日本学術会議「軍事的安全保障研究に関する声明」（二〇一七年三月二四日）。 <https://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/gunjianzen/index.html>
- (5) シュローサー・エリック、布施由紀子訳（二〇一八）『核は暴走する〜アメリカ核開発と安全性をめぐる闘い』（上）（下）。河出書房新社
- (6) セーガン・スコット・、山口祐弘訳。（二〇二四）『核——安全性の限界（組織・事故・核兵器）』、藤原書店。
- (7) Broad, William and Sanger, David. (January, 2016) "As U.S. Modernizes Nuclear Weapons, 'Smaller' Leaves Some Uneasy", *The New York Times*.
- (8) 「米、改良核爆弾を開発へ。対中ロ、核抑止力強化」共同通信。（二〇二三年一〇月二八日）。 <https://www.47news.jp/10051468.html>
- (9) Liang, Xiaodon, (August, 2024) "US Nuclear Modernization Programs", Arms Control

Today. <https://www.armscontrol.org/factsheets/us-modernization-2024-update>

- (10) ラーマン・カレダ (二〇二二年二月二〇日)「プーチンの最強兵器！迎撃不能の核兵器システム『アバンガルド』」Newsweek 日本版。 <https://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2022/12/post-100406.php>

- (11) 富塚明 (二〇二三年六月)「核兵器近代化計画」長崎大学核兵器廃絶研究センター (RECNA ウェブサイト)。 https://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/bd/files/NuclearWH_2023_Tomizuka.pdf

- (12) Kaplan, Fred, (2016), *Dark Territory: The Secret of Cyber War* Simon & Shuster.

- (13) Sanger, David, (2018) *The Perfect Weapon: War, Sabotage, and Fear in the Cyber Age*, Scribe, (高取芳彦訳『サイバー完全兵器：世界の覇権が一気に変わる』朝日新聞出版、二〇一九年)

- (14) Stoutland, Page, Pitts-Kiefer, Samantha (September, 2018) “Nuclear Weapons in The New Cyber Age”, Report of the Cyber-Nuclear Weapons Study Group, Nuclear Threat Initiative (NTI). https://media.nti.org/documents/Cyber_report_finalsmall.pdf

- (15) Nuclear Threat Initiative, (September 2023) “Reducing Cyber Risks to Nuclear Weapons: Proposals from a US-Russia Expert Dialogue”, https://www.nti.org/wp-content/uploads/2023/09/FINAL-Reducing-Cyber-Risks-to-Nuclear-Weapons_9.15.pdf

- (16) Boulanin, Vincent, Amadae, S.M., Avin, Shabar, Borrie, John, Bronk, Justin, Hagström, Scheffelowitsch, Martin, Michael C, Horowitz, Kaspersen, Anja, King, Chris, Rickli, Jean-Marc, Sauer, Frank, Stoutland, Dimitri, Page, O. and Topychkanov, Petr. (May 2019), Stockholm International Peace Research Institute (SIPRI), "The Impact of Artificial Intelligence on Strategic and Nuclear Risk": Volume 1, Euro-Atlantic Perspectives.,
- (17) Saalman, Lora, Koichi, Arie, Cuihong, Cai, Il-Soon, Hwang, Ji-Hwan, Jiang, TiaHwang, njiao, Kashin, Vasily, Ji-Sun, Kim, Kozyulin, Vadim, Xiang, Yangyue, Li Liu, Nishida, Michiru and Fei, Su, (October 2019) SIPRI, "The Impact of Artificial Intelligence on Strategic Stability and Nuclear Risk", Volume II, East Asian Perspectives,
- (18) Topychkanov, Peter edited, (April, 2020) "The Impact of Artificial Intelligence on Strategic Stability and Nuclear Risk", Volume III, South Asian Perspectives, SIPRI.
- (19) Johnson, James, (2023), AI and the Bomb, Oxford Press.
- (20) 日本経済新聞「米中『核兵器使用』意思決定にAI関与も予想」首脳合意」 二〇二四年十一月十七日。
- (21) Manhattan Project (June 11, 1945) "Metallurgical Laboratory" University of Chicago, "Report of the Committee on Political and Social Problems", (Franck Report) ., <https://www.atomicarchive.com/resources/documents/manhattan-project/franck-report.html>

- (22) Butcher, Sandra Ionno, (May 2005) “The Origins of Russell-Einstein Manifesto”.
https://pugwash.org/wp-content/uploads/2014/02/2005_history_origins_of_manifesto3.pdf
- (23) 日本パグウォッシュ会議訳、「ラッセル・アインシュタイン宣言」。 <https://www.pugwashjapan.jp/russell-einstein-manifesto-jpn>
- (24) 日本原子力学会倫理委員会 (二〇二一年五月)「日本原子力学会倫理規定」。 http://www.aesj.or.jp/ethics/02_02_02/
- (25) Future of Life Institute (二〇二一年五月). “AI Principles” (Japanese), X. <https://futureoflife.org/open-letter/ai-principles-japanese/>

《より深く知るために》

- アーネスト・ヴォルクマン (茂木健訳) (二〇〇三)『戦争の科学』主婦の友社
- 一政祐行編 (二〇二四)『核時代の新たな地平』防衛研究所
- 朝永振一郎 (二〇〇二)『科学者の社会的責任』みすず書房
- 渡辺丘 (二〇二二)『ルポアメリカの核戦力——「核なき世界」はなぜ実現しないのか』岩波新書
- 渡辺悦和・井上武・佐々木孝博 (二〇二二)『ロシア・ウクライナ戦争と日本の防衛』ワニブックスPLUS新書

第4章 被爆地の視座——中国新聞と原爆・平和報道

森田 裕美

二〇二四年、広島にとって最も大きなニュースの一つは、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）のノーベル平和賞受賞だったといえるだろう。第一報に触れたとき、取材を通して出会ってきた被爆者の顔が次々と思い浮かんだ。心身に癒えぬ傷を抱えたまま、家族にも話していないという体験を、記者に語ってくれた人たち。その大半は、もうこの世にいない。

日本被団協は無論、賞を得るために活動を続けてきたわけではない。それでも今回のノーベル平和賞受賞で、世界があらためて原爆被害者の存在に目を向け、核兵器がいったいどれだけ長く、深く、人間を痛めつけるのか、世界がその一端にでも触れる機会になるので

あれば、喜ばしいことだと率直に思った。

ただ、喜んでばかりはいられない。いま私たちが生きている世界は、核兵器を持つ国による脅しと暴力にまみれているからだ。核超大国であるロシアによるウクライナ侵攻、事実上の核保有国イスラエルによるパレスチナ自治区ガザ攻撃などを背景に、核軍縮の機運はしぼんでいる。

長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）の二〇二五年の推計によれば、世界の核弾頭総数は約一万二三四〇で、前年から増加している。

核保有国は、核戦力の維持に加え、近代化と質的強化を進める。米口唯一の核軍縮合意「新戦略兵器削減条約（新START）」は、ロシアが二三年に停止を表明。二六年の期限切れを前に不透明な状況にある。米大統領に返り咲いたドナルド・トランプは、中口との核軍縮協議に意欲は見せるものの、自国の核軍縮に関心があるとは考えにくい。覇権主義を強める中国や核戦力開発を進める北朝鮮を念頭に、日本や韓国でも米国の「核の傘」に頼る「拡大抑止」の強化を求める声上がる。

こうした状況下で、ノルウェー・ノーベル委員会が日本被団協に平和賞を授与したのは、核兵器が使用されかねない世界に、目を開かせるための警告のメッセージにほかならない

だろう。

ノーベル委員会は授賞理由の中で、被爆者たちの努力が「核兵器使用は道徳的に許されない」という強力な国際規範」「核のタブー」の確立に大きく貢献してきたと述べた。

ただ、これまで被爆者たちが訴えてきたのは、「核兵器使用」へのNOだけではないことを押さえておきたい。原爆によって多大な犠牲を払い、生き残っても苦難の道を強いられた被害者たちは、「ほかのだれにも同じ思いをさせてはならない」と、被爆をもたらした戦争の責任を追及し、人間の尊厳を奪うあらゆる暴力へ憤り、抗ってきたのである。

米国が広島と長崎に原爆を投下して以降、核兵器は実戦では使用されていない。しかし、世界ではいまもまさに戦争で多くの血が流れ、空からの攻撃によってあまたの人が焼かれ、殺されている。その一方で核兵器保有国は核開発を続け、ウラン採掘をはじめ製造や実験などの過程で、多くの核被害者」「ヒバクシャ」を生んできた。

このような背景を踏まえ、被爆地に本社を置く新聞社で報道に携わる一人として、日頃考えていることを述べたい。

1 ヒロシマを伝える

「中国新聞は原爆のことばかりじゃ」。取材先や読者から、そう言われた経験がある。実際どうか。私は「そうだとも言えるし、そうではないとも言える」と考えている。

まず「そうだ」と言える点から述べたい。中国新聞に掲載される原爆に関するニュースや話題がほかの新聞と比べて多いのは、おそらくその通りだろう。それには、広島に本社を置く中国新聞社のバックグラウンドが関係している。

中国新聞社は一九四五年八月六日、米国が投下した原爆によって壊滅的な打撃を受けた。爆心地から約九〇〇メートルにあった社屋は全焼し、社員の約三分の一に当たる一一四人が犠牲になった。

一命を取り留めた社員も重軽傷を負い、肉親や家を奪われるなどの被害を受けた。当然翌日の新聞は発行できず、朝日、毎日など他社の代行印刷で新聞が発行できたのは、被爆三日後の九日付から。再起不能とも言われた新聞社が、疎開させていた輪転機で、自力印刷の新聞を出せるようになったのは一カ月ほど後。さらに広島市の本社に復帰して発行を再開できたのは、被爆から三カ月たった一一月五日付からだった。

いわば中国新聞社もまた、原爆を体験した当事者Ⅱ「被爆者」なのである。

半面、戦中には戦意高揚の一翼を担った反省から、戦後は「世界平和の確立」を社是に掲げ、「原爆・平和」を重要な報道の柱としてきた。先輩たちが脈々と続けてきた報道の一端に、私も携わってきた。

毎年、中国新聞の八月六日前後の朝刊紙面は、原爆犠牲者を慰霊・追悼、記憶する関連記事でいっぱいになる。しかし、中国新聞が原爆について取り上げているのはこの日だけではない。年間を通じて、原爆に関するニュースを報じ、連載や特集を展開している。

歳月とともに原爆を体験した人は減り、被爆の痕跡は文字通り風化していくものの、過去と地続きの広島で暮らしている以上、原爆は避けて通れないテーマでもある。

ただ、今の子どもたちの世代は、もはや祖父母さえ戦後生まれ。原体験を共有することはますます難しくなっている。そのようななか、絶えず取り組んでいるのが、私たちが「原点もの」と呼ぶ取材である。

あの日、いったい何が起きたのか。被爆者や大切な人を失った遺族の声に耳を傾け、記録する。あるいは、埋もれている資料を掘り起こしたり別の角度から光を当ててみたりして、被爆の実情に迫る。二〇二〇年度の新聞協会賞を受賞した「ヒロシマの空白」や、現

在も続けている「ヒロシマドキュメント」などがその例である。

そう説明すると、やはり「原爆ばかり」と思われるかもしれない。

「そうではない」側面を紹介するため、先に述べた「原爆・平和」の報道とは、具体的にはどんなことをしているのか、簡単に説明しておきたい。

「原点もの」については先に述べたが、ではその原点が、後世にどう受け継がれているかを報じるのも、私たちの大きな仕事である。いわゆる「継承」にまつわる報道とでもいえるようか。被爆体験から広がっていく平和運動や平和教育、平和活動といった取り組みも追っている。

ひとことで「平和」と言っても、その裾野は広い。私たちが伝えるべきは、原爆による被害の実情はもちろん、それをもたらした戦争や核開発の歴史、核兵器に反対し、廃絶を求める未来に向けた動きなどもある。核を巡る国際情勢にも目を向け、積極的に発信している。先日も米ニューヨークの国連本部で開かれた核兵器禁止条約（TPNW）の第3回締約国会議や核拡散防止条約（NPT）再検討会議準備委員会に記者が赴き、取材に当たった。被爆地からのまなざしは、原爆被害だけではなく、それを生みだした戦争という暴力、さらに人間が理不尽に命を奪われるあらゆる事象にも向けられなくてはならない。

広島に原爆が投下されたのは、一九四五年八月六日の出来事であるが、その経験は、けっして過去の問題でもローカルな問題でもないと考えているからだ。

平和を考えることは、人間の尊厳を考えることでもある。

冒頭でも述べたように、戦争や核による被害は今なお世界中で続き、緊迫の度を増している。米誌『ブレティン・オブ・ジ・アトミック・サイエンティスト』が、人類が生み出した脅威を分析し、人類滅亡までの時間を示す「終末時計」は今年、さらに進んで「残り八九秒」となった。創設された一九四七年以来、最短であり、焦りを覚える。

私たちが目指す報道は、被爆体験を原点とし、過去・現在・未来という時間を縦軸に、世界への広がりを横軸に、「平和」に関するさまざまな課題に通じている。

「ヒロシマ」というとき、それを核兵器使用の結末としての原爆被害のみで捉えてしまえば、不可視化されたり見過ごしてしまったりする問題を、あまた内包しているのである。

2 原点となった取材

見過ごされがちな問題の一つとして、私の取材の原点ともなったテーマがある。外国人被爆者・在外被爆者についてである。

広島・長崎で被爆した人は日本人だけではなく、日本国内だけにいるわけでもない。日本統治下の朝鮮半島出身者をはじめ、東南アジアや中国、台湾、欧州出身者、米国から親の故郷に帰っていた日系二世、捕えられた米兵も含め、多くの外国人が被爆している。原爆は、敵や味方、国籍に関係なく、まさに無差別に命を奪ったのである。

原爆に遭った後、祖国に帰ったり移住したりして海を渡った人々は、「在外被爆者」と呼ばれ、日本で被爆者を援護する法律ができた後も、その枠外に置かれ、長く援護が受けられなかった。

その矛盾を突き、韓国の被爆者をはじめ在外被爆者が日本の支援者の力を得て司法の場で闘う動きが、とりわけ一九九〇年代後半から活発化した。国は敗訴を重ね、対応を迫られた。

ちょうどそのころ、「原爆・平和」報道に関わるようになった私は、二〇〇二年春、ブラジル、パラグアイ、米国に出張を命じられ、現地に一カ月ほど滞在して、被爆者たちから聞き取り取材をすることになった。それぞれ日本とは国情も異なる地で、どんな苦労や困難があり、どんな援護が求められているのか、浮き彫りにすることが目的だった（別の機会には在韓被爆者も取材した）。

修学旅行や平和学習などの場で、限られた時間に大勢で被爆者から体験証言を聞く場合、それは八月六日午前八時一五分前後と、その直後の惨状についての話に終始しがちだ。しかし聞き取り取材は、被爆者との対話でもある。出張中は現地の被爆者を訪ね歩き、その人の生い立ちから、被爆体験、その後の人生にまで耳を傾けた。

例えば、地球儀で見ると日本とはちょうど反対側にある南米で最も被爆者が多いのはブラジルだが、広大な国土に暮らす人たちは、通院のための国内での移動さえままならない。南米に暮らす被爆者の大半は、敗戦後の貧しい日本で、過剰人口を抑制するために国が奨励した移民政策によって移住した人たちである。原爆に肉親を奪われ、生きる糧を求めて海を渡った人も少なくない。被爆によって健康が損なわれた身体で農地を切り開くなどして、文字通り「生き抜いて」きた。

かつての「敵国」、米国に暮らす被爆者は、より多様であった。親世代が戦前の移民で、米国に生まれ、日本の教育を受けるために父母の古里・広島に帰っていて被爆、その後に米国に戻った「帰米二世」と呼ばれる人が多かった。日米開戦後には、移民である親が日系人強制収容所に入れられていたというケースもよく聞いた。南米と同じように、生きるすべを求めて渡米した人もいれば、いわゆる「戦争花嫁」など、結婚によって移住した人

も少なくなかった。

原爆で何もかもが奪われた広島から豊かな米国へと海を渡る時、周囲からの羨望や嫉妬は強かったという。だから、被爆者たちは窮状を語りながらも、見栄も張る。「こんな姿を見られたら」と写真撮影は拒否され、仮名でならと取材に応じた女性もいた。原爆投下国であり強大な核戦力を誇り続ける米国では、被爆者の救済を訴えること自体「反米・反核」とみなされ、嫌がらせも受けていた。人種差別や被爆者への偏見も根強かった。

南米・北米には、在外被爆者の中では比較的多数の被爆者が暮らしていたものの、周囲の理解は薄く、いわばマイノリティー。原爆に遭っていることが分かれると民間保険にも入れないため、健康不安を抱えていた。そんな中で被爆者たちは組織をつくって悩みを共有し、援護を求めて地道な運動を重ねてきたわけだが、被爆者の団体・コミュニティは必ずしも一枚岩ではなく、そこから外れた被爆者には、日本政府の支援策の内容すら伝わっていない状況だった。

広島でも多くの被爆者から体験を聞いていたものの、海外で暮らす被爆者ならではの苦難を思い知らされた。ある人は家族にも被爆した事実を隠しており、「書かないで、でも聞いて」と思いの丈を語ってくれた。放射線による遺伝的な影響を心配して子どもをつくら

ず、現地の子を実子として育てている人もいた。

同じ被爆者でありながら海を渡ると援護が打ち切られてしまう在外被爆者について、全体像をつかみながらも、個々の複雑な胸の内に迫り、核兵器がもたらす傷の深さ、非人道的性を痛感した。彼らがなぜ被爆しなくてはいけなかったのか、なぜ、戦後海を渡ることになったのか、国家に翻弄された人々について考えさせられた。

聞いた話を記事化するためには、裏付けの取材をする。残された記録や史料にあたったり、関係者に話を聞いたりする。それによって被爆者の語りが肉付けされ、自分は体験していない原爆が、少しずつ立体的に見えてくるようになった。

私が南米・北米を取材した二〇〇二年当時、すでに被爆から五〇年以上が過ぎていた。現地で被爆者を支援している人からは、「今さら取材に来て、本当に援護が必要な人は、とつくに亡くなった」「いま生きて語れる被爆者は、精神が強く、健康や家庭に恵まれた人たちだけ」とも言われた。

確かに、つらい境遇で亡くなった被爆者は多かろう。同時に心理的負担を乗り越え、記者に伝えようとする被爆者の姿には、たびたび泣かされた。たった一発の原爆は一体どれだけ人間を苦しめたら気が済むのかと、あらためて憤りを覚えた。

3 マーシャル諸島のヒバクシャ

広島に投下された原爆よりはるかに威力がある核兵器が、何度も爆発したらどうなるか。それを突き付けられたのが、中部太平洋マーシャル諸島での取材である。

広島原爆の一〇〇〇倍という巨大な威力で、米国が「ブラボー」と呼んだ一九五四年三月一日の水爆実験では、マーシャル諸島の住民や日本のマグロ漁船「第五福竜丸」をはじめ日本の漁船の乗組員たちが多数被曝した。その衝撃は、原水爆禁止運動が燎原の火のように全国に広がり、ヒロシマ・ナガサキの原爆被害をあらためて世界に広める契機ともなったことは、広く知られているよう。

だが米国のマーシャルでの大気圏核実験は、「ブラボー」だけではない。米国は一九四六年から五八年にかけ、計六七回もの実験を繰り返しているのである。

ブラボー実験から半世紀となるのを前に二〇〇四年一月、約一カ月間マーシャルに滞在し、環礁の島々にヒバクシャを訪ねた。取材成果は、帰国後、「ビキニ被災五〇年」という連載で発表した。

第一部では、放射性降下物による甚大な被害や、今なお続く放射能汚染と島民たちの避

難生活、米国による補償、再生への動きなどについて全八回の連載と二回の特集にまとめた。しかし当時の私は、現地で感じたモヤモヤする何かを、自分の中でうまく言語化できていなかったように思う。

いまあらためて当時の記事を読み直し、考える。あのとき私がマーシャルで見たものの正体は、「構造的暴力」や「植民地主義」ではなかったかと。

米国の核実験によって放射線被曝を強いられ、健康障害に苦しんでいた現地の人たちは、それが一体なぜなのか、何によるものなのか、長い間知らされていなかった。島民たちは、住み慣れた地が実験場にされるため、あるいは放射性降下物による汚染によって、移住を余儀なくされた。若い世代は故郷を知らずに育つ。ローカルフードは口にできず、食生活は米国から届く物資の缶詰やコーラなどに偏り、コミュニティは壊され、希望もない。除染作業に携わっていたのは、周辺のより貧しい島から出稼ぎに来ている人たちだった。若者の自死の話もよく聞いた。大国の核開発が、弱い立場の人の犠牲の上に成り立っている現実を見た。

核を保有する大国の横暴を考えると、いまもその構造はまったく変わっていないのではないか。

米国の信託統治領だったマーシャル諸島は一九八六年に独立したものの、今も巨大な米軍基地があり、米国のミサイル防衛戦略に組み込まれ、弾道ミサイルを打ち落とす迎撃ミサイル実験場となっている。

グローバルに核被害を考えるには、放射線被害の実情だけでなく、その背景に目を凝らさなくてはならない。大国、つまり力のある側による植民地主義、それを許している構造的暴力を明るみに出していく必要がある。

4 「世界のヒバクシャ」

私自身の古い経験をいくつか紹介したが、それより以前から中国新聞の先輩たちは、海の向こうの核被害者取材し、核被害はグローバルであることを比較的早い時期から報じてきた。

ウランの採掘や精錬、核兵器の製造、核実験、原子力発電、核燃料再処理、医療用放射線事故といった放射線被曝について全体像をまとめたのが、後に書籍にもなった「世界のヒバクシャ」である。一九八九年から九〇年に、中国新聞紙上で、二〇部構成一三四回の連載を展開。一九九〇年度の日本新聞協会賞を受賞している。

七人の記者が、当時のソビエト連邦と米国、アジア、欧州、アフリカなど、一五カ国二一地域を訪ね、取材した。当時日本ではほとんど報じられていなかった、旧ソ連のカザフスタン・セミパラチンスク核実験場の実態や、インドの核開発による被害、アフリカ南部ナミビアのウラン鉱山なども取材し、地球規模の核汚染を問うたスケールの大きな企画である。第二次世界大戦後も、世界各地で頻発している放射線被曝の問題を、地球環境問題の視点を加味しながらとらえ直したのも、当時としては新鮮だったようだ。

広島・長崎以後の核被害は、ビキニ核実験被害、チェルノブイリ原発事故など部分的には知られていたが、全体像の検証は珍しかった。とりわけセミパラチンスク核実験場の被害や、ブラジル・ゴイコニア市の医療用放射線事故、ナミビアのウラン採掘による被害の実態は当時ほとんど知られておらず、国内はもとより国際的にも画期的だったという。

ヒバクシャたちの言い知れぬ不安を伝えるだけでなく、核開発がもたらした膨大なツケ、被害を隠し続ける政府、企業の姿勢をも厳しく問い、さらに、被爆地の役割を考える内容だった。

この連載で、私があえて注目したのは、グローバルな核被害を俯瞰しつつも、広島・長崎で被爆した韓国の被爆者や、米国の核実験で被災した「第五福竜丸」以外のマグロ漁船

についても光を当てていることである。まさに不可視化されてきたヒバクシャを明るみに出した企画だったといえよう。

書籍化された『世界のヒバクシャ』（中国新聞「ヒバクシャ」取材班 1991）を、このたびあらためて読み返し、あとがきで先輩記者が述べている内容に驚いた。指摘が今も古びていないからだ。

それぞれの取材で歩いた場所について「奇妙な符合を忘れることができない」とし、核開発や実験場、原発などが、たいてい都市から遠く離れた辺境の地にあることを指摘する。そして『核の時代』が、そういう近代文明から遠く離れた場所の、純朴な人たちの犠牲のうえに成り立っているという事実を、私たちは胸にしつかりと刻んでおきたい。」と記す。三五年前の言葉がいまに響くのは、取材班の先見性もあろうが、むしろ世界の構造がさして変わっていないことの証左ではないか。

力のあるものが、力のないものを踏みつけにし、支配する。そんな構造は、いまでもここかしこにはびこっている。

5 あらためて原点に立つ

最後にどうしてもこの言葉を紹介したい。中国新聞の記者が「原爆・平和」報道に携わるとき、胸に刻む問いである。

原爆は威力として知られたか、人間的悲慘として知られたか――。

筆者の大先輩に当たる中国新聞の元論説主幹・金井利博が半世紀ほど前にのこした言葉だ。原爆の威力については戦後、世界に知られるようになり、米ソを中心に激しい核開発競争が繰り広げられた半面、原爆が生身の人間にもたらした痛みや苦しみは十分に知られていないのではないか、という問題提起である。

歴史的な大事件として、ヒロシマ・ナガサキが世界に報じられるとき、視覚的に提示される多くは、米軍が上空から撮影したきのこ雲の映像だろう。そこから伝わるのは、大規模な破壊である。そのころ地上には、被爆者の言う「生き地獄」が広がっていた。

一四万人（±一万人）。原爆が投下された年の一二月末までに亡くなった人数の推計だが、

この誤差とされる±一万人という数字の持つ意味を、考え続けなくてはならないと思う。

被爆から八〇年がたとうとするいまも、原爆被害の全体像は解明しきれていない。一発の原爆がいったいどれだけの固有の命を奪ったのか、その正確な数さえつかめていないのである。

原爆による甚大な被害は、その「威力」にのみ着目すれば、脅威から自国を守るという理由で、核開発の動機にもされてしまう。しかし「人間的悲惨」に目を向ければ、核兵器がいかに残虐で絶対否定せねばならないか、身に染みよう。廃絶へと世論を動かす原動力にもなる。

威力などの客観的事実にとどまらず、きのこ雲の下、地上にいた人間の目線から、核の非人道性を告発し続ける――。それこそが被爆地が立つべき視座であり、使命であると考えている。

昨今の国際政治を見ると、核兵器はパワーゲームや脅しの道具としてしか語られていないようだ。為政者にはひとりの人間として、核が人類に何をもたらすのか、もっとリアルティを持ってほしい。

核兵器は一度使用されれば、取り返しのない事態を生む。しかし、たとえ使用され

なくとも、開発・製造の過程で計り知れない被害を生じさせているのだ。リスクを取り除くには、結局のところ、なくすしかない。そんな人間の側から見たリアルを、私たちは愚直に訴え続けるしかないのだろう。

国家が誇らしげに核戦力をアピールし、外交の駆け引きにもてあそんでいる陰で、貧困や暴力、被曝などによって傷つけられているのは、一体誰なのか。想像力を失うことなく、考え続けたい。地球に住む私たちすべての人間は、当事者なのだから。

追記…本稿は、広島市立大広島平和研究所、中国新聞社、長崎大核兵器廃絶研究センター（RECN A）主催の国際シンポジウム「グローバルに核被害をとらえ直す——いま改めて『ノーモア・ヒバクシャ』（二〇二四年一月三〇日）での発表内容を基に、加筆・修正したものである。

《参考文献》

中国新聞「ヒバクシャ」取材班（一九九二）『世界のヒバクシャ』講談社

日本原水爆被害者団体協議会編（二〇二二）『被爆者からあなたに——いま伝えたいこと』岩波ブックレット

《より深く知るために》

中国新聞ヒロシマ平和メディアセンター ホームページ (<https://www.hiroshimapacemedia.jp/?lang=ja>)

※サイト内検索で、「世界のヒバクシャ」「在外被爆者 願いは海を超えて」「ビキニ被災50年」などの連載・特集も読める。

第Ⅱ部

止まらないアジアの核開発とガバナンス

第5章 深刻化する北東アジアのガバナンスと進む軍事化

吉川 元

1 アジアのガバナンスと国際関係の軍事化

「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」。これは世に広く知られる「ユネスコ憲章」の冒頭の一節である。この一節に続いて、「相互の風習と生活を知らないこと」が世界の諸人民の間に疑惑と不信をおこした共通原因であり、「疑惑と不信」がしばしば戦争原因となった。ここに終結した世界大戦は、「人間の尊厳・平等・相互の尊重という民主主義の原理」を否認し、これらの原理に代り「無知と偏見を通じて人間と人種の不平等」という教義を広めることによって可能になっ

た戦争である。「政府間の政治的、経済的取決めのみに基づく平和」は、永続する平和ではない。「平和は、失われなかったためには、人類の知的及び精神的連帯の上に築かれなければならない」。それ故に文化の普及と正義・自由・平和のための人類の教育を平和の礎と位置付けたのが、ユネスコ憲章であった。

戦争原因を無理解と無知に見出し、相互理解の重要性を説いたユネスコ憲章を読み返すに、二一世紀の四半世紀に生きる我々にとって、なにかむなしさを覚えざるを得ない。ロシアが核兵器使用の威嚇を行いつつ、ウクライナ戦争を開始してはや三年が経過する。第二次世界大戦中のホロコーストが明るみになると、世界各国の同情がユダヤ人国家イスラエルの建国を後押しした。そのイスラエルがガザで住民虐殺を行い、中東の平和を攪乱している。なぜこんなことになったのか。「心の中に平和のとりで」を築かなくなったからだろうか。崇高かつ高邁な理念をもって平和の処方世界へ訴えかけたユネスコ憲章に何が欠けているのだろうか。

近年の右の二つの戦争は対岸の火事ではない。朝鮮半島のイデオロギー対立、北朝鮮の核開発をめぐる軍事的緊張、中国と台湾との間のイデオロギー対立（中台紛争）に鑑みれば、北東アジアに、いつ何時、武力紛争に発展する事態が生じてでも不思議ではない。なぜなら

ば朝鮮半島のイデオロギー対立も、中国と台湾の紛争も、冷戦期イデオロギー対立にその起源があり、それは今もって国家の存亡をかけた深刻なガバナンス対立であるからだ。北ヴェトナムによる南ヴェトナムの武力併合、西ドイツによる東ドイツの併合を思い返してみよう。イデオロギー対立の帰着点である統合や併合とは分断国家の一方の国家体制の崩壊と、それに続く国家の消滅を意味する。イデオロギー対立は、国家の存亡にかかわるだけに妥協することのできない深刻な対立である。

北東アジアは、イデオロギー対立に加え、北方領土問題、尖閣諸島問題、竹島（独島）問題など、ゼロサムゲーム的な領土紛争にも事欠かない。しかも、この地域は経済的に豊かな国が多く、各国とも軍事力の強化に余念がない。その結果、近年武器移転が集中する北東アジアは、今や世界の火薬庫になったといっても過言ではない。

以下において、二つの安全保障観（概念）、すなわち国家安全保障と国家体制安全保障という安全保障概念を軸に世界の火薬庫となった北東アジアの危機の構造を明らかにする。第二節では、勢力均衡システムの下で発生する安全保障ディレンマ概念を中心に国際政治システムと戦争との関係性を見てみる。第三節では、軍事化が進む北東アジアの国際関係の構造を勢力均衡システムの下で形成されたハブ・アンド・スポークス関係の仕組みから

明らかにする。第四節では、人間の安全保障が脅かされる脆弱国家の現状を国家強化ディレンマに陥った国の国家体制安全保障概念を中心に明らかにする。最後に、第五節では、これまでの平和の処方を概観し、北東アジアにおいて平和と安全保障を制度化することの必要性を説く。

2 国際政治と安全保障

地域ガバナンス

近年、欧州や北米のように地域レベルで国際関係の地域ガバナンスの制度化が進んでいる地域もあれば、中東や北東アジアのように経済の地域主義が芽生えず、地域ガバナンスの制度化が進んでいない地域もある。

自由主義的かつ民主的な国家で占められる欧州連合（EU）地域では、経済統合が進み、人権、民主主義、法の支配といった国家ガバナンスに関する共通規範、ならびに欧州理事会、欧州議会、欧州司法裁判所といった地域ガバナンスの制度化が進み、その結果、安全保障共同体が形成されつつある。経済相互依存関係が進み、地域ガバナンスの制度化が進んでいる地域では「国益」の線引きが不可能となり、また国家行動規範が確立され、域内

に紛争の平和的解決制度が確立されていることから、武力紛争が発生することは想定できない。

一方、北東アジアのように、多様な国家ガバナンス形態が存在する地域では、政府間の信頼関係も醸成されておらず、地域ガバナンスの制度化も進んでいない。こうした地域では国益や領土、あるいは資源をめぐる国際紛争が発生する傾向がある。しかも国家ガバナンス規範も地域ガバナンス制度も確立されていないことから、地域共通の安全保障概念は形成されず、国際紛争の平和的解決は容易ではない。

勢力均衡システムと安全保障ディレンマ

経済的にも政治的にも共通利益が見いだせず、地域共通アイデンティティも形成されない、それ故に共通の安全保障概念が未発達な地域の国際政治の仕組みは勢力均衡システムであり、国際関係は軍事化される傾向にある。国益を守り国家の安全保障を強化するために、軍事力強化による国家安全保障観が優勢となるからだ。

国家安全保障とは、伝統的解釈では外国からの軍事攻撃から領土と政治的独立、国民と国の財産、さらには国民的な価値文化を守ることを意味する。しかしながら国際関係にお

いて相互不信が支配する地域では、自国の安全を確保するために軍事力を強化し、周辺国に対して少しでも軍事的に優位に立とうとする。ところが軍事力の強化は、それが例え自衛力の強化であったとしても、周辺国には国家安全保障上の脅威に映り、脅威を認識する周辺国も軍事力の強化に走ることで、結果的には意図しようと思図しまいと、軍拡競争の負の連鎖反応が始まり、相互に安全保障のディレンマに陥ることになる。このように勢力均衡システムには軍拡競争を促進させる構造が秘められている。

軍拡競争の過程で軍事的に劣勢であると認識する国は軍事力の均衡を維持するために、他の国、それも軍事大国との間で軍事同盟（安全保障同盟）を結ぶことで勢力の均衡を保とうとする。そして軍拡競争が始まり、軍事的緊張が高まると、それにつれて各国とも軍事予算を増加させるのは必然であり、しかも軍事同盟を伴う多国間の軍拡競争は往々にして世界大戦へ発展するのも道理である。一九世紀末からの英独間の建艦競争が第一次世界大戦に至った。一九三〇年代に始まる軍拡競争と日独伊の三国軍事同盟が第二次世界大戦に至ったように、軍拡競争の行き着く先が世界大戦であった。

第一次世界大戦後、大戦の教訓から、史上初めて戦争予防策が考案され、その一つが軍縮・軍備管理であった。当時としては最先端の科学技術開発競争が軍艦の建造であったこ

とから、ワシントン海軍軍縮条約（一九二二年）を皮切りに、ロンドン海軍軍縮条約（一九三〇年）によつて軍艦の保有制限がかかり、その結果、建艦競争が抑制されたことに伴い軍事費は削減され、しばらくの間、平和が続いた。例えば、日本の軍事費の増減の変化を見てみると、国家予算に占める軍事費の割合は、第一次世界大戦直後の一九二一年で四・九％であったものが、ワシントン海軍軍縮条約が発効して間もない一九二六年には二七・七％、満州事変が勃発する前年の一九三〇年で二八・五％であった。ところが日本の満洲侵略が始まり、日本が国際連盟から脱退し孤立の道を歩み始める一九三五年の軍事費は四六・一％へ急増している。日本は前出の二つの海軍軍縮条約から立て続けに脱退したが、その後の日本の軍事費は急増し、日中戦争を戦い、第二次世界大戦の敗戦前年の一九四四年の軍事費は八五・五％へと増加の一途をたどっている。第二次世界大戦後に始まる冷戦期には核ミサイル競争が展開されたが、核兵器とその運搬手段であるミサイルの軍備管理が一九七〇年初頭に均衡（parity）に達し、その後、軍備管理が奏功して東西デタント（緊張緩和）が始まった。東側陣営の崩壊で冷戦が終結し、アメリカとソ連（ロシア）の核弾頭数は大幅に削減されたものの、インド、パキスタン、続いて北朝鮮の核開発にみられるように、核兵器はアジアへ拡散し、「核兵器なき平和」が実現する見通しは立たない。

3 国際関係の軍事化の構造

ハブ・アンド・スポークス関係

第一次世界大戦後、国際連盟が設立され集団安全保障体制が形成されたのをはじめ、紛争の平和的解決の制度として国際司法裁判所（ICJ）が設立されるなど、立憲主義的国際平和秩序の形成に向けた取り組みが始まった。第二次世界大戦後には、人権の国際規範や人道、民主主義を含め国家ガバナンス規範を形成することで人権が尊重され、人間の安全が保障される国際平和秩序が形成されてきた。しかしながら、こうした試みにもかかわらず、二一世紀に入って四半世紀を経過した今日、なぜロシアの対ウクライナ戦争が生じたのか。北東アジアで軍事的緊張が続く、中国や北朝鮮は、人権が保障されないどころか、人間の安全を保障しない独裁体制になっていったのか。これまでの平和の処方はどれだけ有効であったのか、一体、これまでの平和の処方にも何が不足していたのか、との疑問がわく。

軍事的緊張関係が続く、今や世界の火薬庫となった北東アジアの危機の背景には、北東アジアの国際政治システムが勢力均衡システムであり、その結果、この地域は安全保障のダイレンマに陥り、各国間で軍拡競争が展開されているという国際政治要因がある。一方、

国内で国家強化のディレンマに陥った国が国家体制安全保障を追求するが故に民族マイノリティや政治的反体制派への弾圧や迫害を続け、これが国際社会の緊張をもたらしめているという、国家ガバナンス要因（国内要因）がある。

第二次世界大戦後、冷戦の影響下で、各国には米ソの覇権国が支配する東西いずれかの陣営に入るか、それとも非同盟・中立主義に徹するかの選択肢しかなかった。特に東西対立の草刈り場となったアジアでは、米ソ両覇権国は戦略的援助外交によって従属国へ覇権国の豊かな市場を開放する一方、従属国に対して軍事支援や経済発展を支援する代わりに、従属国は国際政治の場で覇権国に忠誠を尽くすというアジア独自のハブ・アンド・スポーク型の主従関係を結んだのである。

膨張する軍事費と武器移転

冷戦の終結後も、アジアは依然として勢力均衡システムの下にあり、そこでは国際関係の軍事化が進み、高度の緊張関係が続いている。アジアではハブ・アンド・スポークの主従関係に基づく武器移転（武器の輸出入）が進んでいる点に特徴がある。

二〇二三年の世界軍事費総額は二兆二四四三億米ドルで、これは冷戦の終結後の最多記

録である。その額は、全世界のGDPの二・三％に相当する。平均して各国政府の国家予算の六・九％が軍事費で占められ、それは一人当たり三〇六ドルの負担に相当する (SIPRI 2024 Summary: 8)。世界の軍事費ランキング上位一〇カ国 (二〇二三年) は、一位アメリカ、二位中国、三位ロシア、四位インド、五位サウジアラビア、六位イギリス、七位ドイツ、八位ウクライナ、九位フランス、一〇位日本である。注目すべきは、世界最大の軍事支出国アメリカである。アメリカの軍事費は九一六〇億ドルで、他の九カ国の軍事費の合計を上回り、二位の中国の三・一倍である。一〇位以内に中国 (二位)、インド (四位)、日本 (一位) が入り、韓国が一位に続いている。このように経済的に豊かなアジア、とりわけ北東アジアの三カ国が上位を占めるのは偶然ではない。

一九九〇年には全世界の軍事費総額における国別占有率で、アメリカの三四・八％、ソ連の二三・五％と東西の二つの覇権国が双璧を成していたが、ソ連が崩壊し、アメリカ一極時代に入ると、中国の軍事費の伸びが著しい。全世界の軍事費総額に占める中国の軍事費の割合は二〇年前の二〇〇二年には四％に過ぎなかったものが、二〇二三年には一三％へと飛躍的に増加している (SIPRI 2003: 305)。近年、アジアの軍事化を反映して日本の軍事費 (防衛費) の増加も顕著であり、二三年には過去最大規模の六兆八二九億円を記録し、

二〇二七年には防衛費をGDP比二%まで引き上げる方針が決定済みである（二〇二三年一月二十六日、閣議決定）。

次にハブ・アンド・スポークス関係の有り様を武器移転の視点から見てみよう。冷戦の終結後、先述の通りアジアと中東に武器移転が集中している。二〇一九年から二三年の五年間、世界の武器移転先は、アジア・オセアニアへの武器移転が全体の三七%を占め、次いで中東への武器移転が三〇%を占める。アジアでの武器移転先は、長年にわたって武力紛争を繰り返してきた印パ両国、並びに朝鮮半島の南北朝鮮の対立、北朝鮮の核開発等で軍事的緊張が続いている北東アジアである。しかも武器輸出国は主として国連安全保障理事会常任理事事である。武器輸入国と武器輸出国との間に、ハブ・アンド・スポークス関係の構図が見て取れる。例えば、二〇一九年から二三年の五年間、印パ紛争の一方の当事者インドは、武器輸入の四五%をロシアへ依存し、その他、フランス（二九%）、アメリカ（二一%）からも武器を輸入している。他方、パキスタンは武器輸入の七七%が中国からである。極度に軍事的緊張が高まっている北東アジアでは、日韓両国は、武器輸入を同盟国のアメリカに依存している。過去五年、韓国は武器輸入の七一%を、日本は九七%をアメリカに依存している（SIPRI 2024: 233-245）。

4 国家体制安全保障という安全保障観

名もなき大量殺戮と民衆殺戮

共通の安全保障概念が確立されていないアジアで、国家体制安全保障政策が優先され、人間の安全保障がないがしろにされる傾向にあるのは、アジア諸国の国家の成り立ちとも関わっている。

二〇世紀に戦争犠牲者数に匹敵するほど多くの人民が、政府や統治者によって殺害されたことが次第に明るみになるのは冷戦終結後のことである。第二次世界大戦中にナチスドイツが犯した六〇〇万人ものユダヤ人の殺戮は、今ではジェノサイドとして世に知られている。こうした特定の民族や人種的大量殺戮が「ジェノサイド」の名称を得て、しかも国際社会で罰せられるようになるのは第二次世界大戦後のことである。他にも名もなき人民の大量殺戮があった。例えば、スターリン時代のソ連で過酷な穀物調達を強いられた数百万人のウクライナ人の大量餓死（ホロドモール）、同じくスターリン時代のソ連で「階級の敵」「反革命」の罪による数百万人に及ぶ人民の「粛清」、毛沢東時代の中国で政治的ライバルの「粛清」や大躍進政策の失敗による数千万人に上る人民の餓死、ポルポト政権下で

の当時のカンボジアの人口三分の一に相当する人民の大量虐殺等々は、あまり知られていない。中でも、北朝鮮の人民の大量殺戮は、データがなく、不明のままであるが、国連人権理事会で幾度も指摘されたようにいまだに公開処刑を行っている国であることから、相当数の人民の殺戮が行われているものと推察される。いずれにせよ、二〇世紀の大量殺戮が世に知られていなかったのは、呼び名がなく罪名もない国家犯罪を裁きようがなかったこととも関連している。

政治学者ルドルフ・ランメルは、時の政府指導者や政権による人民の殺戮を、銃殺や拷問死によるものならず、死に至ると知りながらも政治目標を優先するために意図的に看過した結果発生した大量の餓死を含め、民衆殺戮 (democide) と名付けた。民衆殺戮は、ジェノサイド (集団殺害)、政治殺戮 (politicide)、階級殺戮 (classicide)、エスノサイド (ethnocide) など、特定の集団の殺戮を標的にした様々な様式の大量殺戮の総称である。第二次世界大戦後の戦争裁判で、戦争行為以外での特定の人種や民族、市民の殺戮が「人道に対する罪」として初めて裁かれた。そしてナチスドイツによるユダヤ人大量殺戮に大きな衝撃を受けた国連総会は、早速ジェノサイドの禁止条約を策定するよう決議した。国連総会の決議に基づいてジェノサイド条約の草案を審議する段になって、禁止すべきジェノサイドの定義

をめぐり審議は難航した。「政治的ジェノサイド」は、政権にとって国内政治の少数意見に対する弾圧が国際社会に国際干渉の口実を与えることになるとの理由から多数の国が反対した。本音はソ連をはじめ政治的ライバルを殺戮してきた多くの国が可能な限り権威主義体制を維持し、権力集中体制を維持したいからであった。また「文化的ジェノサイド」にも、同化政策の遂行の障害となるとの理由から、アメリカをはじめ多くの移民国家や植民地帝国の多くが反対した。

それでは、なぜ近現代国家で、しかも多くの場合、国際平和の時期に、自国政府による民衆殺戮が起こったのか。次に北東アジアで進む国際関係の軍事化、および深刻な民衆殺戮の発生原因を、国家強化のディレンマとそれに起因する国家体制安全保障政策という国内要因に焦点を当てて探ってみよう。

国家強化のディレンマ

近現代の国家建設の重要課題は、国民統合と民主的な国家制度の建設（国家建設）である。国民統合とは「国民」アイデンティティを育成し、国民的一体感を形成することである。その国民統合の過程で、政府は、新しい国家理念に国民の支持を取り付けようとする。一

方、政府指導者は国家建設を速やかに進めるために、例えば、植民地から独立して間もないアジア・アフリカの多くの国が開発独裁体制に移行したように、あるいは第二次世界大戦後、ソ連の影響下に入った東欧諸国が社会主義国家建設のためにソ連型の一党独裁体制を採用せざるを得なかったように、権威主義体制や独裁体制を志向する傾向にある。

独裁国家というものは、それが個人独裁であれ一党独裁であれ、国家安全保障の名目で、自身の国家体制の安全保障を優先し、国家体制を脅かす国内の反体制派や人権擁護活動家を弾圧したり、民族分離主義者を迫害したりする傾向にある。国家体制の強化を意図した強権政治は、かえって多くの国民を反体制運動や反政府主義運動へ追いやることになる。統治基盤を強化し安定させるために反政府主義者や民族主義者を弾圧すればするほど民衆の政治不信はさらに増幅され、それ故に弾圧を強化せねばならなくなるという国家強化のデレンマに陥っていくのである。

脆弱国家の安全保障

独裁国家で民衆殺戮が発生するのは、国家強化のデレンマに陥った脆弱国家の安全保障政策と関係している。自由主義、民主主義、イスラム原理主義、あるいは共産主義といっ

た国家の基本理念に国民の多数派の支持が得られていないため国家統治の正当性に難のある国、国民の一体感が未形成で分離主義を志向する民族マイノリティを抱え国民が領域的または社会的に分断されていることから領域の正当性に難のある国、あるいはその双方の正当性に難のある国は脆弱国家である。通常、国家安全保障政策とは、主として外部脅威に対する備えを意味するが、脆弱国家の場合、安全保障を脅かすのは外部脅威にとどまらず、領域の正当性や統治の正当性に挑戦する内部脅威も深刻で、政府の側からすれば国家体制安全保障への取組みこそ喫緊の安全保障課題となる。

内部脅威への備えは、権威主義・個人独裁への道となり、こうした非民主的国家体制にとって自由主義、民主主義、人権、人道といった価値・規範の外部世界からの浸透が、国家理念や国家体制に対する脅威となる。それ故に国家体制の安全保障戦略を採用する脆弱国家では、「強い国」をスローガンに、常に強力な指導者を求めるとともに、最強の大量破壊兵器であると考えられる核兵器の開発に向かう傾向がある。こうした国では、政府転覆をもくろむクーデターに備え、また反体制派を取り締まるために治安警察の役割が大きく、民族マイノリティの分離独立に対する日常的な弾圧を実施することも安全保障課題となる。その結果、二〇世紀を通して戦争犠牲者に並ぶほどの民衆殺戮が犯されることになったの

である。

ソ連や東欧の社会主義国家は傍目には堅牢に見えたが、その実、共産党一党支配体制下で力づくで統治されていた脆弱国家であり、国家強化のディレンマに陥っていた。ソ連や東欧の社会主義国家が一九八九年から九一年にかけて、外部侵略ではなく国民の蜂起によってドミノ倒しに崩壊していったことが、これらの国の脆弱性を物語る。しかも、ソ連とユーゴスラビアでそれぞれ「ソ連人」、「ユーゴスラビア人」という国民が誕生したと宣伝されていたが、それがいかに表層的なものに過ぎなかったかは、領域の正当性にも難のあった社会主義体制の崩壊と同時に民族の独立によって領域的分裂をしたことが象徴的に物語っている。

5 安全保障共同体という平和の処方

平和の処方を振り返る

第二次世界大戦後、ロシアの対ウクライナ戦争までの三四半世紀の間、欧州域内では国家間の大規模な武力紛争は起こっていなかった。それを「長い平和」と呼ぶ者さえいた。それにしても今になって、なぜ核保有大国ロシアが戦争を起こしたのかとの疑問が湧く。

この疑問はさておいて、二〇世紀に国際社会が編み出した平和の処方を振り返ってみよう。二つの世界大戦を機に、国際社会は、次のような六つの平和の処方ともいえる戦争予防策を考案した。①戦争の違法化、②軍縮と軍備管理、③集団安全保障体制、④経済国際主義、⑤相互理解、⑥安全保障共同体（国際統合）、以上、六つの戦争予防策である。これら六つの平和の処方については既に概略を説明した（吉川、二〇二〇）。こうした平和処方がどれだけ有効であったかは検証に値するが、それぞれの処方が十分効果的であったならば、ウクライナ戦争も北東アジアの軍事化とその軍事的緊張も、起こりえなかったはずである。しかし、今なお世界では大量の武器が生産され、核開発国が増加し、核廃絶の見通しは立たない。

右の平和の処方の中でも、安全保障共同体創造という平和の処方は、あまり注目されないものの、西欧、北欧、および北米地域に限定的ではあるが、もっとも有効な平和の処方の一つであると考えられる。今日、ドイツとフランスとの戦争は、誰もが想像できないだろう。ところが中国と台湾の間の戦争は、多くの人に発生する可能性があると考えられている。それではドイツとフランスは互いに戦争しないが、中国と台湾は戦争に発展する可能性があるとの見立ての根拠とは何か。ドイツとフランスは、一九世紀後半から二〇世紀

半にかけての三四半世紀の間、普仏戦争、第一次世界大戦、第二次世界大戦と三度、戦争をした。それにもかかわらず、今では互いに戦争に訴えることは想定すらできない状況にある。というのも、第二次世界大戦後、ドイツとフランス両国の指導者が戦争の根本原因をなくすことを目的に国際統合に取り組んだからである。それまでは石炭・鉄鋼といった戦略物資の争奪戦の延長に戦争があった。しかし戦争に訴えるのではなく、むしろ戦略物資を共同管理の下に置くことで戦争を予防することができないか。また将来の主要なエネルギーである原子力を共同管理下に置き、さらには経済そのものを統合して経済共同体を創れば、もはや国益を追求したり、守ったりすることがなくなり、戦争が予防できると考えたからである。事実、経済統合から政治統合へ進んでいるヨーロッパ共同体（EC）／EUは、欧州理事会や欧州議会の設立によって、また通貨統合によるユーロ圏の経済統合および共通外交・安全保障政策によって、今やEU構成国の間で武力衝突が起こりえない状況を制度的に保証している。

北東アジアの共通の安全保障を求めて

二一世紀の四半世紀を経過した今日、人権・人道問題は今や後景に追いやられた感があ

る。国家強化のディレンマに陥った国の人間の安全保障危機や人道的危機の実態は、その国が軍事大国であればあるほど、把握しにくい。例えば、コロナ禍前にあれほど広まった新疆ウイグル人の強制的同化政策の惨劇は今ではどうなっているのか、おおかたの人にとっては知る由もない。北朝鮮の人道的危機の現状を、当地で調査することは不可能であり、国内の人道的危機の実態の把握は困難である。代わって台頭が著しいのが、第一次トランプ政権が謳った「アメリカ第一主義」という自国第一主義（政策）である。第二次トランプ政権は、パリ協定や世界保健機構（WHO）からの脱退に象徴されるように、脱国際協調主義、脱多国間主義の傾向を強め、他国のこと、ましてや国際公共財など構ってはおれないという程、内向きになっている。人口増加、地球環境汚染、気候変動に伴う未曾有の災害、食料不足、資源不足で、地球は今や飽和状態となり、立憲主義的国際平和秩序は今まさに曲がり角に差しかかっているといっても過言ではない。アメリカの自国第一主義の波及効果が懸念される。

時代の潮流がこうした脱グローバル化の流れにあることは理解できるとしても、北東アジアは紛争地帯であり、世界の火薬庫と化した今日、座して時の流れに身を任せるわけにもいかないだろう。中台紛争や朝鮮半島の分断にみられるように北東アジアでは冷戦は終

結しておらず、多様なガバナンス様式が併存している。多国間主義の紛争予防体制や地域安全保障体制は未整備のまま、今日に至っている。

今一度、ユネスコ憲章の冒頭の一節を想起してみよう。「戦争は人の心の中に生まれる」。よって「心の中に平和のとりで」を築かねばならない。心の中に平和のとりでを築くことは確かに平和創造の第一歩ではある。しかし、心というものは移り変わるものである。心の中の「平和のとりで」として戦争を防止できるとりでとは、平和と安全保障制度に他ならない、と考えられる。欧州の、少なくとも西欧、中欧、東欧を含む欧州地域で、戦後八〇年の長きにわたり平和が到来したのは、平和のための制度的保障があるからである。平和のための国家行動規範、軍事的信頼醸成措置（という名の緊張緩和制度）、行動規範の逸脱に関する国際監視体制、国際紛争の平和的解決の裁判制度、そして何よりも人の移動の自由を含む人権尊重、民主主義、および法の支配を核とするグッドガバナンスの共通規範の確立があつて初めて相互理解が進んだのである。

一方、北東アジアで多国間主義の制度化が進まないのは、何が障害となっているのだろうか。なぜEUや欧州安全保障協力機構（OSCE）のような共通の安全保障体制が、北東アジアに設立されないのだろうか。それは超大国（覇権国）が、日米同盟や韓米同盟の

ような二国間主義の安全保障体制の方を好む傾向にあることと関連している。覇権国にとって二国間主義の方が従属国を操りやすいからである。OSCEのような多国間の安全保障機構では、主権平等、コンセンサスによる決定方式が採用されるが故に、大国主義の覇権的力も威信も、発揮できないからだ。

それでは北東アジアの安全保障共同体創造は可能か。人間の安全保障を脅かしている気候変動問題といったグローバル危機の認識共有があれば、対話を始めることは可能であろう。特に温暖化対策として化石エネルギーに代わる再生可能エネルギーの共同開発、さらには国際関係の軍事化によって軍拡競争から抜け出せない北東アジアで軍事的緊張を緩和するための信頼醸成措置の導入など、共通の安保措置の導入に取り組むことは可能である。とはいえ、人類滅亡までの残り時間を示す終末時計は残り八九秒を指している。自国第一主義が新しい潮流となり、各国とも内向きになりつつある反グローバル化時代にあつて、国際統合を構想し、安全保障共同体を構想すること自体、螳螂の斧を振るようなものなのであろうか。

《参考文献》

- 吉川元・水本和実編（二〇一六）『なぜ核はなくならないのかⅡ』法律文化社
- 吉川元（二〇二〇）「安全保障共同体の現状と課題」広島市立大学広島平和研究所編『核兵器と反人道罪のない世界へ』（広島平和研究所ブックレット第七巻、HPI Booklet Vol. 7）一六一―一八七頁（<https://www.peace.hiroshima-cu.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2020/03/HPI-Booklet-Vol7.pdf>）
- 吉川元（二〇一五）『国際平和とは何か——人間の安全を脅かす平和秩序の逆説』中央公論新社
- 広島平和研究所編（二〇二二）『アジアの平和とガバナンス』有信堂

《より深く知るために》

- SIPRI（2024）*SIPRI Yearbook 2024: Armaments, Disarmaments and International Security*. Oxford: Oxford University Press.
- Jones, Adam（2011）*Genocide: A Comprehensive Introduction*. London: Routledge, second edition.
- Rummel, Rudolph J.（1994）*Death by Government*. New Jersey: Transaction Publishers.

第6章 北朝鮮の核開発の現状とガバナンス動向

孫 賢鎮

1 北朝鮮の核開発の現状

二〇一八年六月一二日に初めて開かれた米朝首脳会談の後、二回目の米朝首脳会談は二〇一九年二月二七―二八日にかけてベトナムのハノイで開かれたが、北朝鮮の非核化措置とこれに応じる経済制裁の解除をめぐる相互の立場の差を埋めることができず、失敗に終わった。金正恩委員長にとって、ハノイの米朝首脳会議の決裂は人生最大の挫折であり、内部的には最高指導者の権威にかかわる深刻な打撃であった。このことは北朝鮮の国内政治にも深刻な影響を与え、党統一戦線部主導の外交チームの再編を含めた対米交渉の再検

討も行われた。

北朝鮮は、二〇二一年一月に開催された朝鮮労働党の第八回党大会で、新たな五年間に達成すべき重大目標の一つとして国防力の強化を提示し、「戦術核兵器の開発」計画を発表した。すなわち、北朝鮮の核開発の目標として、国家戦略目標の達成のため核能力の活用 (strong and prosperous nation)、軍事・安保面での外部からの安保脅威に対する抑止戦略 (deterrence strategy)、外交戦略の側面での対外交渉戦略としての必要性 (coercive leverage)、対内的には体制結束 (regime security) を強調した。北朝鮮の戦略は、核開発の完成によって北朝鮮主導の朝鮮半島の統一を目指し、また米韓同盟の瓦解を通じて米国の核抑止力に対する信頼を弱体化させることにある (Rand 2021: 7-12)。また、二〇二二年一月二六—三一日にかけて開かれた朝鮮労働党中央委員会第八期第六回総会拡大会議において、米国と敵対勢力の脅威に対処するため、軍事力強化を倍加する努力をするとともに、迅速な核反撃能力の獲得を基本使命として、大陸間弾道ミサイル (ICBM) システムの開発に関する課題が提示された。続いて、核戦力強化の重要性を強調しながら、韓国を「明白な敵」として規定し、戦術核兵器の大量生産とその必要性、核弾頭の保有量を幾何級数的に増やすことを提起した。

さらに、二〇二三年一二月、金正恩委員長は、朝鮮労働党中央委員会総会で、「対南・統一政策における根本的な方向転換」を強調し、韓国とは「もはや同族ではなく敵対的な二つの国家、交戦国の関係に固定化」としたと宣言した。これは先々代の金日成主席以来の南北統一の理念が放棄され、これまでの南北朝鮮の向き合い方が大きく変わり、南北関係が破綻したことを意味する。これによって北朝鮮は政府内の対南関連機構を廃止、縮小し、朝鮮半島での軍事的な緊張を高めている。これまで北朝鮮はいかなる場合でも核兵器を放棄しないというメッセージを対外的に発信する一方で、対内的にも憲法に「核保有国」と明示し、「核保有国法」、「核政策法」などを整備して核保有国の地位を確立してきた。一方、北朝鮮は韓国文化の拡散（K-POP、韓国映画・ドラマなど）が北朝鮮体制を深刻に脅かすと判断し、「反動思想排撃法」、「朝鮮民主主義人民共和国青年教養保障法」、「朝鮮民主主義人民共和国平壤文化語保護法」などを制定し、北朝鮮住民を厳しく統制していると考えられる。北朝鮮の意図は、国内での幹部や人民の韓国への憧れと追従を根絶し、体制にとつて脅威となる韓流を強力に統制するために、南北関係を戦争中の交戦国として規定したものと考えられる。事実上（de facto）の核保有国である北朝鮮の核問題は、朝鮮半島で最も大きな安全保障上の脅威として浮上しているが、今も明確な解決策を見出せずにいる状況

である。

本稿では、最近の北朝鮮の核開発の動向から米朝首脳会談が失敗に終わった後の北朝鮮の核政策および対南（韓国）政策の変化を考察し、これに基づいた北朝鮮の意図を分析する。また、事実上の核保有国である北朝鮮の核開発の現状を分析し、今後の北朝鮮の核開発問題を解決するための課題を考察する。

2 北朝鮮の核開発の動向

通常、核保有国は核兵器の生産のために、核物質の生産および核弾頭の開発やミサイルなどの発射手段の研究開発の段階から、実質的な作戦配備・運用をする作戦運用の段階を経て、配備された核戦力の維持・強化や戦術核の開発といった最終段階に至る。このような推進ぶりを総合的にみると、北朝鮮はすでに研究開発の段階を超え、限定的ではあるが核戦力を作戦配備し、さらに戦術核を開発する段階に入ったとみられる。二〇二一年一月の第八回党大会では、核・ミサイル能力の高度化に向けた国防分野の戦略的課題と、これを達成するための「国防科学発展および武器体系開発五カ年計画」（以下、五カ年計画）が発表された。金正恩委員長は、二〇二二年四月二五日、「朝鮮人民革命軍」設立記念日の軍事

パレードの演説において「核武力を最大限に早く発展させよ」と強調した。同年九月の最高人民会議では、「核武力の質量的更新・強化」と「非核化不可」の立場を明らかにし、核・ミサイル能力の高度化を持続する意志を表明した（韓国防衛白書 2023: 21）。また、ICBM体系の開発や、「戦術核兵器の大量生産の重要性と必要性」、「核弾頭保有量を幾何級数的に増やすこと」など、核攻撃手段の多様性や実戦配備に関する方針を示した。特に、二〇二三年四月一三日には、固体燃料方式のICBM「火星一八」の試験発射に成功したと発表した。北朝鮮は「火星一八」について、「戦略武力の展望的な核心主力手段」であり、「重大な戦争抑止力の使命を遂行する手段」として紹介した。その後、金正恩委員長は、二〇二三年八期六次全員会議において、「核武力および国防発展の変革的戦略」として、米国本土を狙ったICBMや潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）などの固体燃料化、弾道の小型化、多弾頭化、再突入技術の向上を指示した。

このように北朝鮮の核軍事計画は依然として国家安全保障戦略の中心であり、二〇二三年一月時点で最大約三〇発の核兵器を製造している可能性がある。また、合計五〇―七〇個の核弾頭を保有できる核分裂性物質を有していると推測されている（SIPRI Yearbook 2023: 306）。

さらに、米国の科学国際安全保障研究所 (Institute for Science and International Security: ISIS) は、二〇二一年一二月の時点で北朝鮮の核兵器保有数は三五―六三個と推定している。韓国の国防部によると、北朝鮮は朝鮮半島および周辺国を直接攻撃可能な Scud-C (射程距離三〇〇―五〇〇キロメートル)、ノドン (一二〇〇キロメートル)、ムスダン (三〇〇〇キロメートル) の各ミサイルを実戦配備しているとみられる (韓国防衛白書 2022: 31-32)。また、ミサイル発射の兆候の把握を困難にするため、移動式発射台 (Transporter Erector Launcher: TEL) や潜水艦、鉄道など、さまざまな発射手段を活用し、発射の秘匿性や即時性を高め、奇襲可能な攻撃力の向上を図っているものとみられる (防衛白書 2024: 120)。

図1 World nuclear forces, January 2023

Country	Deployed warheads ^a	Stored warheads ^b	Total stockpile ^c		Total inventory ^d	
	2023	2023	2022	2023	2022	2023
 United States	1 770	1 938	3 708	3 708	5 428	5 244
 Russia	1 674	2 815	4 477	4 489	5 977	5 889
 United Kingdom	120	105	225 ^e	225	225	225^f
 France	280	10	290	290	290	290
 China	-	410	350	410	350	410
 India	-	164	160	164	160	164
 Pakistan	-	170	165	170	165	170
 North Korea	-	30	25	30^g	25	30^g
 Israel	-	90	90	90	90	90
Total	3 844	5 732	9 490	9 576	12 710	12 512

出典 SIPRI Yearbook 2023

3 北朝鮮の核政策の変化

北朝鮮の核戦略の変化

金正恩委員長は、対内的には体制の結束力を強化し、対外的には国際社会による制裁に積極的に対応するため、これまでに複数回にわたって国家戦略の転換を試みてきた。すなわち、金正恩時代的基本的な国家戦略は「先軍路線」から始まり、二〇一三年三月には、「経済・核武力並進路線」へと転換し、国家核武力の完成を宣言した後、二〇一八年四月には「経済建設の総力集中路線」へと変化・発展させてきた。特に、国家戦略を推進する過程で、軍事分野において多様な法的・制度的変化を試みている。

北朝鮮は、二〇一二年四月に改正された憲法において「核保有国」としての立場を前文に明記し、さらに、二〇一三年四月一日には最高人民会議において「自衛的核保有の地位を一層強化することに関する法」（いわゆる「核ドクトリン」）を制定した。同法第四条では、「敵対的な他の核保有国がわが共和国を侵略または攻撃する場合、それを撃退し報復を加えるために、朝鮮人民軍最高司令官の最終命令によってのみ使用できる」と規定している。（朝鮮中央通信、二〇一三年四月一日）。また、「宇宙開発法」を制定し、宇宙発射体の活用を通

じて科学技術や国家経済の発展に寄与する、合法的かつ平和的な宇宙開発の権利を主張した。しかしながら、このような北朝鮮の動きは、実際には平和的な宇宙開発の権利を強調する一方で、衛星発射を偽装した長距離弾道ミサイルの性能向上や射程距離の拡大を目的とする試験発射を正当化しようとする意図があると分析されている。

一方、北朝鮮は、朝鮮人民軍の核・ミサイルの運用を担う「戦略軍」を創設した。戦略軍は、もともと陸軍傘下の「ミサイル指導局」に端を発するが、二〇一二年四月一日に開催された「太陽節」（金日成誕生一〇〇周年記念閱兵式）における金正恩の演説で「朝鮮人民軍戦略ロケット軍」について言及されたことにより、陸・海・空とは別の独立した軍組織として外部に初めてその存在が明らかになった。

二〇一六年一月六日、北朝鮮は朝鮮中央テレビを通じて「特別重大報道」を発表し、初の水爆実験に成功したと発表した。その際、北朝鮮は「責任ある核保有国として、敵対勢力によって自主権が侵犯されない限り核兵器を先に使用せず、いかなる場合にも関連手段や技術の移転は行わない」と述べた。これは、核兵器の「先制不使用」および「不拡散」への意思を自ら表明したものであり、同年五月には、金正恩委員長が朝鮮労働党第七次大会の党中央委員会の活動総括報告において、「国際社会に対して担った核拡散防止義務を誠

実に履行し、世界の非核化実現に向け努力する」と述べるなど（朝鮮中央通信、二〇一六年五月七日）、事実上の核保有国としての確固たる地位を国際社会にアピールしようとする姿勢を示した。

二〇一九年二月のハノイ米朝首脳会談の決裂以降、同年五月から北朝鮮は短距離ミサイルの発射実験を集中的に行っており、戦術核兵器の開発可能性についての懸念が高まっている（同期間、計一六回にわたって短距離弾道ミサイルの発射を実施）。これらのミサイルは固体燃料を使用しており、移動が容易で発射準備時間が短いという長所があるため、探知が困難で、より迅速な発射が可能であるとされている。この期間中、ミサイルの発射は空軍基地や空港、海岸など、北朝鮮全域にわたる一〇カ所以上の様々な地域において実施された。このことから、北朝鮮は短距離ミサイルを単なる実験用ではなく、実戦配備を前提とした兵器とみなしており、大量生産を通じて多様な地域および部隊に配備・運用する計画を有していると推測される。

戦術核兵器 (tactical nuclear weapon) の開発

戦術核兵器とは、「戦時における作戦的・戦術的な必要に応じて使用することができる核

兵器」であり、ICBMやSLBMのような戦略核兵器とは異なる核兵器体系を表す用語である。具体的には、核砲弾・爆弾・爆雷などを運搬するミサイル射程がおよそ五〇〇キロメートル以下のものを指し、「短距離核戦力」とも呼ばれる。

二〇一七年十一月、北朝鮮は「核武力の完成」を宣言して以来、戦略核兵器の生産と、その実的な作戦運用に向けた準備に焦点を合わせてきた。さらに、戦術核兵器の追加確保と、それに対応する戦術誘導武器の開発にも力を集中させている。北朝鮮の国家戦略には、核開発、多種多様な核兵器の生産・拡大、そして米国本土に到達可能な射程を有する運搬手段の確保などが含まれている。

北朝鮮は、開発中の「戦術誘導武器」、つまり短距離弾道ミサイル（SRBM）や中・長距離巡航ミサイル以外にも、各種の砲弾、魚雷など、様々な戦術核兵器を開発していると推測される。現時点で北朝鮮が保有している戦術核兵器の正確な数を特定することは困難であるが、これまでに軍事パレードなどを通じて公開された情報に基づけば、作戦運用可能な戦術核兵器として、約一五キロトンの威力を持つ小型・軽量化された核弾頭を搭載可能なKN-二三、KN-二四、Scud系列のSRBM、ノドンミサイル、そして北極星二型などのMRBMが想定される。米国は、「二〇一八核態勢の見直し」(Nuclear Posture

Review: NPR)」において、北朝鮮が核弾頭搭載ミサイルで米本土を攻撃可能な能力を獲得するまで、わずか数カ月しかからないと指摘しており、北朝鮮の核兵器開発を最も差し迫った深刻な核拡散脅威と認識している。

二〇二一年一月に北朝鮮が朝鮮労働党第八回大会を開催した際、金正恩は演説の中で「わが共和国は責任ある核保有国として、侵略的な敵対勢力がわれわれに対して核を使用しようとしないう限り、核兵器を濫用しない」と述べた。また、次回大会までに達成すべき戦略的兵器開発課題として、戦術兵器化の促進を筆頭に、超大型核弾頭の生産、一万五〇〇〇キロメートル射程圏内の任意の戦略目標を正確に打撃・掃滅可能な命中率の向上、そして核の先制・報復打撃能力の高度化が掲げられた。加えて、極超音速滑空飛行戦闘部の開発、核潜水艦および水中発射核戦略武器の保有が提案された（労働新聞、二〇二一年一月九日）。特に、二〇二三年三月二八日に北朝鮮の国営メディアによって公開された「火山三一」戦術核弾頭は、五キロトンの破壊力を持ち、弾道ミサイル、巡航ミサイルさらには水中攻撃無人艇などに搭載可能な戦術核兵器である。これは、北朝鮮が多様な搭載手段を備え、必要に応じて迅速に発射できる能力を誇示したものであると考えられる。

北朝鮮が最終的に追求しようとしている核戦力の最終段階は、全地球的な戦略目標を攻

撃可能なMIRV (Multiple Independently-targetable Reentry Vehicle、多弾頭個別誘導再突入体) 搭載SLBMおよび移動型個体燃料ICBMの運用体制の確立である(朝鮮中央通信、二〇二四年六月二七日)。さらに、朝鮮半島全域において使用可能な多様な戦術核兵器を備えることである。北朝鮮にとって、戦術核兵器は通常戦力の相対的劣勢を補完し、有事における核・通常戦力の総合運用を可能とするという点において、極めて重要な選択肢という。また、核の先制使用および報復能力を担保するため、衛星監視・偵察能力や早期警戒能力といった先制探知技術の確保にも力を入れているとみられる。二〇二四年は「国防五カ年計画」の四年目にあたり、北朝鮮は多様なミサイルの開発を加速するとともに、ミサイル戦力と密接に関連する軍事偵察衛星を年内に三基追加で打ち上げる計画を明らかにしている。

今後、北朝鮮は、韓国および在韓米軍と比較して相対的に劣勢である通常兵器能力を補うため、有事の際に政権の生存可能性を高める手段として朝鮮半島およびその周辺地域を直接の攻撃対象とする戦術核開発に注力すると予想される。

「核武力政策法」の採択

二〇二二年九月八日、最高人民会議第一四期第七次会议において、核兵器の使用条件な

どを定めた「朝鮮民主主義人民共和国核戦力政策について」（以下、「核武力政策法」）が採択された。この「核武力政策法」の制定は、北朝鮮が自らを「核保有国」であると確認し、核兵器政策を法制化したことに大きな意味がある。また、北朝鮮は核兵器を用いて実際の戦争に勝利する「核戦争遂行能力」を裏づけるため、核兵器の使用条件と指揮統制に関する具体的な規定を設けた。

この法は、北朝鮮の核戦力が、敵対勢力（米国）に対する戦争抑止の手段にとどまらず、米国の同盟国である韓国や日本に対する先制攻撃手段となる可能性も明確にした（第一条）。「核武力政策法」は、二〇一三年に制定された「核保有法令」を継承する形で、核武力の指揮統制は国務委員長の指揮に服すると規定し（第三条一項）、核兵器に関するすべての決定権を国務委員長が有すると明記している（第三条二項）。特に、核兵器の使用原則について、「非核国が他の核兵器保有国と結託し、朝鮮民主主義人民共和国に対する侵略や攻撃行為に加担しない限り、これらの国々に対して核兵器で威嚇したり、核兵器を使用したりしない」（第五条二項）と明記している。これまで、北朝鮮は核使用の原則として「戦争抑止」や「報復」を強調してきたが、「核武力政策法」では、核使用の条件として次の五つの項目を挙げている（第六条第一―五項）。

1. 核兵器または大量破壊兵器による攻撃が強行されたり、あるいは差し迫ったと判断される場合

2. 国家指導部および国家核戦力指揮機構に対し、敵対勢力が核・非核攻撃を強行するか、または攻撃が差し迫ったと判断される場合

3. 国家の重要戦略的対象に対する致命的な軍事的攻撃が強行されるか、または差し迫った場合

4. 戦争の拡大防止や長期化を防ぎ、戦争の主導権を掌握するための作戦上の必要が避けられない場合

5. 国家の存立および人民の生命の安全に破局的な危機をもたらす事態が発生した場合

この規定を見ると、軍事的な状況（第一―四項）だけではなく、政治的・体制的な国家危機の状況（第五項）においても、核攻撃やその他の攻撃が差し迫ったと判断される場合には、核使用が許されることになっている。他の核保有国は通常、非核国に対する核使用の威嚇を禁止し、核使用の条件を「敵対勢力による核攻撃に対する反撃」や「国家存立に対する

実質的な脅威」といった防御的・制限的なものになっている。しかし、北朝鮮は先制的な核攻撃の権利を主張し、拡張的かつ攻勢的な核ドクトリンを採用していることがわかる。

北朝鮮の「核武力政策法」の最大の問題点は、核武力に対する指揮統制について、「国家核武力指揮機構が國務委員長を補佐する」と明記されているものの、実質的には金正恩國務委員長の指揮に服従する構造になっている点である。そのため、核使用の危険性(nuclear hazard)が高まり、先制的な核使用において誤った判断が下された場合でも、これを牽制できる制度的な装置が存在しないという問題がある。また、「核兵器の安全な維持管理と保護、ならびに移転防止」に関する規定が定められているが(第八条および第一〇条)、北朝鮮の独裁体制の特性上、これらの規定が実際に遵守されるかどうかは担保できないという課題がある。

「核武力建設に関する国家活動原則」採択

二〇二三年九月二六、二七日の両日、最高人民會議第一四期第九次會議が開かれ、社会主義憲法改正により「核武力建設に関する国家活動原則」が全会一致で採択された。これは、二〇一三年四月に「核保有国」の地位を憲法に明文化し、二〇二二年九月に「核武力

政策法」として法的に定着させたことを踏まえ、今回の会議において核武力政策を国家基本法として正式に確立したものである。すなわち、国家核武力政策法令化の成果に基づき、近代的な核武力建設と武装力の時代的使命に関する国家活動の原則を社会主義憲法に固定化したことには、重大な意義があると評価した（朝鮮中央通信、二〇二三年九月二八日）。また、金正恩委員長は、「われわれの核政策が変わるとすれば、それは世界が変わり、朝鮮半島の政治的・軍事的環境が根本的に変わった時のみである」と述べ、「先に核を放棄したり、非核化することは絶対にあり得ず、そのためのいかなる協商も、そのプロセスで互いに交換する交渉材料も存在しない」と強調した（最高人民会議演説、朝鮮中央通信、二〇二三年九月九日）。さらに、金正恩委員長は、二〇二三年四月の韓米首脳会談の際に発表された「ワシントン宣言」の内容についても言及した。同宣言には、韓米間の原子力の平和的利用に関する協力協定、「核協議グループ（Nuclear Consultative Group: NCG）」の新設、「戦略核潜水艦の韓国寄港」など、韓米同盟の強化が含まれている。金正恩委員長は特に、米国の核戦略資産を朝鮮半島へ常時配備することや、韓米NCGの開催、韓米合同軍事演習の強化などの拡大抑止の強化について非難し、「核兵器の高度化」を憲法の条文に明文化した理由として挙げた。

このような北朝鮮の最高人民会議の動きに対し、韓国の政府は「韓米日による圧倒的な対応と国際社会の連携のもとで、制裁と圧力を強化し、北朝鮮の核開発を抑制し、最終的に断念させていく」との立場を表明した（統一部声明、二〇二三年九月二八日）。また、国際原子力機構（IAEA）第六七回総会においても「北朝鮮に対し、すべての核兵器および既存の核計画を完全かつ検証可能で不可逆的な方法で放棄し、関連するすべての関連活動を速やかに停止するための具体的な措置をとるよう強く求める」とする決議が採択された（C/RES/DEC (2023), IAEA: 110-113）。

北朝鮮は、このような核政策の法制化を通じて、日米韓三カ国間の核協力の深化に対抗し、「核の高度化」を憲法の条文に明記することで、米国と有利な条件で今後の核交渉を進めようとする意図があると考えられる。

4 ガバナンスの動向

北朝鮮は世界最悪の人権侵害国家の一つとして常に取り上げられている。北朝鮮による人権侵害問題は、国際社会にとって重大な懸念事項である。国連や国連人権理事会では北朝鮮の人権状況に関する協議が行われ、北朝鮮が国民を犠牲にして核・ミサイル開発に資

源を費やしていることを強く非難し、改善を求めている。二〇一三年三月に国連人権理事会において北朝鮮人権に関する調査委員会（Commission of Inquiry on Human Rights in DPRK: COI）が設置され（A/HRC, RES/22/13（9 April 2013））二〇一四年二月に最終報告書を公表した。同報告書では、思想・表現・宗教の自由の侵害、差別、移動および住居の自由の侵害、食糧への権利および生存権の侵害、恣意的拘禁、拷問、処刑および強制収容、拉致および強制失踪など、北朝鮮当局による広範囲にわたる組織的かつ深刻な人権侵害が詳述された（A/HRC/25/63（4 February 2014））。北朝鮮で唯一許される政治的表現は、国家および指導者に対する完全な忠誠心の表現である。

一方、国境なき記者団が発表する「世界言論自由度」において、北朝鮮は一八〇カ国余りのうち一七七位と、最下位圏に分類された。また、フリーダムハウスが毎年発表する「2024世界自由報告書」では、世界二一〇カ国を「完全に自由な国（free）」と「部分的に自由な国（partly free）」、「自由ではない国（not free）」など三段階に分類しているが、北朝鮮は前年と同様に一〇〇点満点中三点と評価され、「最悪のうちの最悪」の国とされた。北朝鮮は、全体主義の独裁体制のもと、一党支配を維持しながら深刻な人権侵害に関与している。つまり、日常的な監視、恣意的逮捕・拘禁、政治犯に対する厳しい処罰が行わ

図2 「北朝鮮の政治的権利および市民的自由スコア」

政治的権利 (Political Rights)	Electoral Process	0/4
	Political Pluralism and Participation	0/4
	Functioning of Government	0/4
市民的自由 (Civil Liberties)	Freedom of Expression and Belief	0/4
	Associational and Organizational Rights	0/4
	Rule of Law	0/4
	Personal Autonomy and Individual Rights	0/4, 1/4 ⁽¹⁾

(筆者作成)

Are individuals able to exercise the rights to own property and establish private businesses without undue interference from state or nonstate actors? (1/4), Do individuals enjoy personal social freedoms, including choice of marriage partner and size of family, protection from domestic violence, and control over appearance? (1/4), Do individuals enjoy equality of opportunity and freedom from economic exploitation? (1/4)

れており、拷問や強制労働、飢餓などの残酷な行為が横行する政治犯収容所システムを維持していることが明らかになっている。このような状況下にあるながら、北朝鮮は憲法改正を通じて核兵器の使用を法制化し、金正恩委員長は核兵器の「現代化を加速化」し、「国防能力の強化」を強調している。

国際社会は、北朝鮮の核開発への懸念を示すとともに、人権侵害の改善を北朝

鮮当局に要求している。北朝鮮が国連加盟国として国際社会に正当性を認められるようにするのであれば、人権に関する義務を含め、加盟国としての責務を果たさなければならぬ。北朝鮮が国連加盟国として普遍的に受け入れられている人権義務すら遵守しない状況では、非核化や安保問題に関する国際的合意などの国際社会との約束を果たすことができないのかも疑問視される (Robert R. King and Gi-Wook Shin: 28-31)。さらに、米国の専門家は、北朝鮮の核開発は、政権が人民の人権を蹂躪し、外部情報を統制したからこそ可能になったと指摘している。

このような北朝鮮の人権問題に関して、二〇二四年四月四日の第五回国連人権理事会において、北朝鮮人権決議が一七年連続で採択された。本決議では、北朝鮮国内で重大な人権侵害が持続的に行われている事実を非難し、北朝鮮に対し、国内外で発生する犯罪および人権侵害を停止するための措置を講じるよう促す内容が盛り込まれた。また、拉致被害者問題の緊急性と重大性が強調され、国軍捕虜・抑留者問題に対する懸念も表明された。さらに、北朝鮮が強制労働などの人権侵害を基盤として核兵器開発を推進しているという点を明確にし、北朝鮮の人権問題が国際平和と安全保障に本質的に結びついていることを指摘した。また、韓国政府が提案した「北朝鮮住民の自由の向上」および「国際人権条約

上の義務の遵守」に関する内容も決議に盛り込まれた。具体的には、北朝鮮住民の外部情報へのアクセスを遮断する「反動思想文化排撃法」、「青年教養保障法」、「平壤文化語保護法」などの思想・宗教・表現の自由を抑圧する法令を廃止・改正するよう北朝鮮に求める内容が含まれた。さらに、韓国政府は「北朝鮮の人権侵害が続いていることに深く憂慮を表明し、本決議を通じて、北朝鮮が拉致被害者・抑留者・国軍捕虜問題の解決に取り組み、北朝鮮住民の情報アクセス権を保障するなど、人権向上に必要な措置を講じることを促す」と強調した。

現在、北朝鮮に対する制裁が続く中、北朝鮮はついに核能力の高度化を成し遂げたと考えられる。一方で、北朝鮮の住民は深刻な食糧不足で苦しみ、人間として基本的な生存権すら保障されていない状況にある。国際社会は、北朝鮮の核問題を扱う既存の枠組みにおいて、北朝鮮の人権問題や人道的状況を考慮しながら、対北制裁の実効性を高めようと努力を続けている。

国際社会は、北朝鮮の核問題と人権問題が本質的に関連していることを認識している。北朝鮮の人権状況の悪化は、北朝鮮当局が限られた資源を核・ミサイル開発に転用しているためだとみられる。したがって、北朝鮮の核問題に対処するためには、北朝鮮の人権問

題の改善も並行して進めなければならない。すなわち、北朝鮮の人権問題への取り組みが、北朝鮮の核問題への対応策として適用される可能性があり、今後、国連安全保障理事会を中心に、国際社会が北朝鮮の人権問題にどのように具体的に介入していくのかを検討する必要がある。

5 今後の課題

北朝鮮は過去数十年にわたり、国際社会による制裁や度重なる警告にもかかわらず、核およびミサイル能力を向上させており、さらには核兵器の使用を示唆する脅迫を公然と行っている。二〇一九年二月のハノイ米朝首脳会談の決裂後、北朝鮮は「非核化」方式に代えて、今後は核保有国として米国と核軍縮交渉に臨む意向を明らかにしている。前述のように、北朝鮮の最高人民会議は核保有および核兵器の運用原則を含む「核武力政策法」を立法化し、核兵器を放棄する意思がないことを対外的に明確に示した。このような中、米国を含む国際社会は、北朝鮮に対してどのように対応すべきかという新たな課題に直面している。

一方、米国の専門家の中には、もはや北朝鮮が事実上の核保有国であるという現実を認

めるべき時が来たと指摘する者もいる。北朝鮮を公式に核保有国として認定することは好ましくないが、実際にはすでにそのような扱いを受けており、金正恩政権の核プログラムを容認できないという言説が繰り返される一方で、北朝鮮は核兵器の保有量を増やし続けている。このような現実を踏まえ、朝鮮半島での戦争のリスクを低減させるための様々な努力が必要であると考えられる。

しかしながら、北朝鮮にとって核開発、すなわち核保有は、政権の維持と直結しており、それを放棄することは絶対にあり得ないと同国は主張している。金正恩委員長は、「いかなる厳しい環境に置かれても、米国が作り出した朝鮮半島の政治的・軍事的状況の下では、我々は決して核を放棄することはできない」と述べ、「米国の狙いは、我々の政権をいずれ崩壊させることである」と主張した（二〇二三年九月八日、最高人民会議市政演説、朝鮮中央通信、二〇二三年九月九日）。さらに、北朝鮮は、新冷戦構造の中で中国およびロシアとの経済的・軍事的協力を拡大し、外交的連帯を強化することで、地域の安全保障環境に緊張をもたらす、日米韓の安保協力体制を弱体化させようとする攻勢的な行動を強めている。特に、ロシアは、軍事・技術面において北朝鮮を支援しており、二〇二四年三月には、国連安全保障理事会において北朝鮮への制裁履行状況を調査する専門家パネルの任期延長に拒否権を

行使し、多国間外交の舞台においても北朝鮮の立場に立っている。また、中国も経済面に加え、外交分野においても北朝鮮との関係強化を図っている。

朝中露の軍事的・経済的協力関係は、北朝鮮の核開発問題の解決を一層困難にし、地域の安全保障に対する不安定要素を増加させると予測される。このような状況下において、日米韓は軍事的対応などにより地域的な対立構造を強化するにとどまらず、対話の可能性を模索し、北朝鮮における人権問題のような普遍的かつ人道的な問題へのアプローチを通じて、国際社会の共感と協力を得ることが、北朝鮮の核問題解決への近道になると考えられる。

《参考文献》

- 日本国際問題研究所（二〇一九年）『「不確実性の時代」の朝鮮半島と日本の外交・安全保障』
韓国・外交部報道資料（二〇二四年四月四日）「第五五回国連人権理事会の北朝鮮人権決議案の採択」
『朝鮮中央通信』（二〇一三年四月一日、二〇一六年五月七日、二〇一八年四月三日、二〇二二年九月二八日、二〇二三年十二月三十一日、二〇二四年六月二七日）
『労働新聞』（二〇二一年一月九日、二〇二三年一月三日、二〇二三年四月十四日）
Albright, David. (April 10, 2023). "North Korean Nuclear Weapons Arsenal: New Estimates of its Size and

- Configuration,” Institute for Science and International Security.
- Bennett, Bruce W. et al. “Countering the Risks of North Korean Nuclear Weapons”, RAND, April 2, 2021.
- Freedom House, *Freedom in the World 2024*, Washington, DC: 2024.
- International Atomic Energy Agency (IAEA), GC (67)/RES/12 (2023), “Implementation of the NPT safeguards agreement between the Agency and the Democratic People’s Republic of Korea”, September 29, 2023.
- Kim, Boni. “How many things We could learn from the Test-Fires of Short-Range Ballistic Missiles by North Korea.” Institute for National Security Strategy (Republic of Korea), INSS, No.87. September 2020.
- King, Robert R. and Gi-Wook Shin. *The North Korean Conundrum: Balancing Human Rights and Nuclear Security*, Stanford CA: Shorenstein Asia-Pacific Research Center, 2021.
- Lewis, Jeffrey. “It’s Time to Accept that North Korea has Nuclear Weapons”, The New York Times, October 12, 2022.
- Ministry of National Defense Republic of Korea, *2022 Defense White Paper*, Seoul: 2022.
- Nikitin, Mary B.D. and Ryder, S.D. “North Korea’s Nuclear weapons and Missile Program” (Congressional Research Service In Focus), Washington, DC: The U.S. Congressional Research Service, 2021.
- Reporters without Borders, “2024 World Press Freedom Index”
- Stockholm International Peace Research Institute (SIPRI), *Tactical Nuclear Weapons: European Perspectives*. London: Taylor & Francis, 1978.

- , *SIPRI Yearbook 2023: Armaments, Disarmament and International Security*. Oxford: Oxford University Press, 2023.
- United Nations General Assembly, A/HRC/55/L.19 “Human Rights Council Resolution on the situation of human rights in the Democratic People’s Republic of Korea”, March 26, 2024.
- United Nations Human Rights Council, A/HRC/25/63 “Report of the commission of inquiry on human rights in the Democratic People’s Republic of Korea”, February 4, 2014.
- , A/HRC.RES/22/13 “Situation of human rights in the Democratic People’s Republic of Korea” April 9, 2013.
- U.S. Department of Defense. *2018 Nuclear Posture Review*. Washington DC: 2018.
- Van Diepen, Vann H. and Daniel R. Depetris, “Putting North Korea’s New Short-Range Missiles into Perspective”, 38 North, September 5, 2019.
- Voice of America (VOA), “North Korea Unveils Smaller Nuclear Warheads,” VoANews, March 28, 2023.

第7章 インドの核、国際関係、ガバナンス——瀬戸際の民主主義

溜 和敏

国連の推計によると、二〇二三年、インドは世界一の人口大国となった。一四億人超の人口は、約八〇億人の世界人口のうちの五人から六人に一人ということになる。すでに第二位の中国の人口は減少に転じているため、これから中国との差は広がり続ける。経済成長も続けており、名目GDP（国内総生産）の規模でインドは日本を抜いて世界第四位になると推計されている（花田 2024）。国際政治でも、二〇二三年にはG20の議長国を務め、ロシア・ウクライナ戦争の影響で深まる世界政治の分断のなか、グローバルサウスとしての立場を利用してプレゼンスを示した。インド発ではないものの、インド政府が巧みに利用したこのグローバルサウスという概念は、日本でも受け入れられ、「インド＝グローバルサ

ウス」という図式が浸透している（湊 2023）。

世界の政治経済でプレゼンスを高めるインドに対して、日本政府は協力関係の強化を図ってきた。一九九八年に核実験を実施したインドに対して日本が実質的な経済制裁（ただし制裁という言葉は公式には使われていない）を発動するなど、二十世紀末の時点で両国の関係は冷えて切っていたが、その後急速に緊密化し、外交面では二〇〇六年の戦略的グローバル・パートナーシップ、経済面では二〇一一年の包括的経済連携協定が結ばれている。対立の種となっていた核をめぐっても二〇一六年に原子力協力協定が結ばれている。二国間協力だけでなく、日米豪印四カ国のいわゆるクアッドの枠組みなどでの協力も深化し、世界全体のなかでも重要な二国間関係となりつつある。

価値を共有するパートナーとして政治経済の協力関係を深める日本とインドであるが、インド国内の民主主義の状況には懸念も向けられている。二〇一四年に発足したナレンドラ・モディ政権のもとで、国内の少数派への抑圧や、政府によるメディアへの支配が強まり、報道の自由や民主主義をめぐる国際的な指標は悪化している。

本章では、核、グローバルサウスという新たな外交政策、二〇二四年に行われた総選挙を中心に国内の民主主義にフォーカスして、インドの現状について論じる。

1 インドの核

現行の国際的な核不拡散のレジームの基軸となっている核不拡散条約（NPT）は、一九六六年までに核兵器を保有した国、現在で言えばアメリカ、イギリス、中国、フランス、ロシアの五カ国を核兵器国と規定し、これらの国以外への核の拡散を防ぐことを目的としていた。しかし現在、これら核兵器国以外に、イスラエル、インド、北朝鮮、パキスタンが核兵器を保有している。つまりインドは、NPTの認める核兵器国以外で核兵器を保有する四カ国の一つである。二〇二五年二月現在、国連加盟国のうちNPTに参加していない国は、未加盟のイスラエル、インド、パキスタン、南スーダンと、一方的に脱退を表明した北朝鮮の計五カ国のみである。

核開発の経緯を振り返ると、インドは、一九四七年にイギリスによる植民地支配からの分離独立を果たした前後から、兵器化も視野に入れた核開発に着手していた。しかしNPTまでに核兵器の保有は果たせておらず、NPTが一部の国のみ核兵器保有を認める差別的な仕組みであると批判し、NPTに加盟しなかった。時系列は前後するが、一九六二年に戦火を交えた中国が一九六四年に核実験に成功したことを受けて、インドも核開発を

加速させていた。そしてNPT発効後の一九七四年に核実験を行った。インド政府はこれを「平和的核爆発」実験と称して兵器化を否定したが、発電用にカナダから提供された放射性物質を無断で流用していたことから国際的な非難を招き、そうした事態の再発を防ぐために国際的な原子力関連輸出を規制するための原子力供給国グループ（NSG）が結成されるに至った。

冷戦が終結した一九九〇年代、アメリカ主導で核軍縮・不拡散の機運が高まるなか、インドはNPTの無期限延長や包括的核実験禁止条約（CTBT）に反対した。そして一九九八年に核実験を行い核兵器の保有を宣言し、アメリカやカナダ、日本はインドに対する経済制裁で応じた。

しかし二一世紀に入り、インドの経済的・政治的な重要性が認められるようになると、原子力をめぐる状況も一変した。二〇〇八年、アメリカはインドとの関係強化のため、NPT未加盟国への原子力関連輸出を禁止するNSGの規定からインドを例外扱いすることを確認させたうえで、二国間の原子力協力協定を結んだ（溜 2024b）。原子力に関わる各国も相次いでインドとの原子力協定を締結した。アメリカとフランスの要請を受けて、日本も二〇一六年にインドとの原子力協定を締結している（溜 2017）。

つまりインドは、二〇世紀の終わりまで、既存の核不拡散レジーム批判の急先鋒であり最大の抵抗勢力であったが、二一世紀に入ると、経済的・政治的重要性の高まりのためにその核兵器保有は実質的に黙認されることとなった。インドはNSGへの加盟も希望しているが、中国などの反対のために実現していない。

表1 インドの核をめぐる動向年表

一九四七年	分離独立、核開発に着手
一九七〇年	核不拡散条約（NPT）発効、インドは参加せず
一九七四年	「平和的核爆発」実験、原子力供給国グループ（NSG）発足
一九七八年	核実験、核保有宣言
一九九九年	カールギル紛争、印パ核危機
二〇〇八年	印米原子力協力協定
二〇一六年	日印原子力協力協定

（筆者作成）

核兵器と原子力発電をめぐる昨今の状況を手短に整理しておこう。

そもそも核兵器とは核弾頭と運搬手段によって構成される。核弾頭に関して、二〇二四年一月現在、インドは一七二発を保有すると推定されている。これはパキスタンとほぼ同規模であり、NPTの定める核保有国五カ国に次いで六位あるいは七位の保有数となる。インドの保有数の増加は緩やかであり、弾頭数の増強には力を入れていないと考えられる。インドの核戦力開発においては、中国に対する抑止力を獲得するため、運搬手段の射程と残存性の向上が組み込まれている。いわゆる核の三本柱（核兵器搭載可能航空機、地上発射型弾道ミサイル、海上発射型弾道ミサイル）の能力確立が急がれている（溜 2025a）。

原子力発電所は、二〇二四年八月現在、二四基が運転中であり、八基が準備中となっている。インドは世界的に見ても原子力発電の拡充に熱心な国の一つであり、発電容量の大幅な増強が計画されている。発電量に占める原子力発電の割合は、現在の約三％から、分離独立一〇〇周年となる二〇四七年には九％に拡大させる目標が掲げられている。インドの特色として、国内に資源を有するトリウムを活用した核燃料サイクル計画が推進されており（福永 2022）、国外への依存を減らす国家戦略「自立したインド」のもとで取り組みが活発化しているものの、実現の見通しはまだ立っていない（溜 2025a）。また近年、従来の政府による原子力発電事業に加えて、民間企業が小型の原子力発電を利用する計画も進め

られている (Gent 2024)。

2 グローバルサウス

二〇二二年に始まったロシア・ウクライナ戦争により、アメリカなど北大西洋条約機構 (NATO) 諸国とロシア・中国の分断が顕在化すると、新興国・途上国の多くがそのいずれとも距離を置く対応を行っていることが明らかとなった。そこで関心が集まったのが、それ以前から注目されつつあったグローバルサウスという概念であった。

二〇二二年一二月、インドがG 20の議長国に就任した際のモディ首相による声明から、インド政府として公式にグローバルサウス概念を採用し、翌月に第一回「グローバルサウスの声サミット」を主催した。インドには冷戦時代に第三世界の連帯を主導した歴史があるものの、世界大国を目指すインドが途上国側に自国を位置づける言説へと立ち戻ることを、意外に受け止める専門家も少なくなかった。インド政府自身も、二〇二三年九月のG 20サミットまでは、グローバルサウスの言説を国内向けにはほとんど用いていなかった (湊2023)。

控えめにグローバルサウスを掲げたインドに対し、G 7諸国のなかで唯一、積極的に協

力を申し出たのが日本政府であった。とくに日本のメディアでは、グローバルサウスをあたかもインドの枕詞とするような言説が展開され、本国インド以上に日本で「インド＝グローバルサウス」論が流布する奇妙な状況が出現した（湊 2023）。

表2 インドと日本のグローバルサウス関連年表

二〇二二年	二月…インド、G20議長国に就任してグローバルサウスを掲げる
二〇二三年	一月…日本、G7議長国に就任、グローバルサウス重視を宣言
	同…第一回「グローバルサウスの声」サミット
	三月…岸田首相インド訪問、グローバルサウスの観点到合意
	五月…G7広島サミット
	九月…G20ニューデリー・サミット
	一〇月…日本、第一回「グローバルサウス諸国との連携強化推進会議」
	十一月…第二回「グローバルサウスの声」サミット
二〇二四年	六月…日本、「グローバルサウス諸国との新たな連携強化に向けた方針」
	八月…第三回「グローバルサウスの声」サミット

（筆者作成）

インドがグローバルサウス概念を採用した背景には、G 20での舵取りを有利に進めることや、ロシアとの協力関係を維持することへの自己弁護、グローバルサウス諸国への影響力をめぐる中国との主導権争い、あるいはBRICSを基軸としてきたインドの世界戦略の方針転換といった狙いがあったと考えられる(溜 2024a: 47-48)。また、議長国としての二〇二三年のG 20を仕切ったインド政府高官の回顧録によると、グローバルサウスの対象地域のなかでアフリカを重視していた(Kant 2025: 62)。実際に二〇二三年のサミットでは、アフリカ連合(AU)のG 20正式加盟が認められた。これはアフリカ大陸における影響力拡大に向けたインド政府の意欲の表れと見られる。

そしてインド政府にとって、二〇二三年九月のG 20サミットは、翌年の総選挙につながるための成果をアピールしなければならない大舞台であった。結果的にインド政府は、困難と思われていた首脳共同声明の発出に成功した。G 7諸国とロシア・中国の溝を埋めることは不可能とも思われており、事前の交渉でも合意には至っていなかったが、インドネシア、南アフリカ、ブラジルとの連名で文書案を一方的に送付し、修正は受け入れずに反対があれば首脳会議の本番でのみ受け付けるという強引な手法で押し切った(溜 2024a: 49)。なお、前述のインド政府高官によると、最終段階でロシアが反対していたものの、ロシア

が反対すればウクライナの大統領を呼んで冒頭に演説させると脅して押し切ったという (Kant 2025: 139-140)。

結果的にインドは、このサミットでグローバルサウスを用いて自国の指導力を国内外にアピールすることに成功した。それまでは対外発信に限定して用いていたが、以降、グローバルサウスの言説を国内外に積極活用する方針へと転じている。だがそれは必ずしもインドがグローバルサウスとしての立場を対外戦略全体の基軸とするものではなく、カードの一枚として加えられたと考えるべきであろう。インドの対外戦略は、南アジア地域のレベル、拡大近隣のレベル、世界全体のレベルに分けて考えることが概念的に可能であり、インドの実利に直結する南アジアや拡大近隣のレベルがより重視されている (溜

図1 G20ニューデリー・サミット (2023年) の構図



(出典) 溜 (2024a: 49)。

2023)。グローバルサウスは基本的に世界全体のレベルに関わるものであり、アフリカなどの途上国世界での影響力を拡大し、それを利用して国連などの世界規模の枠組みで利用することが目的である。したがって、中国を最たる脅威とするインドの対外戦略の根本部分に変更をもたらすものではない。

ここで中国との関係について、もう少しだけ触れておきたい。両国はBRICSや上海協力機構では名を連ねるものの、インドは長らく中国を最大の脅威として備えを強めてきた。アメリカや日本、オーストラリアとクアッドを結成したことは、もちろんその表れである。そして二〇二〇年に中国との国境管理ラインで衝突が起き、コロナ禍という国難に瀕していたタイミ

表3 インドの対外戦略の構造

	範 囲	目 標	主要な脅威
地 域	南アジア、インド洋	現状維持	中国による自国の覇権への浸食
拡大近隣	ロシアを除くアジア、インド洋沿岸、西太平洋	現状維持	中国による覇権の確立
世 界	全世界	現状変革	既存の国際システムによる支配

(出典) 溜 (2023: 14)。

ングであったこともあり、国民の反中世論が高まり、印中関係は決定的に悪化した。インド政府は、国境問題で状況が改善しない限り、他の分野でも協力を止める方針を決めた。直後にコロナ禍からの復興策として打ち出された政策パッケージ「自立したインド」は、中国とのデカップリング（経済関係の切り離し）で国内産業を育成する保護貿易の色合いが強いものであった。時系列は前後するが、インドが二〇一九年に地域的な包括的経済連携協定（RCEP）から離脱した背景にもこうした狙いがあった（溜 2025b）。

しかし対中依存の削減には成功せず、貿易赤字は拡大を続けた。むしろ国内経済の発展には中国との協力を不可避とする意見が経済界から強まった。総選挙が終わり、世論の強い反中感情にとらわれる必要性も弱くなった。そして国境で続いていた両軍の対峙が二〇二四年一〇月によりやく解消されると、インド側は関係凍結の方針を解除した。ロシア・ウクライナ戦争や第二期トランプ政権の発足といった国際情勢の影響もあり、インドと中国は歩み寄り、利害が一致する分野では協力しうる状況に戻りつつある（溜 2025b）。

3 瀬戸際の民主主義

民主主義をめぐる問題に話を移そう。歴史的経緯に立ち戻ると、アジアやアフリカでは、

多くの国が武力闘争を通じて植民地支配からの独立を勝ち取った。その代償として、それらの国では独立を勝ち取った軍事指導部による支配が続き、民主主義への移行には時間を要することとなった。非暴力運動という独自の経路を通じて分離独立を果たしたインドは、文民指導者のジャワハルラール・ネルーが初代首相として建国を主導した。以来、軍部が政治を支配することはなく、一九七〇年代の非常事態宣言期を除き、選挙結果に基づく政治体制を維持しており、アジアでは例外的な民主主義の優等生と考えられてきた。インド政府自身も、「世界最大」、あるいは「世界最古」の民主主義国などと誇示し、近年は「民主主義の母」などと称している。アメリカや日本など各国も、インドの民主主義を称揚し、協力して権威主義諸国と対抗すべく、価値を共有する国としてインドとの協力を深めてきた。

しかし、冒頭でも触れたように、インドの民主主義への疑念が国内外で強まっている。二〇一四年に発足したモディ政権は、イ

表4 インドの政治的自由（2014－24年）

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
政治的 権利	34	35	35	35	35	35	34	34	33	33	33
市民的 自由	43	43	42	42	42	40	37	33	33	33	33

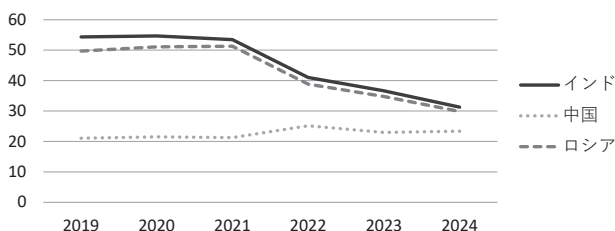
(出典) 溜 (2025a: 108)

インドで多数を占めるヒンドゥー教の価値観に立脚した強権的な支配を推し進めている。フリーダムハウスの指標によると、インドの政治的自由は二〇二〇年まで「自由」と評価されていたものの、二〇二一年以降は「部分的自由」の評価に転落している (Freedom House 2024)。この政治的自由の指標を構成する政治的権利と市民的自由のうち、前者の政治的権利のポイントは依然として高い評価を維持しているものの、後者の市民的自由のポイントが急落している。また、独立系研究所の V-Dem はさらに手厳しい。インドを選挙権威主義と評価し、つまりは民主主義と呼ぶに値しないと分析している (The Hindu 2024)。

4 二〇二四年総選挙

インドでは原則的に五年に一度、連邦下院議会選挙、いわゆる総選挙が行われる。一〇億人近い有権者の約三分の

図2 インド、中国、ロシアの「報道の自由度指標」(2019—24年)



(出典) 溜 (2025a: 109)

二が投票する、世界最大の選挙である。一〇〇万カ所以上の投票所での投票は、二〇二四年四月から六月にかけて、七回に分けて行われた。

事前の世論調査では、モディ首相率いる政権与党インド人民党を中心とする国民民主連合の優勢が伝えられていた。その趨勢は揺るがないと見られるなか、主に国外で関心が向けられていたのは、この選挙が公正に実施されるか否かであった。

結果的に、国民民主連合は過半数の議席を確保し、モディ政権は第三期目に入った。しかし、インド人民党は議席を大幅に減らし、同党の単独では過半数を

表5 インド総選挙（2024年）における主な政党の獲得議席と得票率

	獲得議席	得票率 (%)	獲得議席	得票率 (%)
国民民主連合（与党側）	293		347	
インド人民党	240	36.56	303	37.30
テルグ・デーサム党	16	1.98	3	2.09
ジャナタ・ダル統一派	12	1.25	16	1.45
INDIA（野党側）	234		—	
国民会議派	99	21.19	52	19.46
社会主義党	37	4.58	5	2.55
草の根会議派	29	4.37	22	4.06
ドラヴィダ進歩連盟	22	1.82	24	2.34

（出典）溜（2025a: 110）。

確保できない状況となった。連立パートナーに生殺与奪の権を握られる形となり、実際に予算編成ではそれらパートナー政党へのあからさまな便宜供与が行われた。従来のようなモディ・インド人民党一強の政治構造にブレーキがかかった格好である。モディ首相個人の人気への期待、いわば「モディ神話」も揺らいでいる。

なぜインド人民党は、得票率が全体として微減に留まったにもかかわらず、これほど議席を減らしたのか。州や選挙区によって状況は異なるために一概には言えないが、一部の州では野党側の新たな連合が功を奏した。野党陣営は、強力な与党側に対抗すべく、前回までよりも広範な連合（インド全国開発包括同盟・INDIA）を結成して、この選挙に臨んでいた。典型例は、最大のウッタル・プラデーシュ州であった。インド人民党の得票率も下がっているが、前回と異なり野党側の国民会議派と社会主義党の共闘、すなわち選挙区調整が成立したことにより、選挙結果が大きく変動したのであった（溜 2024c）。

選挙後、モディ首相は「民主主義の勝利」と繰り返し述べた。負け惜しみにも聞こえないが、実際のところ、与党側に厳しい結果が出たことにより、投票結果が不当に操作されているとの疑いは消えた。もし与党側が大勝していれば、野党側は結果の受け入れを拒否して争う可能性も示唆していたのである（溜 2024c）。

与党の大幅な議席減という結果になり、野党側も選挙結果を受け入れたため、インドの民主主義の危機はひとまず回避された。しかし、その土台が揺らいでいることは変わらない。報道の自由があらさまに脅かされ、社会的少数派への迫害が強まり、そして野党政治家への締め付けも強まっている（溜 2024c）。投票の集計が適正であることは、健全な民主主義の必要条件であつて、十分条件ではない。

ところで、世論調査や出口調査による予測はどうして外れたのだろうか。確証はないものの、野党側に投票する、あるいは投票したとは言いにくい社会状況となりつつあるのかもしれない。そうだとすると、投

表6 インド総選挙（2024年）におけるウツタル・プラデーシュ州の結果

	2024年		2019年	
	獲得議席	得票率 (%)	獲得議席	得票率 (%)
インド人民党	33	41.36	62	49.56
国民会議派	6	9.46	1	6.31
社会主義党	37	33.60	5	17.96
大衆社会党	0	9.39	10	19.26
その他	4	—	2	—

（出典）The Hindu 紙ウェブサイト（<https://www.thehindu.com/elections/results/>、2025年5月21日最終閲覧）

票行動では本音を示していることになり、市民自身はまだインドの民主主義を信頼していることを示唆している。在外研究の一年間、インド各地で暮らしてきた筆者が現地の人々から話を聞く限りでも、多くの市民はインドの民主主義に誇りを抱き、一定の信頼を寄せている。

世界的に民主主義が危機に瀕するなか、インドでもその土台は揺らいでいるが、市民が示した信頼に一筋の希望を見いだすこともできるかもしれない。

《参考文献》

溜和敏（二〇一七）「核問題をめぐる対立から協力への転回」堀本武功編『現代日印関係入門』東京大学出版会、二二一―二三九頁

溜和敏（二〇二三）「インド対外戦略の基礎知識——目標、レベル、枠組み、そしてG 20サミット」『東亜』第六七六号、十二―十九頁

溜和敏（二〇二四a）「現代日印関係におけるグローバル・サウス」『国際問題』第七一八号、四六―五六頁

溜和敏（二〇二四b）『なぜアメリカはインドに譲歩したのか——印米原子力協力協定への道』勁草書房

溜和敏（二〇二四c）「モディの約束」の蹉跌」『外交』第八六号、六二―六七頁

溜和敏（二〇二五a）「インドの核とガバナンス」広島市立大学広島平和研究所編『アジアの平和とガバナンス

Ⅱ 有信堂高文社

溜和敏 (二〇二五b) 「インドは対中不信を乗り越えられるのか——2024年10月国境撤兵合意とその後」 国際経済連携推進センター (https://www.cfec.jp/2025/tamari_0416/ 二〇二五年五月二二日最終閲覧)

花田亮輔 (二〇二四) 「インドGDP、2025年に日本抜き4位 円安でIMF推計前倒し」 『日本経済新聞』 二〇二四年四月二〇日

福永正明 (二〇二二) 「インドとパキスタンの核」 広島市立大学広島平和研究所編 『アジアの平和とガバナンス』 有信堂、七七一―八七頁

湊一樹 (二〇二三) 「インド——「グローバルサウスの盟主」の虚像と実像」 IDEスクエア 世界を見る眼 (https://researchmap.jp/minato_kazuki/misc/43875109/attachment_file.pdf 二〇二五年二月二六日最終閲覧)

湊一樹 (二〇二四) 『モディ化』するインド——大国幻想が生み出した権威主義』 中央公論新社
Freedom House (2024), “2024 India Country Report.” Freedom House, <https://freedomhouse.org/country/india/freedom-world/2024> (last visited, March 14, 2024).

Gent, Edd (2024), “India Backs Small Nuclear Reactors to Power Heavy Industry.” IEEE Spectrum, September 19, <https://spectrum.ieee.org/nuclear-reactors-india> (last visited, April 15, 2025).

Kant, Amitabh (2025), *How India Scaled MTG20: The Inside Story of the G20 Presidency*, New Delhi: Rupa.
Kristensen, Hans M., Matt Korda, and Eliana Johns, Mackenzie Knight (2024), “Indian Nuclear Weapons, 2024.” *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 80, No. 5, pp. 326–342.

The Hindu (2024), "India 'One of the Worst Autocraiser's: V-Dem Report on Democracy," March 11.

《より深く知るために》

伊藤融 (二〇二二) 『インドの正体——「未来の大国」の虚と実』中公新書ラクレ

佐藤隆広・上野正樹編 (二〇二二) 『図解インド経済大全——政治・社会・文化から進出実務まで』白桃書房

湊一樹 (二〇二四) 『モディ化』するインド——大国幻想が生み出した権威主義』中公選書

堀本武功・村山真弓・三輪博樹編 (二〇二二) 『これからのインド——変貌する現代世界とモディ政権』東京大学出版会

第8章 パキスタンの核兵器開発の論理——なぜ、開発を続けるのか

近藤 高史

パキスタンという国に馴染みが多いかもしれないが、核保有国であるという事実はよく知られている。大まかではあるが、本章を通じ、パキスタンという国家を核兵器の開発・維持に駆り立てる歴史的背景に注目していただければと思う。

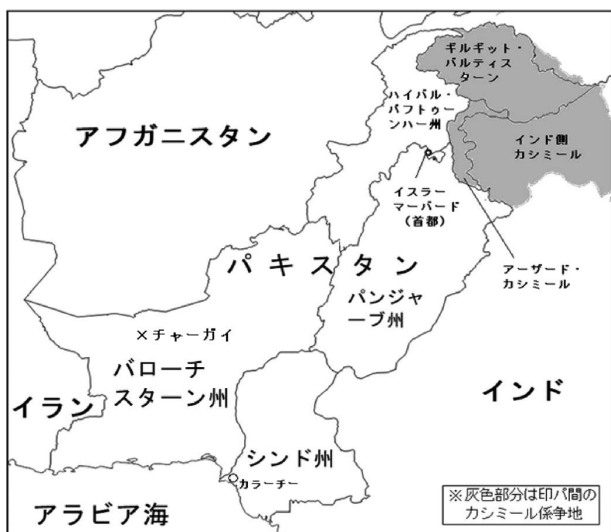
1 パキスタンの核保有の現状

パキスタン政府は戦略上の観点から、核弾頭および核運搬手段の保有数は明らかにしていない。そのため、いわゆる情報機関や軍事研究機関等の発表したデータを参考にして考えるしかなく、正確な数は不明である。そのような制約の中であえて言うならば、二〇二

三年時点でパキスタンの核弾頭保有数は一七〇程度で、一九九八年五月に最初の核実験を行って核保有を宣言して以来、着実にその数を増してきている。核兵器の運搬手段については地上発射型装置の多様化・更新が進んでおり、発射装置数は一六二程度と考えられる。二〇二一―二二年は国内の政情不安を反映してかミサイル実験回数は減ったが、近年のミサイル実験の内訳や配備箇所を見ていくと、主眼は中距離・短距離ミサイルの開発に置かれている模様である（もちろん長距離ミサイルの技術開発も続いている）。これは長年対立が続く隣国インドに対抗するためであり、パキスタンの核兵器保有の目的はそこにある。

現在のインドが保有する核兵器は中国への対抗を主目的としている。しかしパキスタンは一九九八年以来、核兵器の開発を続け、核保有数を増加させ続けてきた。そんな中、二〇二二年三月、インドのハリヤーナー州から「管理ミス」で発射された弾道ミサイルがパキスタン領内に墜落する事件が起きた。奇跡的に死傷者は出なかったが、この事件は対立の続く両国間での偶発的核戦争発生の危険性が絵空事ではないことを改めて示した。それでもパキスタンは核兵器開発を止める気配はない。今や一四億超という世界一の人口大国となったインドへの対抗上、パキスタン政府は核武装を安全保障上不可欠な措置と認識しており、インドが核保有を続ける中、自国の核保有が認められないのは核兵器不拡散条約

図1 パキスタン概念図



(著者作成)

(NPT)を中心とした核不拡散体制が「大国主導の不平等な体制」であるとみなし、これに距離を置き続けてきた。

一九九八年の核実験の直後、パキスタンは国際社会から経済制裁を加えられ、国家財政も大きな圧迫を受けた。しかし二〇〇一年の米国同時多発テロ事件後、当時のムシャッラフ軍党政権が米国の「対テロ戦争」への協力を表明し、同事件の首謀者とされるウサーマ・ビン・ラーディンを匿っているとみなされたアフガニスタンのタリバーン政権攻撃のための基

地提供に同意すると経済制裁は解除され、日本も含めた西側諸国からの経済支援も開始され、パキスタン経済は一時的な活況を呈した。ただし、これはパキスタンが自力で経済苦境を乗り切ったのではなく、米国が「対テロ戦争」遂行のためにパキスタンの核兵器開発を黙認した結果であり、あくまで国際環境の変化が契機となってもたらされた結果にすぎない。産油国ではないパキスタンは慢性的な外貨不足に苦しむ中で、核技術の流出防止に努め、いわゆる「テロ組織」にも渡らないように絶えず努力せねばならない。核兵器の維持管理に要する人的・経済的資源の大きさを考慮するならば、核保有に伴うパキスタンの負担は相当に大きいはずである。にもかかわらずパキスタンが核開発・保有を続ける背景を理解するには、この国が辿ってきた歴史を知っておく必要がある。

2 インド・パキスタンの対立の原点

まず、パキスタンは人口約二億三千万人を抱える国であり、その中には様々な言語・民族集団が居住している。多言語の中でウルドゥー語が国語に定められているが、実はこの言語を母語として利用している人々は人口の一割に満たない。国語であるウルドゥー語が大学入試や政府職員試験の言語として使われるので、他の言語を母語とする人々には被差

別感情がある。また、宗教的に言えば人口の九七%がイスラーム教徒（ムスリム）で、憲法によつてイスラームは国教に指定されているが、その中にもスンニー派・シーア派という違い以外にも様々な宗派や解釈が存在し、ムスリムの中にもかなりの多様性が認められる。実際にパキスタンのムスリムにはコーランやスンナ（ムハンマドの言行・範例）を字義通り忠実に守ろうとする人から、これらを現代的に解釈して適用しようとする人まで幅がある。

また、個々人が理想とするイスラームの在り方を社会的に実現させるためにとる手段や路線も様々である。さらに、少数ながら非ムスリムの人々も住んでいる。つまり、パキスタンは決して一枚岩な社会ではない。このように多様な人々を一国民としてまとめていくことⅡ国民統合に歴代のパキスタン政府は苦慮してきた。

次に、パキスタンがなぜこのような国民統合上の課題を抱えて誕生したのかにも目を向ける必要がある。インド・パキスタンの領域はかつて英領インドと呼ばれ、英国の植民地支配下にあつたが、一九四七年八月に両国が分かれて独立した（印パ分離独立）。英領インドの独立運動というとき、非暴力・不服従運動を指導したマハトマ・ガンディーや独立インド初代首相となつたジャワハルラール・ネルーの名が知られているが、この二人は国民会議派という政党に属していた。国民会議派が独立運動を展開していく上で掲げたのが「世

俗主義」で、これは「多様な宗教が存在するインドでは宗教に基づく差別を受けることがない」という考えに基づいた統一インドとしての独立を目指していた。これに対しパキスタン建国運動を率いたのがムスリム連盟という政党のムハンマド・アリー・ジンナーという人物で、現在のパキスタンでも「建国の父」として尊敬を集めている。ジンナーはもと国民会議派に協力的な人物であったのだが、ガンディーらの統一インド独立が仮に実現すれば、英領インド内の宗教的少数派であるムスリムは多数派のヒンドゥーに実質的に支配されてしまうのではないか、という懸念を抱き、国民会議派から距離を置いて「ムスリムの国」の建国を要求する運動に転じた。この運動がやがてパキスタン運動と呼ばれるようになるが、この際にジンナーが掲げたのが「英領インドにはムスリムとヒンドゥーという二つの民族がいて、同じ国に両者が住めば、ムスリムはヒンドゥーに圧迫されていく」というイデオロギーであり、これは「二民族論」と呼ばれている。ジンナーがここまでムスリムの将来に不安を抱いていた理由は、英国の植民地支配の手法と密接に関連している。英国は自国より遙かに人口の多いインドを支配し続けるため、選挙で選ばれたインド人の代表者が行政に参与することを認めつつ、インドに住む人々の様々な違いを利用し、被支配者たちの反英運動での一致団結を妨げるべく宗教間の対立を煽る施策を行った。これは

「分割支配」と呼ばれ、少数派のムスリムに人口比より多い議席を認めるなどの優遇措置も行われた。ジンナーをはじめとするムスリムのエリート層は、国民会議派の政治姿勢を見て、単純に英国が撤退するだけでは自らを守る措置も失われ、二級市民的な地位に甘んじることになるかと恐れたのである。これまでの歴史研究の中で、ジンナーは「ムスリムの国」要求は交渉上の戦術であり、分離独立までは実際には求めていなかったという指摘がなされた（ジャラル 1999: 353-355）。しかしその後の政治展開の中で、結局は一九四七年にパキスタンはインドと別れて独立することになった。以降、世俗主義、二民族論は印パそれぞれの国民統合理念となっていく。ただ、植民地時代、インドの行政に参加する代表者を選ぶ選挙は制限選挙であり、選挙権を認められない人が多数派であった。また、国民会議派の中にもムスリムの指導者がいて、印パ分離独立時にインドに留まることを選択したムスリムも多くいた。印パ分離独立の原因をヒンドゥーとイスラームという宗教の違いに単純化して求めることができない点は、ここで確認しておきたい。

ともあれ、世俗主義と二民族論という二つの理念が、お互いに否定しあう関係になっている点は重要である。すなわち、世俗主義の立場から見れば、宗教・宗派に基づく差別は存在しないはずなので「ムスリムの国」であるパキスタンの独立は必要なかったことにな

り、逆に二民族論の立場からだヒンドゥーとムスリムは同じ国で生活することはできないという結論になる。パキスタンにとってインドの世俗主義は、ムスリムが一つの民族を構成するという二民族論の否定につながり、自らの国民統合を脅かす考え方となった。ちなみに現在も印パ両国間で係争地となっていて、印パ両国がそれぞれの占領地域で支配を続けているカシミールは、ムスリムが人口の多数派を占める地域であった。この地域を印パそれぞれが自国の地図に組み込むことは、お互いの国民統合のイデオロギーに説得性を与える意義を持っていた。つまり、ヒンドゥーが多数派のインドでもムスリム多住地域が存在することは世俗主義が機能している証左になり、逆に言語・文化的な違いがありながらもムスリムの多いカシミールがパキスタン内であれば、ムスリムが一民族を構成するという二民族論を補強する。そのため、国内に分裂要素を抱える両国は、カシミール問題において譲歩できなかった。二〇二四年現在、インド政府の実権を担うインド人民党はヒンドゥー・ナショナリズムに基づき、カシミールにヒンドゥーを移住させ、ヒンドゥーを多数派としたうえでこの地域の自国領としての既成事実化を進めようと試みているが、そうになると、なおパキスタンは二民族論を強調して、カシミール問題において強硬な姿勢を崩さなくなるだろう。

ジンナーをはじめ、ムスリム連盟内でパキスタン建国に指導的な役割を果たした人々は、現在のインド国内のウッタール・プラデーシュ州やグジャラート州等「北インド」と呼ばれる地域に多く住んでいた。北インドは印パ分離独立でインド領に入ったため、建国の指導者らはパキスタン領へと移住してきた。これらの移住者の中にウルドゥー語を母語とする人々が多かったために、パキスタンでウルドゥー語が国語として採用される要因となった。しかしウルドゥー語の国語化に対し、非ウルドゥー語使用者からは不満の声も上がった。それが特に強かったのが、独立当初パキスタン国内で最大の使用者がいた東パキスタンのベンガル語使用者である。一九四七年の建国時のパキスタンは、西パキスタン（現パキスタン）と東パキスタン（現バングラデシュ）の地域を領土とする飛び地国家であった。言語上の被差別感、地理的な孤立性に加え、当時のパキスタンの外貨収入を支えたのが東パキスタンのジュート産業であったのに、その利益が一九五〇年代から進められた新首都イスラマバード建設に投入され、毎年ベンガルに襲来するサイクロンへの対策には用いられなかったという不満も加わり、戦争を経て、一九七一年のバングラデシュ独立という結果につながった。宗教的には同じムスリムであるのに東パキスタンの人々がパキスタンから離脱したことは、「宗教が同じだけでは一つの国民に収斂できないのではないか」とパキスタン

の二民族論を大きく揺さぶった。しかもバングラデシュ独立運動をパキスタン軍が弾圧した時、インド軍は軍事介入を行ってバングラデシュ独立を助けた。このように、実際に国家分裂を経験した歴史があるため、パキスタン政府はインド政府が自らの国民統合を破綻させようとしているとの疑念を常に持ち続けてきた。その疑念は三度の軍事クーデターがあつたうえ、文民政権が長続きできない激動のパキスタン政治史の中でもずっと共有されてきたのである。現在インドの総兵力約一二五万に対しパキスタンの総兵力は約六〇万で、両国の総兵力には大きな差がある。パキスタンはその差を核抑止力によって埋めようとしているのである。

パキスタンの核武装につながった印パ対立はこのように八〇年近くに及んでいる。そしてこの対立関係には両国の国民統合と関連しているという事実が理解されねばならない。さらに、印パ対立においてしばしば引き合いに出されるカシミール問題は、両国の対立の「原因」というより「結果」であるだけに、カシミール問題の解決によってパキスタンの核武装に歯止めがかけられるとは考えにくい。むしろ、印パ対立の緩和こそが、カシミール問題やパキスタンの核武装の問題解決に近づく一步になると考えられる。

3 パキスタンが置かれてきた国際関係

独立後インドの外交方針としては「非同盟外交」が知られているが、対するパキスタンは冷戦下において西側寄りの立場をとっていた。それは東南アジア条約機構（SEATO）や中央条約機構（CENTO）に加盟していた事実を見てもわかる。冷戦の主舞台とは言えなかった南アジアにおいてパキスタンが西側寄りの立場をとっていたのは、インドと対抗するうえで米国に後ろ盾としての役割を期待したからである。それに加え、一九六二年の中印国境紛争で中印関係が悪化すると、パキスタンは対中関係強化にも乗り出し、カシミールの支配地域の一部の中国への割譲まで行った。その後、パキスタン政府は一九七〇年代の米中接近の仲介も担った。しかし、こうした「貢献」も一九七一年のバングラデシュ独立戦争へのインド軍の介入を阻止する材料にはならず、パキスタンは国家分裂を経験した上、南アジア国家体系においてインドが突出した存在として浮上する結果がもたらされた。一九七〇年代末のソ連のアフガニスタン侵攻時、さらに二〇〇一年の米国同時多発テロとその後の米国によるアフガニスタン攻撃時にもパキスタン政府は対米協力を表明し、米国の対アフガニスタン政策の前線基地としての役割を担ったものの、米国は二〇〇七年に米

印原子力協定を妥結し、インドの核武装を事実上容認した。パキスタンはその後中国の「一帯一路」に参加し、「債務の罠」を警戒する国内外の声があるにもかかわらず、中国からの経済支援を受け入れた。中国はパキスタンの核武装を拒否していない。

以上大まかではあるが、パキスタンをめぐる国際関係からも、この国がいかに関係を警戒し、対抗する力を得ようとしてきたかが理解できるだろう。しかしパキスタンは、現在までのところ米国に協力したところで、経済的な支援は得られこそすれ、インドに対する有効な安全保障上の利益を得ることはできなかった。核兵器という強力な手段を自前で開発し、それに依拠しようという動機の高まりは、こうした流れの中に位置づけられるのである。

その一方、パキスタンは核兵器開発計画を一九九八年の核実験実施までは国際社会の目をかいくぐるようにして進めてきた。具体的には北朝鮮からミサイル技術を導入し、遠心分離機技術は密輸を経て取得した。その他、細かい部品に至っては、空港で検査を免れる外交荷物でパキスタンに持ち込まれたものもあったという（近藤 2009: 135）。ここには対米関係の決定的な悪化を回避したいこの国の事情も見えて取れるが、ミサイル技術導入の対価としての対北朝鮮核技術供与の事実や、「核の闇市場」を通じた技術流出は、すでに明るみ

に出てしまっている。

4 国内の権力構造の問題

先述したように、独立直後のパキスタンにおいて指導的な地位にあったのは、北インドから移住してきた人々であった。ただ、彼らは現在のパキスタン領で地元出身の政治家に比べ支持基盤を持っていなかったため、多様な人々が住まうパキスタンにおいて州自治を發展させることには消極的で、むしろ中央集権的な国家を志向していった。さらに、言語問題に端を発する東パキスタンの問題だけでなく、アフガニスタンとの国境をまたいで居住するパシュトゥーン人が一つの国家を建国しようとするパフトゥーンニスタン運動、イランとの国境をまたいで居住するバローチ人の自治要求運動が展開され、パキスタン国家は当初から分裂の危機に対処せねばならなかった。また当初からインドとの間にはカシミール問題を抱えていた。このような状況下で、政府は徐々に軍への依存度を深めていった。それは逆に軍の政府や社会に対する影響力の増大も意味する。軍事クーデターによる文民政権打倒が繰り返されてきただけでなく、文民政権下でも軍による政治への介入が見られた。国防費の国家予算に占める比率も高く、文民政権期の一九八〇年代末にも三割近くを

占めていた。

もちろん、こうしたパキスタンという国が建国以来抱える問題だけでなく、選挙で選ばれた文民政治家の体質の問題も無視できない。文民政治家の収賄や脱税といった不祥事が頻発し、政党内部での内紛や個々の政治家の所属政党変更も散見される。こうした体質に起因する文民政治家への人々の信頼度の低さが、軍による「国家的危機の收拾」のための政治介入実施の口実を与えてきたのも事実である。実にパキスタンの政治史の約三〇年余（二九五八―七二年、一九七七―八八年、一九九一―二〇〇八年）は軍政によって占められており、独立後約六〇年以上を経た二〇一三年になって、初めて選挙で選ばれた文民政権が任期を満了し、選挙後に次期文民政権へ交代したという歴史がある。

さらに米国をはじめとする民主主義を標榜している国々が、パキスタンの軍政を何度も支援してきた事実を忘れてはならない（Ali 2008: 191-211）。とりわけ、一九七九年のソ連によるアフガニスタン侵攻時、あるいは二〇〇一年の米国同時多発テロ発生後の「対テロ戦争」遂行時に、米国政府は当時のパキスタンの軍政を支えるべく多額の支援を行い、特に二〇〇一年の際にはその三年前のパキスタン核実験で課した経済制裁も解除した。これが当時のムシャッラフ軍政の延命につながったことは言うまでもない。

八〇年近くに及ぶ印パ間の緊張関係の継続は、軍の政治・社会に対する影響力増大だけでなく、特権的地位の固定化まで生み出している。つまり、印パ対立があるために軍は一定の国家予算を確保でき、多くの軍用地を得、軍高官の人事に関しても文民政府に対して自らの意向を押し通すことができた。しかし、そこから軍は単なる国防組織としての性格だけでなく、こうした既得権益の維持を図る組織としての性格をも強めていく。たとえば余剰軍用地の有償での住宅地や農地としての貸与、軍人が持つ土木技術を利用した建設業等の営利事業の実施といったことが、パキスタンでは長年行われてきた (Siddiqi 2017: 161-202)。こうして軍が作り出した事業体は不動産・土木建設・水利・港湾・保険ほか数多くの分野を手掛けるようになり、軍に経済的利得をもたらすだけでなく、退役軍人の再就職先としても機能している。また、災害でインフラストラクチャーが寸断された場合、その早期復旧にこうした事業体の組織力・技術力が大きく貢献してきたという現実もある。加えて、これらが波及的に多くの雇用を生み出すため、そこに雇われた人々は軍の行動に対する批判を控えがちである。軍の特権的地位はこうして温存されていくのである。軍の特権を保持できる根拠が印パ対立にあると考えるならば、軍が真の意味で印パ関係の改善に本腰を入れるとは考えにくいのが現状である。

5 パキスタンの核放棄に向けて

以上から、①インドとパキスタンがそれぞれ「世俗主義」と「二民族論」という二つの対立するイデオロギーによって建国され、②米国との結びつきが対インドという意味での安全保障に大きな利益を生まず、③軍が政治・社会に強い影響力を持つ構造、という三点がパキスタンの核兵器開発を止められない土壌となってきた。

こう考えていくと、パキスタンの核兵器開発を止め、核放棄の方向へと進めるためには、やはり印パ対立の緩和が鍵になるだろう。とはいえ、たとえば南アジア地域協力連合（SARC）は、南アジア内での地域協力を進め、そこから印パ対立を緩和していく役割も期待されたが、結局印パ対立が足かせとなつて有効な手を打てず、機構内部の不祥事もあつて、コロナ禍以降はほとんど有効な活動ができていない。そのように前途多難な状況下ではあるが、印パ間で人々の交流を地道に進めていくことは、状況打開につながるかもしれない。両国間の人的・経済的・文化的な交流を進め、相互依存関係を深め、人々が頻繁に行き交ふことで対立を無意味化させ、相互が軍拡を見直さざるを得ない状態を創出することが望ましく、国際社会もそれを後押ししていかねばならない。

国際社会の関与という視点から言えば、これまでの米国の例のように目先の利益のためにパキスタンへ場当たりの対応を繰り返して軍政を支え、軍を肥大化させていった歴史が繰り返されてはならない。むしろ政治腐敗の防止など、ガバナンスの改善を支援して文民政治が名実ともに正統性を獲得し得る環境を創り出していくべきだろう。

パキスタン社会ではまだ核兵器が「強力で、自らの国の防衛を強化する兵器」であるという認識が強く、人命と社会を破壊し、残留放射能が長期にわたって人を苦しめ、蝕んでいく現実への理解が今なお深まっていないように思える。一九九八年に地下核実験が行われたバローチスタン州チャーガイ周辺では、実験による環境被害が疑われたにもかかわらず、ほとんどマス・メディアで取り上げられることはなかった (Human Rights Commission of Pakistan 2001: 263-264)。核実験場は国の中央から遠い場所が選ばれるため、そこに生じた被害は隠蔽されやすい。これは第五福竜丸事件とも重なる問題を提起している。

やはり被爆国日本には、これまで以上に核兵器のもたらす惨禍をパキスタンの市井の人々に伝えていく役割を担うことが求められる。毎年八月六・九日が近づくともパキスタンのマス・メディアでも広島・長崎に関する報道がなされるが、残念ながら被爆に関するパキスタン国内の報道には、近年でも基本的な事実関係のレベルでの誤報が見られる。これまで

のヒロシマ・ナガサキに発する核廃絶の努力は確かにパキスタンにも伝わっていると感じるが、それでもなお、こうした努力を継承し続けていく必要がある。

追記 本稿は、二〇二四年一〇—十一月に開講された広島市立大学広島平和研究所主催の連続市民講座「止まらないアジアの核開発とガバナンス」での第四回講演内容を再構成し、加筆・修正したものです。

《参考文献》

- 近藤高史 (二〇〇九) 「パキスタンの核兵器開発問題とその位相」 吉村慎太郎・飯塚史子編『核拡散問題とアジア——核抑止論を超えて』 国際書院
- ジャラルール、アーイシャ (一九九九) 井上あえか訳『パキスタン独立』 勁草書房
- Ali, Tariq. (2008), *The Duel: Pakistan on the Flight Path of American Power*, London: Simon & Schuster.
- Human Rights Commission of Pakistan, (2001), *State of Human Rights in 2000*. Lahore: Maktaba Jadeed Press.
- Siddiq, Ayesha. (2017), *Military Inc.: Inside Pakistan's Military Economy*, 2nd Edition, London: Pluto Press.

《より深く知るために》

中野勝一（二〇一四）『パキスタン政治史——民主国家への苦難の道』明石書店

福永正明（二〇二二）「インドとパキスタンの核」広島市立大学広島平和研究所編『アジアの平和とガバナンス』有信堂

水谷章（二〇一一）『苦悩するパキスタン』花伝社

第9章 イランの核開発問題は今

——長期化するガザ戦争とイランの戦略

中西 久枝

イランの核開発は、トランプ政権が二〇一八年に核合意を一方的に破棄して以来、急速に進展してしまつたと指摘されている。他方、イランは「核合意を破棄したアメリカが悪く、アメリカが合意事項の経済制裁解除を無視した」と主張している。核合意が成立したのは二〇一五年のことであり、すでに一〇年が経過している。二〇二五年一月に発足した第二次トランプ政権下の今日、イランとアメリカの関係はいまだに緊張している。それはイスラエルを後押しするアメリカが、イスラエルとともにイランの核化を問題視しているからである。中東には、もうひとつ大きな問題が続いている。それは二〇二三年一〇月に

始まったガザ戦争である。パレスチナのガザ地区を実効支配してきたハマスを支援してきたと言われているイランは、ハマスを通じて間接的に戦っていると指摘されることが多い。この二つの問題は、どのようにつながっているのだろうか。本稿は、中東の地政学的な観点からイランの安全保障戦略を解き明かし、イランの核開発問題とは今日どのような問題なのかを明らかにしたい。

1 中東におけるイラン

イランの核開発問題について説明する前に、まずイランとはどのような国なのだろうか。イランは、中東の中でアラブ国家が多いなか、アラブ民族ではなく、インド・ヨーロッパ語族に属するアーリア人の国家である。イランではペルシャ語というアラビア語とは異なる言語が話されている。イランの歴史は古く、アケメネス朝ペルシャやササン朝ペルシャなどがかつて栄華を極め、インドのムガル朝と勢力が拮抗していた中世のサファヴィ朝ペルシャなどの大国としての歴史がある。イランの人々はそうした帝国の歴史に誇りを持ち、それがイランの国家威信にもつながっている。また、イスラームの中ではスンニー派ではなくシーア派という少数派の宗派に属している。この意味でもイランは、スンニー派

が大多数の他の中東国家とは異なる。

イランは、北側のカスピ海、南のペルシャ湾という二つの海に囲まれた国家で、地政学的に重要な位置を占めている(図1)。ペルシャ湾は石油タンカーの通過点で、日本が中東から輸入している石油のタンカーは、ペルシャ湾のホルムズ海峡を通過する。そこからタンカーはインド洋に出て、マラッカ海峡を通じて日本に到達する。その意味では、日本のエネルギー安全保障という観点から見ても、イランの地政学的な位置は重

図1 イランの地政学的位置



[出典] https://www.photolibary.jp/img809/411222_6602867.htm (2025年4月10日アクセス)

要である。

イランは、端的に言えば、中東諸国の中で唯一の反米国家となっている。イランは、一九七九年まで王政国家で、アメリカとの関係は良好であった。王政時代には、アメリカはイランに対して民生用の原子力技術供与をしていたほどである。ところが、一九七九年にイラン革命が起こり、バーレビ国王がアメリカに亡命し、王政が崩れ、「イスラーム法学者の統治」という、世界的にもまれにみる国家体制になった。イランは、イスラーム法学者が政権の中枢に存在する「イスラーム国家体制」となっており、国名は「イラン・イスラーム共和国」である。その統治制度は、共和制で大統領制ではあるが、大統領の上に最高指導者と言われる法学者が最終的な国権を有する。それゆえ、イランの国防問題は、究極的には最高指導者のハメネイ師の判断に委ねられている面がある。

2 イランの核開発問題とは何か——核開発疑惑から核合意までの経緯

イランの核開発問題は、二〇〇二年に、イランの反体制武装勢力のムジャハーディーン・ハルクという勢力が、イランがひそかに核開発を行っているという情報を流したことに端を発している。欧米諸国は、この宣伝活動を信じ、イランが将来核保有国になるのではな

いかという不安を抱き始めた。それは、アメリカが支援するイスラエルの安全保障がイランの核保有によって脅かされるという認識から来るものであった。二〇〇二年に核開発問題が浮上してから、当初はイギリス、フランス、ドイツといったヨーロッパ三国がイランと交渉し、イランの核開発活動に歯止めをかけるようイランを説得していた。その後、アメリカ、中国、ロシアが欧州の三カ国に加わり、ついに二〇一五年に外交努力で核合意が締結されたのである。

二〇〇二年から二〇一五年までの一三年間、イスラエルは、イランを攻撃する可能性があるとこの脅迫に近い声明を時折出しており、イランとイスラエルの敵対関係は深まっていった。特に、二〇〇五年にイランではアフマディーネジャード政権という非常に保守強硬派的な政権が誕生し、「イスラエルはこの地図から抹消されるべきである」という発言をし、イスラエルを刺激した事件も起こった。

そうした中、いかにイランの核開発活動を制約していくのかという交渉が上述の交渉国の間で行われ、包括的共同行動計画 (Joint Comprehensive Plan of Action: JCPOA) という合意がついに二〇一五年に成立したのである。これがイラン核合意と呼ばれるものである。ではなぜ、正式名は「行動計画」という名称であって、「合意」ではないのだろうか。それ

は、JCPOAが「核交渉国同士が共同でイランの核活動に制約を課す行動を起こし、イランが科された制約を遵守すれば、イランに対して科してきた経済制裁を徐々に解除していく」ことを互いに約した「計画」であったからである。

簡単に言えば、イランの核保有を阻止すべく、核の製造につながるような核活動をイランにさせないよう、イランの核開発活動に制限を加えるという「計画」であった。第一に、イランが実施するウラン濃縮度を低く抑え、高度に濃縮された濃縮ウランをイランからアメリカやロシアに搬出して、イランの保有する濃縮ウランの量を減らす、という内容である。第二に、イランがこうした核開発活動を遵守しているか、国際原子力エネルギー機関（IAEA）が監視し、査察していくという内容である。さらに、イランの核兵器につながるプルトニウムの生産を制限するため、兵器級のプルトニウムができないよう重水炉を改編するといった内容も含まれていた。具体的には、ウランの濃縮率の上限を三・六七%にし、イランが貯蔵する濃縮ウランの量は三〇〇キログラム以下に限定するといったものであった。

ここで重要なのは、この核合意はどの程度の時間軸で構築されていたのか、という点である。二〇一五年に核合意が行われ、翌年二〇一六年一月一日にこの合意が履行され、さ

らにそこから数えて最低一〇年間はイランが合意事項を守るとされていた。イランの濃縮の上限三・六七％は一五年間遵守義務があるとされていたのである。つまり、一番遵守期間が短いものが二〇二六年には失効し、最も長い遵守期間を設定していた合意事項は、二〇三〇年に期限が設定されていた。

もうひとつ重要な合意項目は、IAEAによる査察をイランが受け入れるというものだった。これはイランの核開発活動に対する透明性と説明責任をイランに求めたものであった。この内容も一五年以上は監視体制が敷かれるという時間軸が設定されていた。イランとIAEAとの関係でいえば、イランは核不拡散条約(NPT)の加盟国であり、加盟国には、追加議定書に批准することが求められている。追加議定書は、申告済みの核物質に関する保障措置を果たすためのものであり、未申告の核物質がないか、未申告の原子力活動がないのか、といった情報をIAEAに提供すべきだとしている。

イランは、この追加議定書に一九九〇年代に署名はしたが、国内プロセスで否決されてしまったため、最終的には批准に至っていないのである。したがって、批准に至っていないイランに対し、IAEAがどのように説得してイランの核開発活動の透明性を担保させるのか、という問題を含んでいたと言える。

さらに重要なこととして、「核合意は不完全なものであり、歴史的な失敗である」と主張するイスラエルがイランの核開発の動向を問題視するのは、イランのミサイル開発というもう一つの問題が存在するからである（後述）。二〇一〇年から合意に至る二〇一五年までの間、アメリカはイランのミサイル開発に対する規制を核合意の原案に含めるべきだと主張し続けていたが、実際には、この「ミサイル条項」は二〇一五年の核合意には盛り込まれることはなかった。その後、核合意が国連の安全保障理事会の決議として採択される過程で、採択された決議の中には補則として「イランは核弾頭を搭載可能なミサイルについては開発しない」という内容が盛り込まれたが、イランはこれが核合意の一部であるとは認めていない。

3 アメリカによる核合意の破棄とイランの核開発の動向

二〇一五年の核合意とアメリカの核合意からの離脱

二〇一五年の核合意は、二〇一六年一月一日には履行日となり、行動計画は二〇一七年まで概して実施されていた。イランの制裁は一時解除され、経済は一時的に回復した。他方、中東で敵対するイスラエルとサウディアラビアがイランの核活動はある程度制約を

かけることができて、通常兵器の開発については鹵止めが十分にかかっていないという危惧を抱き始めた。実は、イスラエルも含む湾岸諸国の多くは、イランのミサイル開発が進展してきたことに脅威を感じていたからである。

そうした中、二〇一八年八月、トランプ政権が一方的に核合意から離脱するという一大事が起こった。先述のように核合意はあくまで行動計画であり、合意内容を行動に移すかどうかが問題となる。イランは遵守していたが、アメリカが一方的に離脱したため、イランの遵守と見返りに起こりうるべき経済制裁の段階的解除も起こらなくなる。むしろ、トランプ政権もバイデン政権も、制裁解除を行うどころか、逆に制裁を強化していったのである。そうした状況下、イランは合意内容で決められていた核活動の制約を受ける必要はないと判断し、イランの核開発は活性化していき、現在に至っている。

たとえば、ウランの濃縮率が合意では三・七五%となっていたのが、現在では六〇%まで上昇している。さらに、イランで未申告のウラン濃縮のサイトが見つかるという事件も起こり、イランに対する制裁は「最大限の圧力」と呼ばれるトランプ政権の政策により、金融制裁をも強化され続けていくことになった。中東では最強の軍事力を有する革命防衛隊の最高指導者を始め、イランの銀行はほとんど全てが制裁リストに入っている。

「SWIFT」という国際決済制度があるが、イランはこの制度から排除されており、ドル決済ができないのである。イラン経済は二〇一八年以降、疲弊の一途を辿った。

イランにとっての核開発の意義とイランの安全保障戦略

ここで少し視点を変え、イランにとっての核開発をすることの意義について考えてみたい。イランは最終的に核弾頭を保有することを決めているのだろうか。また、核合意が成立した二〇一五年時点での「核弾頭一個を製造するのにかかる時間（ブレイクアウトタイム）が一年」だと想定されていたのが、現在は二週間になったという指摘がある。イランの核保有はそこまで進んでいると考えてよいのだろうか。

私はイランの政策決定者に二〇〇八年頃から二〇一五年までのイランの核開発政策についてインタビューをしたことがある。そこでわかったのは、イランの核開発活動は、イランが技術大国になるという野心から来るものだということであった。すなわち、イランが核開発を遂行する科学技術力を持っていることを国内外に示したいという国家威信の発揚が、核開発活動の継続の根幹にある。

つまり、イランにとって例えば「ウラン濃縮率が六〇%まで上がった」ということは、

確実に濃縮率という指標で科学技術能力が向上したことを外に示す、という意味がある。欧米諸国やイスラエルは、濃縮率が九〇パーセントになれば兵器級レベルに達すると警鐘を鳴らし、濃縮率の上昇を即座に核兵器製造の可能性に結び付ける。ここに、イランの自己イメージとイランに対する外部勢力の脅威との認識のずれがあるように私には思われる。

イランの「抵抗の枢軸」の形成

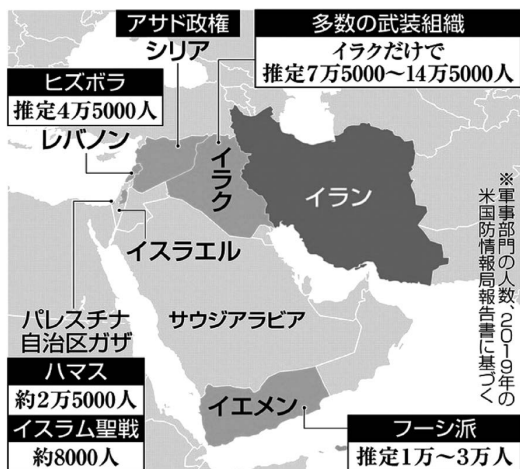
イランの核開発活動が問題になることを理解するためには、少し歴史をさかのぼる必要がある。そこには、イランとイスラエルとの長年にわたる敵対関係がある。イランは一九七九年二月の革命後、反イスラエル、反米を政治スローガンとした。それは現在も変化していない。イラン革命の指導者であったホメイニ師は、イスラエル軍の占領下で生きているパレスチナ人たちを「被抑圧者」だと捉え、アメリカとイスラエルの帝国主義的な支配構造下にある人々を解放することがイラン革命の精神だと主張した。この「被抑圧者」の解放という思想は、革命前のパーレヴィー国王体制が生み出した貧富の格差などの社会的・経済的な問題の下で生きてきたイランの人々全体を、イラン政府がイスラームの精神で解放するという考え方であった。そこにイランのイスラーム国家体制の正当性があるとされ

たのである。イランはイスラームのシーア派の人々を支援するというイデオロギーを掲げ、それはイランの外交政策の根幹を担うものとなった。

イランとイスラエルの関係は、イランの核開発疑惑が浮上した数年後の二〇〇五年から二〇〇八年頃、特に緊張に満ちたものになっていた。それは二〇〇三年のアメリカ主導の対サッダム戦争によりイラクのサッダム・フセイン政権が打倒され、イラク内のシーア派勢力に対するイランの影響力が増大していったからである。イラクのフセイン政権はスンニ派の政権であったが、二〇〇三年まではイラク内のシーア派人口は四割程度であると言われていた。ところがフセイン政権が崩壊すると、実はイラクのシーア派人口は全人口の過半数を超えることが明らかになった。中東では、人口に関するあらゆるデータが政治性を帯びている。その意味でイラクの人口動態的な数字がそれぞれの統治政権によって歪曲されているのは容易に想像できる。

イラクのサッダム・フセイン政権に対し、アメリカはいわゆる有志連合を形成し、多国籍軍を配備してイラク戦争を実施した。しかしながら、当初の思惑とは異なり、イラク戦争は泥沼化した。その過程で、イランはイラクのシーア派の民兵組織を増強し、草の根レベルでイラクのシーア派勢力を支援した。それによって、イラク戦争の余波がイランに

図2 イラン主導の「抵抗の枢軸」



〔出典〕 デイリー東北 Digital 2023年11月3日 <https://share.google/QYaQofOoPGcrdAilQ> (2025年9月25日アクセス)

及ばないことを期していたのである。

このようなイランのシーア派勢力に対する支援は、イラクに留まらなかった。南レバノンのヒズボッラーやシリアのシーア派民兵組織をはじめ、イランはいわゆる「抵抗の枢軸」と言われている勢力を中東各地で力づけた。この抵抗の枢軸の中に、ガザ地区のハマスも存在する。アメリカは、これをシーア派の「弧」、すなわち「シーア派の三日月地帯」と言う用語で、サッダムなきイラクを取り巻く中東でのイランのシーア派勢力拡大に警鐘を鳴らしてきた。

上図のように、イランの「抵抗の

「樞軸」は、ある意味では見事にイスラエルを取り囲むように配置されている。一九九一年の湾岸戦争期には、イラクのサダム政権がイスラエルに対してミサイル攻撃を実施した事実を考えると、イラク内からイスラエルに対してミサイルを発射することは距離的に可能である。シリアとレバノン、イスラエルの隣国であり、その両国にシリア派の武装勢力という親イランの部隊を養成しておけば、イランはイスラエルに対し睨みを利かせることができる。これらの親イラン的武装勢力の育成に関与してきたのは、イランの革命防衛隊である。

しかしながら、イエメンのフーシ派、南レバノンのヒズボラ、パレスチナのハマスに対して、イランがどこまで直接的な関与をしているのかという点については、実は諸説ある。中東を取り巻く情勢は、二〇〇三年以降二〇一一年のアラブの春が始まった時点まで、刻々と変化した。アサド政権下のシリアで反政府デモが起こり、その後シリアが二〇一二年の後半から二〇一三年まで内戦化した状況下で、イランはロシアとともに親アサド政権を支援した。その一方で、ハマスとイランの関係は、紆余曲折した。ハマスはイランから経済的な支援を受けたり、軍事訓練を受けたりしたと言われているが、シリア戦線では、反アサド政権側の勢力についた。南レバノンのヒズボラは直接シリア戦線に参加したが、ハマ

スは参戦しなかった。ただ個人レベルでハマスの構成員がシリアに行くことは考えられ、その意味でも中東における非国家アクターの動きは、個別に辿ることは困難である。いずれにせよ、イランとハマスの関係は、二〇一三年以降一時的に変化した。しかしながら、大国イランはハマスへの支援を停止することはなかったと言われている。

また、ヒズボラとイスラエルは二〇〇六年に直接的な戦闘を一カ月間交えたのみならず、散発的な交戦状態が今日まで断続的に続いている。ヒズボラのイスラエルへの攻撃がどこまでイランの直接的な指示系統によるものなのか、という点については、アメリカとイランの間で意見が分かれている。アメリカは全面的なイランの関与を指摘する一方、イランは否定はしないものの「直接的にヒズボラを支援している」とも公言していない。イランはあくまで「抵抗の枢軸の勢力が反シオニズムに抗する努力を継続している」という言説を展開し、特定の勢力に対する言及は控えている。

中東研究者の間では、イランの「抵抗の枢軸」に対する影響力の行使は、その時々状況によって異なるとの見方が多い。特に、二〇二三年一〇月七日のハマスによるイスラエルに対する急襲とイスラエル市民を人質にして拉致した事件については、果たしてイランがどこまで指示したのかという点はいまだに明らかになっていない。アメリカのアント

ニー・ブリンケン国務長官（当時）はこの事件で、「イランが直接関与した根拠は見当たらない」という声明を出し、対イラン政策において慎重な姿勢を示した。

他方、ヒズボラやハマスが使用しているミサイルやドローンがイラン製であると判明することがこの数年間続いている。その意味では、イランがヒズボラやハマスの軍事力の拡大に關与してきた事実は浮かび上がりがつつある。イランが、ヒズボラやハマス自身によるドローン製造などのそれぞれの武装化へのノウハウを供与してきた事実を、革命防衛隊関係者が人質事件後のNHKとのインタビューで言及した点も興味深い。ここに、欧米や日本がイランの抵抗の枢軸を、イランのプロキシ、すなわち「代理」アクターとして位置付けてきたことを裏付ける材料がある。

イスラエルにとってのイランの脅威

イスラエルは中東唯一の核保有国である。イスラエルが、九〇の核弾頭を保有しているという事は、ストックホルム国際平和研究所が一〇年以上前より指摘しており、事実上の核保有国である。他方、イスラエルは核保有の事実を否定も肯定もしていない。そのイスラエルがイランを恐れるのはなぜだろうか。先述のようにイランの核開発活動は二〇一

五年の核合意で制約を受けたものの、その後にはブレークアウトタイムが二〇一五年の核合意時の一年から今や二週間に短縮された事実を鑑みると、イランの核脅威は数値の上では納得できそうではある。しかしながら、ウラン濃縮率の六〇％は、客観的に見れば、兵器級の濃縮率の九〇％からはいまだに遠く、ただちにイランが核兵器を製造することができ、時間が二週間と言えるのかと言えば疑問が残る。にもかかわらず、イスラエルがイランを脅威とみなすのはなぜだろうか。

それは端的に言えば、イランのミサイル開発問題にある。イランは、二〇〇〇年代初頭よりミサイル開発を着々と推進した。他方、イスラエルはたとえば「ジェリコ2」とか、「ジェリコ3」といったミサイルを開発済みであることを明らかにしている。これらのミサイルの射程距離は約一五〇〇から一八〇〇キロメートルと言われている。それに対し、イランには、イスラエルよりも一点だけ勝るものがある。それは二〇〇〇キロメートルまでの射程距離を持つミサイルを中東で唯一保有しているという事実である。

イランは、ミサイル開発という点でイスラエルとしのぎを削ってきた経緯がある。ドローン開発においても、イスラエル製のドローンも優れているが、イラン製のドローンは安価である点が売りとなっている。イランはドローンを前述の「抵抗の枢軸」勢力に対して直

接提供したり、あるいは製造するノウハウを教えたり、現在ではロシアにドローンを供与したりしている。しかしながら、イスラエルとイランの決定的な軍事力の違いは、イスラエルは核保有国であるが、イランは核保有国ではないという点にある。にもかかわらず、イスラエルがイランを敵視し、警戒してきたのは、イランが「抵抗の枢軸」勢力に対して影響力を行使してきたからである。

現在イスラエルが、ガザ戦争で非人道的な戦闘を継続し、国際法上の比例原則を無視しながら、ガザの人々、一般市民を犠牲にしているのは周知のとおりである。「ハマスを抹殺するのがイスラエルの目的だ」と言いながら、実際にはハマスだけに限らず、四万五千人以上のガザの人々を殺害してきた事実がある。イスラエルは二〇二四年秋にはレバノン侵攻というかたちで、レバノンまで戦争を拡大した。その背景には、「ハマス勢力を抹殺する」というベンヤミン・ネタニヤフ政権の政策がある。ただし、イスラエルがガザのハマス勢力の抹消という非現実的な目標を掲げ、実際にそれを実行している裏には、イランの抵抗の枢軸の重要なアクターであるハマスを徹底的に弱体化させるという対イラン政策があることは言うまでもない。

事実、抵抗の枢軸をイラクとシリアで指揮していたイランのカセム・スレイマニ司令官

が二〇二一年一月にイラクで殺害された事件以来、ハマスおよびヒズボラの幹部は二〇二三年から二四年にかけて相次いでイスラエルによって殺害されてきた。さらに、二〇二四年一月にはアサド政権が瞬く間に反アサド勢力によって打倒されるという事件が起こり、イランの抵抗の枢軸は、もはやイラクのシーア派民兵とイエメンのフーシ派勢力のみとなりつつある。イラクのシーア派民兵への影響力は、イラクでの革命防衛隊の指揮能力の低下や経済制裁下のイランの資金不足などの問題から、しだいに小さくなっている。また、イエメンのフーシ派は、ロシアの影響力のもとにもあり、イランが指揮系統をどこまで握っているのかという点についても十分に検証されていない。紅海では、この数年間、フーシ派によるイスラエル船舶を狙う事件が頻発しており、その影にはイランがいると欧米や日本では報道されている。しかしながら、抵抗の枢軸が相次いで瓦解しつつある中でイランは、一方ではトランプ政権下で核開発に関する協議を二〇二五年四月一二日に始め、間接的な対話を開始している。その意味では、イランとイスラエルのグレーゾーンの闘いのように見えるフーシ派の動きが、どこまでイランの直接的な指示によるものなのかは判断がむずかしい。

イランとイスラエルの間では、サイバー攻撃が互いに行われているという側面も看過で

きない。ガザ戦争が始まって以来、イランが後ろ盾にあるとされるハッカー集団が、アメリカやイスラエルのインフラを制御するコンピュータ上のシステムやネットワークを攻撃する事態が、アメリカのシンクタンクやサイバーセキュリティ企業によって指摘されている。その一方で、イラン政府のウェブサイトがハッカー集団によって書き換えられたり、ガソリンスタンドの制御システムがサイバー攻撃を受けて機能不全に陥ったりする事件が、二〇二三年より多発している。これは、イスラエルとイランのサイバー上の戦闘の一端であることと見ることもできるが、ハッカー集団の目的も手段も多様化している今日、サイバー工作を行う集団がどこに帰属しているのかは、サイバーセキュリティの専門家でも不明な部分がある。

4 今後の展望

ガザ戦争の終結は、二〇二五年一月二〇日に発足したランプ政権がウクライナ戦争の終結とともに公約したものである。しかしながら、実際には二〇二五年四月末現在、ガザ戦争もウクライナ戦争も終結のめどが立っていない。ガザ戦争において、イスラエルが犯した国際法上の違反をアメリカが問題にせず、またイランを含めた中東諸国のいずれもが

イスラエルに歯止めをかけることができない事態をどう捉えればよいのだろうか。そこには、ロシアと同様、イスラエルが核保有国であるという事実があるように思われる。

これまでイランのミサイル開発は、核保有国のイスラエルのイランへの軍事的攻撃に対する抑止としての意義があると言われてきた。他方、二〇二四年のイスラエルとイランの直接の武力行使では、両国ともに制限的な攻撃に留まり、全面的な戦争には至らなかった。その過程で、イランの核施設の一つであるイスファハンの核施設に対してイスラエルが部分的かつ小規模な攻撃をしたと言われているが、イラン側はまったくそれには触れていない。今後、イランとイスラエルの関係がどのように動くのかは、イスラエルのネタニヤフ政権の手に委ねられている面が大きい。イスラエル国内で続いている反政府デモは、二〇二五年三月から四月にかけて拡大しており、ガザ戦争に反対する勢力がイスラエル国内で拡大している。また、イラン国内では、シリアのアサド政権が崩壊して以来、抵抗の枢軸勢力へのテコ入れに多額の資金を投じたイランの体制に対する不満を公言する国民が増大している。経済制裁下のイランの体制は、政治的な正当性の問題に直面している。

しかしながら、イスラエルとイランのうち、どちらがより攻撃的な路線をとりやすいかと言われれば、前者の方ではないかとの見方がある。それはガザ戦争を継続させてもハマ

スを抹殺することなど非現実的であるというイスラエル市民の声が大きくなり、政権が窮地に立たされているからである。事実、ハマスが弱体化してもこれまでもそうであったように、存在そのものを消すことは不可能であろう。他方のイランは、経済制裁の影響で困窮する一般市民が増えている。しかしながら、中東の大国イランは周辺諸国との関係改善をこの数年間推し進め、中国が二〇二三年に仲介したサウディアラビアとの関係改善が、他のアラブ諸国との関係においてもプラスに働きつつある。その意味でイランは中東で孤立した状態にあるとはいえず、中国との関係強化を維持しつつ、ロシアとの関係においてもより慎重な政策に転じ始めている。

二〇二五年四月一二日に開始されたイランとアメリカの間接交渉は当面継続される見込みであるが、その根幹にあるのはイランの核開発問題だとされている。バイデン政権下では、イランとの核の再交渉は、主にジュネーブにて欧州に任されてきた点を考えると、間接交渉ではあるが、イランとアメリカが交渉し始めたのは新たな動きである。

しかしながら、核合意がアメリカによって破棄され、イランが核開発活動を加速してきている現在、核合意は事実上形骸化している。その意味では、なぜ今更イランとアメリカは「核交渉」をするのだろうか。本稿で取り上げたように、イランの脅威論の根幹にあるのは、

イランによるウラン濃縮やプルトニウム生産という核開発そのものに関わる問題のみではない。イスラエルのイランへの脅威の念は、イランのミサイル開発やイランの抵抗の枢軸を通じた中東域内の反イスラエル勢力への影響力から来るものであった。この二年間でイランの抵抗の枢軸への影響力が激減した今日、イスラエルがイランに対して抱く脅威の材料は縮小している。

また、核合意から離脱したアメリカがそれによって得た利益はさほど大きなものでなかったという意見が、アメリカやイスラエルの政策決定者のなかで現在上がりつつある。イスラエルが指摘したように核合意が不完全なものであったことは事実であるが、アメリカが核合意を破棄して以降、イランが核開発活動を急速に推進する口実を得たことで、イランのウラン濃縮能力は高まり、高度の濃縮ウランの量はこの一〇年間に急増した。史上最大の経済制裁がイランには科されてきたが、イランの体制が崩壊することはなく、体制転換には至らなかった。その意味で、ガザ戦争の継続を断行するイスラエルが国内政治で追い詰められた今日、アメリカはイランと何らかの交渉をせざるを得ないと言う状況に至った。今後、イランとアメリカの「核交渉」がいかなる方向に行くのか、その動きに注視したい。

追記　本ブックレットの執筆と編集の過程で、二〇二五年六月十三日、イスラエルがイランの核関連施設と軍施設など一〇〇カ所以上を空爆する事態となった。六月十五日現在、それに対してイランが報復攻撃を実施し、その後も両国の報復合戦が継続されており、イランとアメリカの間接的な各交渉は中断する事態となっている。イランの核開発問題は新たな局面を迎えた。この中東での危機が今後どこまでエスカレートするのか予断を許さない状況が続いている。本ブックレットは、こうした新たな状況を反映していないことをお断りしておきたい。

《参考文献》

中西久枝（二〇一三）「アメリカのグローバル・ジャスティスとイランのジャスティス——核開発問題をめぐって」内藤正典・岡野八代編著『グローバル・ジャスティス——新たな正義論への招待』ミネルヴァ書房、第二章

小五原一郎・岡田隆司（二〇一九）「中東の核の現状と課題」広島市立大学広島平和研究所編『アジアの平和と核——国際関係の中の核開発とガバナンス』共同通信社、第九章

《より深く知るために》

中西久枝（二〇二五）「イランの核開発とガバナンス」広島市立大学広島平和研究所編『アジアの平和とガバ

ンスⅡ』有信堂高文社、第一〇章

中西久枝（二〇二三）「中東の核問題」『イスラーム世界と平和』（戦争学入門）創元社、第二章

執筆者一覧（掲載順）

伊東 英朗（ドキュメンタリー映画監督）

瀬戸 麻由（シンガーソングライター／核政策を知りたい広島若
者有権者の会〔カクワカ広島〕メンバー）

鈴木達治郎（NPO 法人ピースデポ代表／長崎大学核兵器廃絶研究
センター〔RECNA〕客員教授）

森田 裕美（中国新聞社論説委員）

吉川 元（広島市立大学名誉教授）

孫 賢鎮（広島市立大学広島平和研究所准教授）

溜 和敏（中京大学教授）

近藤 高史（東京福祉大学特任教授）

中西 久枝（同志社大学教授）

核依存の病理を問う

（広島平和研究所ブックレット第11巻、*HPI Booklet* Vol. 11）

2025年10月10日 第1刷発行

編集：広島市立大学 広島平和研究所 企画委員会
梅原季哉（編集責任者）、河上暁弘、佐藤史郎、
四條知恵

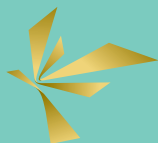
発行者：広島市立大学 広島平和研究所
所長 大芝 亮
〒731-3194

広島市安佐南区大塚東3-4-1

電話 082-830-1811

印刷者：レタープレス株式会社
電話 082-844-7500

ISSN 2189-9657／ISBN 978-4-908987-10-6



Hiroshima Peace Institute

ISSN 2189-9657

ISBN 978-4-908987-10-6